

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則をここに公布する。

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則

目次

第一編 総則(第一条)

第二編 公害紛争処理(第二条)

第三編 環境の保全

第一章 生活環境の保全

第一節 水環境の保全

第一款 浄化槽保守点検業者の登録等(第三条―第十五条)

第二款 健全な水循環の保持

第一目 地盤沈下地域における規制(第十六条―第二十六条)

第二目 一般地域における規制(第二十七条)

第三目 地下水の保全等(第二十八条―第三十条)

第四目 雑則(第三十一条・第三十二条)

第一節の二 石綿に関する規制

第一款 通則(第三十二条の二)

第二款 雑則(第三十二条の三―第三十二条の五)

第二節 産業廃棄物の適正処理

第一款 産業廃棄物の不適正な処理への対策(第三十三条―第三十九条)

第二款 雑則(第四十条)

第三節 指定有害副産物の生成及び保管の禁止(第四十一条・第四十二条)

第四節 公害防止に関する個別の規制

第一款 深夜営業騒音等の規制(第四十三条―第四十九条)

第二款 有害化学物質の適正管理等の推進(第五十条―第五十三条)

第三款 土砂埋立て等の規制(第五十四条・第五十五条)

第二章 自然と人との共生

第一節 自然環境の保全

第一款 自然環境保全地域の指定等

第一目 指定等(第五十六条―第六十四条)

第二目 保全(第六十五条―第八十条)

第三目 生態系維持回復事業(第八十条の二―第八十条の六)

第四目 雑則(第八十一条―第八十三条)

第二款 里山の保全等の推進(第八十四条―第八十七条)

第二節 希少野生動植物の保護

第一款 指定等(第八十八条―第九十三条)

第二款 希少野生動植物保護地区(第九十四条―第九十八条)

第三款 保護整備事業(第九十九条―第一百条)

第四款 雑則(百二条―第一百五条)

第三節 県立自然公園制度

第一款 通則(第百六条)

第二款 公園事業(第百六条の二―第百十九条の二)

第三款 保護及び利用(第百二十条―第百四十条)

第四款 生態系維持回復事業(第百四十条の二―第百四十条の六)

第五款 風景地保護協定(第百四十一条―第百四十三条)

第六款 公園管理団体(第百四十四条)

第七款 雑則(第百四十五条―第百四十七条)

第三章 環境影響評価の推進

第一節 通則(第百四十八条)

第二節 環境影響評価に関する手続等

第一款 方法書の作成等(第百四十九条―第百五十五条)

第二款 準備書の作成等(第百五十六条―第百七十四条)

第三款 評価書の作成等(第百七十五条―第百八十条の二)

第四款 対象事業の内容の修正等(第百八十一条・第百八十二条)

第五款 評価書の公告及び縦覧後の手続(第百八十三条―第百八十六条)

第六款 事後調査の実施等(第百八十七条―第百八十八条の二)

第七款 都市計画法の適用を受ける対象事業に関する特例(第百八十九条・第百九十条)

第八款 環境影響評価法の対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続(第百九十一条)

第三節 雑則(第百九十二条・第百九十三条)

第四編 地球温暖化の防止(第百九十四条―第百九十七条)

附則

第一編 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、[ふるさと石川の環境を守り育てる条例\(平成十六年石川県条例第十六号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二編 公害紛争処理

(手数料の減免又は納付の猶予の申請)

第二条 [条例第三十八条第二項](#)の規定による書面には、次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、[別記様式第一号](#)のとおりとする。

一 手数料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を受けようとする者([次項](#)において「申請者」という。)の氏名及び住所

二 手数料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を必要とする理由

2 [前項](#)の書面には、申請者の属する世帯の納税義務者の最近の所得税額を証明する書面その他の[同項第二号](#)の理由を証明する書面を添付しなければならない。

第三編 環境の保全

第一章 生活環境の保全

第一節 水環境の保全

第一款 浄化槽保守点検業者の登録等

(提出すべき書類の部数)

第三条 この款の規定により知事に提出すべき書類及び図面は、正本及び副本各一通とする。

(更新の登録)

第四条 [条例第四十八条第三項](#)の規定により更新の登録を受けようとする者は、有効期間満了の日前三十日までに登録申請書を提出しなければならない。

(登録申請書の様式)

第五条 [条例第四十九条第一項](#)の申請書は、[別記様式第二号](#)によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第六条 [条例第四十九条第二項第一号](#)から[第三号](#)までに規定する[次の各号](#)に掲げる書類の様式は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

一 [条例第四十九条第二項第一号](#)に規定する書類 [別記様式第三号](#)

二 [条例第四十九条第二項第二号](#)に規定する書類 [別記様式第四号](#)

三 [条例第四十九条第二項第三号](#)に規定する書類 [別記様式第五号](#)

2 [条例第四十九条第二項第四号](#)の規則で定める書類又は図面は、次に掲げるものとする。

一 法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の免状

三 [条例第五十六条の二](#)の規定による研修の機会の付与に関する書類

3 [前項](#)の規定にかかわらず、知事は、申請者(個人である場合に限る。)又は営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の六第一項に規定する本人確認情報という。[第十条第三項](#)において同じ。)について、同法第三十条の十三第二項の規定により当該申請者若しくは当該浄化槽管理士に係る都道府県知事保存本人確認情報(同条第一項に規定する都道府県知事保存本人確認情報であつて、石川県知事以外の都道府県知事が保存するものをいう。[第十条第三項](#)において同じ。)の提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該申請者若しくは当該浄化槽管理士に係る知事保存本人確認情報(同項本文に規定する都道府県知事保存本人確認情報であつて、石川県知事が保存するものをいう。[第十条第三項](#)において同じ。)の利用をすることができないときは、当該申請書に、これらの者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書類を添付させることができる。

(平一七規則三二・平二〇規則七・平二七規則三四・令二規則一三・一部改正)

(登録簿の備置き)

第七条 [条例第五十条第一項](#)に規定する浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)は、[別記様式第六号](#)によるものとし、石川県土木部都市計画課生活排水対策室に備え置くものとする。

(平一九規則二八・平二九規則一八・一部改正)

(登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求)

第八条 [条例第五十条第三項](#)の規定による登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求は、[別記様式第七号](#)により行うものとする。

(登録簿の閲覧)

第九条 登録簿の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。

一 閲覧日 [石川県の休日](#)を定める[条例\(平成元年石川県条例第十六号\)](#)に規定する県の休日以外の日

二 閲覧時間 午前九時から午後五時まで

2 知事は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

一 閲覧に関して職員の指示に従わない者

二 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(変更の届出)

第十条 [条例第五十三条第一項](#)の規定による変更の届出は、[別記様式第八号](#)により行うものとする。

2 [前項](#)の場合において、当該変更が[次の各号](#)に掲げるものであるときは、それぞれ[当該各号](#)に掲げる書類を添付しなければならない。

一 [条例第四十九条第一項第一号](#)に掲げる事項の変更 登記事項証明書

二 [条例第四十九条第一項第二号](#)に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書

三 [条例第四十九条第一項第三号](#)に掲げる事項の変更 登記事項証明書及び新たに役員となる者がある場合においては、[別記様式第三号](#)による[条例第五十一条第一項第一号](#)から[第六号](#)までに該当しないことを誓約する書類

四 [条例第四十九条第一項第五号](#)に掲げる事項の変更 当該浄化槽管理士の免状

3 [前項](#)の規定にかかわらず、知事は、届出者(個人である場合に限る。)又は営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第三十条の十三第二項の規定により当該申請者若しくは当該浄化槽管理士に係る都道府県知事保存本人確認情報の提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該申請者若しくは当該浄化槽管理士に係る知事保存本人確認情報の利用をすることができないときは、当該

届出書に、これらの者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書類を添付させることができる。
(平一七規則三二・平二〇規則七・平二七規則三四・一部改正)

(廃業等の届出)

第十一条 **条例第五十四条**の規定による廃業等の届出は、**別記様式第九号**により行うものとする。
(営業所ごとに備えるべき器具)

第十二条 **条例第五十六条第二項**の規則で定める器具は、次に掲げるものとする。

- 保守点検用具
- 採水用具
- 測定用具
 - 水準器
 - 透視度計
 - 水素イオン濃度測定器
 - 残留塩素測定計
 - 汚泥沈降率測定器(ばっ気型のを保守点検する場合に限る。)
 - 汚泥厚測定器(直径十五ミリメートルから二十ミリメートルまでの透明のものに限る。)

(研修の機会との付与)

第十二条の二 **条例第五十六条の二**の規定により、浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、知事が別に指定する研修を**条例第四十八条第二項**の有効期間毎に一回以上受けさせなければならない。
(令二規則一三・追加)

(標識の記載事項等)

第十三条 **条例第五十八条**の規定により浄化槽保守点検業者が掲げる標識は、**別記様式第十号**によるものとする。

2 **前項**の標識には、次の事項を記載しなければならない。

- 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 登録の番号、年月日及び有効期間
- 当該営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名

(帳簿の記載事項等)

第十四条 **条例第五十九条**の帳簿には、次の事項を記載しなければならない。

- 保守点検の年月日及びその内容
- 保守点検を行った浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該浄化槽の処理能力、処理方式及び設置場所
- 保守点検の業務に従事した浄化槽管理士の氏名

2 **前項**の帳簿は、毎月末までに、前月中における**前項**に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

3 **第一項**の帳簿の保存は、次によるものとする。

- 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。
- 帳簿は、閉鎖後五年間営業所ごとに保存すること。

(身分証明書の様式)

第十五条 **条例第六十一条第三項**に規定する職員の身分を示す証明書は、**別記様式第十一号**のとおりとする。

- 第二款 健全な水循環の保持
 - 第一目 地盤沈下地域における規制

(地盤沈下地域の指定)

第十六条 **条例第六十四条第一項**の規則で指定する地域は、**別表第一**の(イ)欄に掲げる地域とする。

(地下水の用途)

第十七条 **条例第六十四条第一項**の規則で定める用途は、次に掲げるものとする。

- 工業用水(製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供するものをいう。)
- 建築物用水(冷暖房設備、水洗便所又は自動車車庫に設けられた洗車設備の用に供するもの(**前身**に該当するものを除く。)をいう。)
- 前二号**に掲げるもののほか、**別表第一**の(イ)欄に掲げる地域において農業の用以外の用に供するもの

(許可の申請)

第十八条 **条例第六十四条第一項**の規定による地下水の採取許可の申請は、**別記様式第十二号**により行うものとする。

(申請書の記載事項)

第十九条 **条例第六十四条第二項第四号**の規則で定める事項は、揚水設備に係る井戸の口径及び深さとする。

(揚水設備の構造図)

第二十条 **条例第六十四条第三項**の揚水設備の構造図は、**別記様式第十三号**によるものとする。

(技術的基準)

第二十一条 **条例第六十四条第四項**の規則で定める技術的基準は、ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が、**別表第一**の(イ)欄に掲げる地域ごとに、それぞれ**同表**の(ろ)欄及び(は)欄に掲げる基準に該当することとする。

(許可揚水設備に係る経過措置に伴う届出)

第二十二条 **条例第六十六条第三項(同条第四項**において準用する場合を含む。))の規定による届出は、**別記様式第十四号**により行うものとする。

(揚水設備に係る届出に伴う受理書)

第二十三条 知事は、**前条**の届出を受理したときは、受理書を当該届出をした者に交付する。

(許可揚水設備に係る氏名の変更等の届出)

第二十四条 **条例第六十七条**の規定による許可揚水設備に係る氏名の変更等の届出は、**別記様式第十五号**により行うものとする。

(許可揚水設備に係る地位の承継の届出)

第二十五条 **条例第六十八条第三項**の規定による許可揚水設備に係る地位の承継の届出は、**別記様式第十六号**により行うものとする。

(許可揚水設備の廃止等の届出)

第二十六条 **条例第六十九条**の規定による許可揚水設備の廃止等の届出は、**別記様式第十七号**により行うものとする。

- 第二目 一般地域における規制

(準用)

第二十七条 **次の表**の上欄に掲げる規定は、**同表**の下欄に掲げる届出についてそれぞれ準用する。

第二十二 条	条例第七十二条第一項 の規定による地下水の採取の届出 条例第七十三条第一項 の規定による届出揚水設備に係る経過措置に伴う届出
第二十四 条	条例第七十四条 の規定による届出揚水設備に係る氏名の変更等の届出
第二十五 条	条例第七十五条第二項 の規定による届出揚水設備に係る地位の承継の届出
前 条	条例第七十六条 の規定による届出揚水設備の廃止等の届出

2 **第二十三条**の規定は、**条例第七十二条第一項**又は**第七十三条第一項**の規定による届出を受理した場合について準用する。

(令二規則一三・一部改正)

- 第三目 地下水の保全等

(採取量の減少等の勧告を受ける揚水設備)

第二十八条 **条例第七十八条**の規則で定める揚水設備は、揚水機の吐出口の断面積が十二平方センチメートルを超える揚水設備とする。

(水量測定器の設置等)

第二十九条 **条例第七十九条**の規則で定める揚水設備は、**別表第二**の上欄に掲げる当該揚水設備を設置する地域ごとに、その揚水機の吐出口の断面積がそれぞれ**同表**の下欄に掲げるものとする。

2 **条例第七十九条**の規定により設置すべき水量測定器は、次に掲げるもののうち、揚水設備の構造、水量、水圧、揚水時間等に応じ、地下水の採取量を最も正確に測定できるものとする。

- 接線流羽根車式水道メーター
- 軸流羽根車式水道メーター
- 円板型水道メーター
- ロータリーピストン型水道メーター
- ピストン型水道メーター
- ベンチュリー管分流式水道メーター
- ローター型水道メーター
- 複合型水道メーター
- 副管付水道メーター
- 前各号**に掲げるものと同等以上の能力を有すると知事が認める水量測定器

3 **別表第二**の上欄(一)に掲げる地域にあっては揚水機の吐出口の断面積が七十八平方センチメートル以下、**同表**の上欄(二)に掲げる地域にあっては揚水機の吐出口の断面積が百六十平方センチメートル以下の揚水設備については、積算時間計をもって**前項各号**に掲げる水量測定器に代えることができる。

4 **条例第七十九条**の規定による水量測定器の設置の報告は、**別記様式第十八号**により行うものとする。

5 **条例第七十九条**の規定による地下水の採取量の記録は、**別記様式第十九号**により行い、その記録は、三年間保存するものとする。

6 **条例第七十九条**の規定による地下水の採取量の報告は、毎年度の総採取量について、その年度終了後一月以内に、**別記様式第二十号**により行うものとする。

(地下水の使用合理化計画書の提出)

第三十条 **条例第八十条第一項**の規則で定める者は、揚水設備により、**別表第二**の上欄(二)に掲げる地域においてその揚水機の吐出口の断面積がそれぞれ**同表**の下欄に掲げるものであって、前年度の地下水総採取量が四十万立方メートル(同一敷地内に二以上の揚水設備があるときは、それぞれの採取量を合算したものをもって算定する。)を超えて採取した者とする。

2 **条例第八十条第一項**の規則で定める使用合理化計画書の提出は、翌年度以降の合理化計画について、その年度終了後一月以内に、**別記様式第二十一号**により行うものとする。

- 第四目 雑則

(届出書の提出部数)

第三十一条 この款の規定による届出、申請及び報告は、届出書、申請書又は報告書の正本にその写し二部を添えてしなければならない。

(身分証明書の様式)

第三十二条 **条例第八十一条第二項**に規定する職員の身分を示す証明書は、**別記様式第二十二号**のとおりとする。

- 第一節の二 石綿に関する規制

(平一七規則五六・追加)

- 第一款 通則

(平一七規則五六・追加)

(石綿含有建築材料)

第三十二条の二 **条例第八十二条の二第二号**の規則で定める建築材料は、大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号)第三条の三に掲げる建築材料とする。

(平一七規則五六・追加、平一九規則三・令二規則一三・令三規則二・一部改正)

- 第二款 雑則

(平一七規則五六・追加、令二規則一三・旧第三十二条の七繰上・一部改正)

(報告及び検査)

第三十二条の三 知事は、**条例第八十二条の五第一項**の規定により、石綿含有建築材料を使用する建築物等で、当該建築材料の損傷、劣化等により、大気中に石綿粉じんが排出され、若しくは飛散し、県民の健康若しくは生活環境に著しい被害を生じさせ、若しくはそのおそれがあると認められるものの所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物等における当該建築材料の種類並びにそれらの使用箇所及び使用面積について報告を求め、又はその職員に、当該建築物等に立ち入り、当該建築物等に係る当該建築材料及び石綿粉じんの飛散の状況を検査させることができる。ただし、当該建築物等が住居である場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得て立ち入らなければならない。

(平一七規則五六・追加、令二規則一三・旧第三十二条の七繰上・一部改正)

（身分証明書の様式）

第三十二条の四 **条例第八十二条の五第二項**に規定する職員の身分を示す証明書は、**別記様式第二十二号の二**のとおりとする。

（平一七規則五六・追加、令二規則一三・旧第三十二条の八繰上・一部改正）

（公表の方法）

第三十二条の五 **条例第八十二条の六第三項**の規定による公表は、石川県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

2 **条例第八十二条の六第三項**の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 勸告を受けた者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 勸告の内容

（平一七規則五六・追加、令二規則一三・旧第三十二条の九繰上・一部改正）

第二節 産業廃棄物の適正処理

第一款 産業廃棄物の不適正な処理への対策

（産業廃棄物の保管の届出の対象となる産業廃棄物）

第三十三条 **条例第八十五条第一項前段**の規則で定める産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物とする。

（令二規則一三・全改）

（産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管）

第三十三条の二 **条例第八十五条第一項前段**の規則で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が二百平方メートル以上である場所において行われる保管であって、**次の各号**のいずれにも該当しないものとする。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第十二条第三項又は第十二条の二第三項の届出による保管
- 産業廃棄物処理業者の施設(保管の場所を含む。)において行われる保管
- 廃棄物処理法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
- 廃棄物処理法第十二条の七第一項の認定を受けた者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第八条第一項(同法第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

（令二規則一三・追加）

（産業廃棄物の保管の届出）

第三十四条 **条例第八十五条第一項前段**の規定による届出は、**別記様式第二十三号**により行うものとする。

2 **前項**の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 届出をしようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類
- 保管の場所の平面図及び付近の見取図

（令二規則一三・全改）

（保管に係る変更の届出）

第三十五条 **条例第八十五条第一項後段**の規定による届出は、**別記様式第二十四号**により行うものとする。

2 **前項**の届出書には、**前条第一項**の規定により届け出た所在地又は面積に変更がある場合には、届出をしようとする者が変更後の保管の場所を使用する権原を有することを証する書類並びに当該場所の平面図及び付近の見取図を添付するものとする。

（令二規則一三・全改）

（保管の廃止の届出）

第三十六条 **条例第八十五条第二項**の規定による届出は、**別記様式第二十五号**により行うものとする。

（令二規則一三・全改）

（非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物の保管を行った事業者の届出）

第三十七条 **条例第八十五条第三項**の規定による届出は、**別記様式第二十三号**により行うものとする。

2 **第三十四条第二項**の規定は、**前項**の届出について準用する。

（令二規則一三・全改）

第三十八条及び第三十九条 削除

（令二規則一三）

第二款 雑則

（身分証明書の様式）

第四十条 **条例第九十一条第二項**に規定する職員の身分を示す証明書は、**別記様式第二十六号**のとおりとする。

第三節 指定有害副産物の生成及び保管の禁止

（生成及び保管の禁止の適用除外）

第四十一条 **条例第九十四条**の規則で定める適正な事業活動は、**次の各号**のいずれにも該当するものとする。

- 指定有害副産物の生成又は保管に関する行為が廃棄物処理法、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)その他の法令に違反するものでないこと。
- 指定有害副産物を適正に処理するために要する費用が留保されていること。

（令二規則一三・一部改正）

（身分証明書の様式）

第四十二条 **条例第九十六条第二項**に規定する職員の身分を示す証明書は、**別記様式第二十七号**のとおりとする。

第四節 公害防止に関する個別の規制

第一款 深夜営業騒音等の規制

（音量制限の対象となる飲食店営業）

第四十三条 **条例第百四条第一項**の規則で定める営業は、飲食店営業(食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条第一号に規定するもののうち客席を設けて行う営業をいう。以下同じ。)とする。

（令三規則一〇・一部改正）

（飲食店営業に係る音量の基準）

第四十四条 **条例第百四条第一項**の規則で定める基準は、**別表第三**に掲げるとおりとする。

（令三規則一〇・一部改正）

（深夜における音響機器の使用制限地域）

第四十五条 **条例第百五条**の規則で定める地域は、次に掲げる区域とする。

- 別表第三**に規定する区域の区分のうち第一種区域及び第二種区域
- 別号**の区域の区分のうち第三種区域にあって、その営業施設が医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの又は住宅に隣接する飲食店営業の当該営業施設の敷地の区域

（令三規則一〇・一部改正）

（音響機器）

第四十六条 **条例第百五条**の規則で定める音響機器は、次に掲げるものとする。

- カラオケ装置(ビデオディスク、通信回線等から伴奏、音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。)
- 音響再生装置
- 楽器
- 拡声装置

（拡声機の使用制限区域）

第四十七条 **条例第百七条第一項**の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲五十メートル以内の区域とする。

- 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校
- 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する保育所
- 医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館
- 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する特別養護老人ホーム
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

（平一九規則三・令二規則一三・一部改正）

（拡声機の使用に係る遵守事項）

第四十八条 **条例第百七条第三項**の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 午後八時から翌日の午前九時まで(移動式店舗に設置して拡声機を使用する場合は、午後十一時から翌日の午前七時まで)の間は、拡声機を使用しないこと。
- 地上七メートル以上の箇所においては、拡声機を使用しないこと。
- 拡声機から発生する音量は、**別表第四**に掲げる音量の基準を超えないこと。
- 移動して拡声機を使用する場合は、一地点に停止して連続五分間以上使用しないこと。

（身分証明書の様式）

第四十九条 **条例第百九条第二項**に規定する職員の身分を示す証明書は、**別記様式第二十八号**のとおりとする。

第二款 有害化学物質の適正管理等の推進

（指定化学物質等）

第五十条 **条例第百十条**の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第二条第二項に定める第一種指定化学物質をいう。

2 **条例第百十条**の規則で定める要件は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成十二年政令第百三十八号)第五条に規定する要件とする。

（報告対象の指定化学物質等取扱事業者の要件）

第五十一条 **条例第百十二条第二項**の規則で定める要件は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第三条に規定する業種に該当し、かつ、同令第四条に定める要件(同条第一号へを除く。)に該当することとする。

（報告の方法）

第五十二条 **条例第百十二条第二項**の規定による報告は、毎年度六月三十日までに、**別記様式第二十九号**により行うものとする。

（報告事項）

第五十三条 **条例第百十二条第二項**の規定による報告事項は、次に掲げるものとする。

- 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業所の名称及び所在地
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の該当号番号
- 第一種指定化学物質の名称
- 第一種指定化学物質の取扱量等

第三款 土砂埋立て等の規制

（有害物質）

第五十四条 **条例第百十四条第一項**の規則で定める有害物質は、土壌汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号)第一条に規定する特定有害物質とする。

（土壌基準）

第五十五条 **条例第百十四条第一項**の規則で定める土壌基準は、土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

（令二規則一三・一部改正）

第二章 自然と人との共生

第一節 自然環境の保全

第一款 自然環境保全地域の指定等

第一目 指定等

（県自然環境保全地域の区域）

第五十六条 **条例第百十八条第一項第五号**の規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

- 植物の自生地

二 野生動物の生息地、繁殖地又は渡来地

三 樹齢が特に高く、かつ、学術的価値のある人工林が相当部分を占める森林の区域

(県自然環境保全地域の指定等の案の公告)

第五十七条 **条例第百十八条第四項(同条第九項**において準用する場合を含む。))の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 県自然環境保全地域の名称

二 県自然環境保全地域(区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分)に含まれる土地の区域

三 県自然環境保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

2 **条例第百十九条第四項**において準用する**条例第百十八条第四項**の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 保全計画の決定又は変更の案の概要

二 保全計画の決定又は変更の案の縦覧場所

(公聴会)

第五十八条 知事は、**条例第百十八条第六項(同条第九項及び条例第百十九条第四項**において準用する場合を含む。))の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告する

とともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めるときは(以下「公述人」という。))にその旨を通知するものとする。

2 **前項**の公告は、公聴会の開催の日の三週間前までに行うものとする。

第五十九条 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

第六十条 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

第六十一条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

3 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

4 公述人及び発言を許された者が**前項**の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があつたときは、議長は、その発言を禁止し、又はその者に退場を命ずることができる。

第六十二条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をした者を退去させることができる。

第六十三条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(県自然環境保全地域における保全のための施設)

第六十四条 **条例第百二十条第一項**の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設

二 排水施設及び廃棄物処理施設

三 植生復元施設、病害虫等除去施設、砂防施設及び防火施設

四 給餌施設及び養殖施設

第二目 保全

(特別地区内における行為の許可申請書)

第六十五条 **条例第百二十一条第四項**の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 行為の種類

三 行為の目的

四 行為の場所

五 行為地及びその付近の状況

六 行為の施行方法

七 行為の着手及び完了の予定日

2 **前項**の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

一 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

四 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

(特別地区内の行為の許可基準)

第六十六条 **条例第百二十一条第六項**の規則で定める基準は、**次の各号**に掲げる行為の区分に従い、**当該各号**に定めるとおりとする。

一 工作物を新築すること。

イ 仮設の工作物(**△**)に掲げるものを除く。)

(1) 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(2) 当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ロ 地下に設ける工作物(**△**)に掲げるものを除く。)

当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(イ) 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備

(ロ) 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設(堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。**第六十八条第二号**において同じ。))その他の海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設

(ハ) 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設

(ニ) 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設(樹林帯を除く。))

(ホ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和三十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

(ヘ) 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物(住宅を除く。))

(ト) 漁港漁場整備法(昭和三十五年法律第百三十七号)第三条に規定する漁港施設又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされた施設

(チ) 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和三十四年法律第二十五号)第二条第一項に規定する沿岸漁業(総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。))をいう。**第六十九条第一号ト**において同じ。))の構造の改善に関する事業に係る施設

(リ) 海洋水産資源開発促進法(昭和三十六年法律第六十号)第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る施設

(ヌ) 土地改良法(昭和三十四年法律第百九十五号)第二条第二項第一号に掲げる土地改良施設

(ル) 道路法(昭和三十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路、農道、林道その他の道(**第十三号**及び**第六十九条第十一号**を除き、以下「道路」という。))であつて、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの

(ヲ) 道路を管理するための建築物

(ワ) 鉄道、軌道又は索道

(カ) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物(これらに附帯する建築物を含む。))

(ヨ) 港湾法(昭和三十五年法律第二百十八号)第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設

(タ) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和三十五年法律第百三十六号)第三条第十四号に掲げる廃油処理施設

(レ) 航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するための施設

(ン) 係留施設その他の船舶による運送の用に供する工作物

(ツ) 航空法(昭和三十七年法律第二百三十一号)第二条第五項に規定する航空保安施設

(ネ) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物

(ナ) 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系(その支持物を含む。))

(テ) 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十八号に掲げる電気工作物(火力発電所を除く。))

(ム) 教育又は試験研究を行うための工作物

(ウ) 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第八項に規定する水道施設

(キ) 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に掲げる公共下水道、同条第四号に掲げる流域下水道又は同条第五号に掲げる都市下水道

(ノ) 送水管、ガス管その他これらに類する工作物

(オ) 宗教法人法(昭和三十六年法律第百二十六号)第三条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令(昭和三十年勅令第七百十九号)の規定による宗教法人のこれに相当する工作物

(ク) 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物

(ヤ) 当該特別地区内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物(住宅を除く。))

(マ) 文化財保護法(昭和三十五年法律第二百十四号)第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物

(ケ) **石川県文化財保護条例(昭和三十二年石川県条例第四十一号)第四条第一項**の規定により指定された県指定有形文化財又は**同条例第三十一条第一項**の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための建築物

(フ) 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和三十四年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物

(コ) (**イ**)から(**ホ**)まで、(**ト**)から(**ヌ**)まで、(**ワ**)又は(**ヨ**)から(**ク**)までに掲げる工作物に附帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物

(エ) **条例第百二十一条第四項**の規定による許可を受けた行為(**条例第百二十六条第一項後段**)の規定による協議に係る行為を含む。))を行うための工作物

ニ **イ**、**ロ**又は**△**に掲げる建築物以外の建築物(以下この**三**において「普通建築物」という。))

(1) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。

(一) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地

(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地

(三) 現に存する建築物の敷地である土地

(四) (**一**)又は(**二**)の土地に隣接する土地(道路又は水路を挟んで接する土地を含む。))

(2) 当該普通建築物の高さが、十メートル(当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ)を超えないこと。

(一) 現に存する普通建築物の建て替えのために行われる場合

(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前六月以内に除去した普通建築物の建て替えのために行われる場合

(三) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合

(3) 当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積(建築基準法施行令(昭和三十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第三号に規定する床面積をいい、同令第一条第二号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。))の合計が、二百平方メートル(当該新築が**②**)の(三)の場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計が二百平方メートルを超えるときは、従前の普通建築物の床面積の合計)を超えないこと。ただし、当該新築が**①②**の(一)又は(二)の土地において行われる場合にあつては、この限りでない。

(4) 当該新築の方法並びに当該普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ホ **イ**、**ロ**又は**△**に掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。))

(1) 当該工作物の高さが、十メートルを超えず、かつ、水平投影面積が二百平方メートルを超えないこと。

(2) 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二 工作物を改築すること。

イ 仮設の工作物(**△**)に掲げるものを除く。)

(1) 当該改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(2) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ロ 地下に設ける工作物(**△**)に掲げるものを除く。)

当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ **前号△**に掲げる工作物

当該改築の方法及び改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ニ **イ**、**ロ**又は**△**に掲げる建築物以外の建築物(以下この**三**において「普通建築物」という。))

(1) 当該改築後の普通建築物の高さが、十メートル(改築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ)を超えないこと。

(2) 当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- ホ **イ**、**ロ**又は**ハ**に掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)
- 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。
 - 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 三 工作物を増築すること。
- イ 仮設の工作物(**ハ**)に掲げるものを除く。)
- 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
 - 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ロ 地下に設ける工作物(**ハ**)に掲げるものを除く。)
- 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ハ **第一号ハ**に掲げる工作物
- 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ニ **イ**、**ロ**又は**ハ**に掲げる建築物以外の建築物(以下この**三**において「普通建築物」という。)
- 当該増築後の普通建築物の高さが、十メートル(増築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ)を超えないこと。
 - 当該増築後の普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、二百平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。
 - 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地
 - 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地
 - 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ホ **イ**、**ロ**又は**ハ**に掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)
- 当該増築後の工作物の高さが、十メートル(増築前の工作物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ)を超えず、かつ、水平投影面積が、二百平方メートル(増築前の工作物の水平投影面積が二百平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積)を超えないこと。
 - 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 四 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- 当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- イ 土地を開墾すること。
- ロ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。
- ハ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。
- ニ 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。
- ホ 養漁のために土地の形質を変更すること。
- ヘ 工作物の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。
- 五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- イ 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。
- ロ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。
- ハ 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ニ 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ホ 露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 六 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 七 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 八 木竹を伐採すること。
- 当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 九 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- 当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 十 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)
- 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 十二 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃水の状態が、当該湖沼又は湿原の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 十三 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 十四 次に掲げる行為
- 前各号**の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- イ 災害の防止のために必要やむを得ない行為
- ロ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為
- (平一七規則三二・平二八規則二〇・令二規則一三・一部改正)

(非常災害の応急措置として行った行為等の届出書)

第六十七条 **条例第二百一十一条第七項**又は**第九項**の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 行為の種類
- 行為の目的
- 行為の場所
- 行為の施行方法
- 行為の完了の日又は予定日

2 **前項**の届出書には、**第六十五条第二項各号**に掲げる図面を添えなければならない。ただし、**条例第二百一十一条第七項**の規定による届出の場合にあっては、**第六十五条第二項第一号**に掲げる図面を添えれば足りる。(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第六十八条 **条例第二百一十一条第十項第三号**の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 砂防法第一条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。
- 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設を改築し、又は増築すること。
- 地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。
- 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- 道路法第二条第一項に規定する道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- 港湾法第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がなされているもの又は**条例第二十六条第一項後段**の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。
- 下水道法第二条第三号に掲げる公共下水道、同条第四号に掲げる流域下水道又は同条第五号に掲げる都市下水道を改築し、又は増築すること。
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の第二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。
- 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十二 **前各号**に掲げる行為に附帯する行為

(令二規則一三・一部改正)

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第六十九条 **条例第二百一十一条第十項第四号**の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの
 - 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。
 - 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条に規定する地すべり防止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
 - 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法(昭和二十五年法律第百二号)第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。
- 境界標(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。)を設置すること。
- ホ 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて**条例第二百一十一条第四項**の規定による許可を受けて設置されたもの(**条例第二十六条第一項後段**の規定による協議に係るものを含む。))を改築し、又は増築すること。
- ヘ 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。
- ト 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- チ 海洋水産資源開発促進法第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
- リ 道路(道路法第二条第一項に規定する道路を除く。)を改築すること(舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- ヌ 信号機、防護さく、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあっては、新築することを含む。)
- ル 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- ロ 鉄道、軌道又は索道のプラットフォーム(上家を含む。))を改築し、又は増築すること。
- ワ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に掲げる廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
- カ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- ヨ 船舶又は積荷の急迫した危険を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- タ 航空法第二条第五項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- レ 郵便差出し箱、集合郵便受け箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第百四十一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- ソ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること(改築又は増築後において高さが二十メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)
- ツ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。
- ネ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
- ナ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。
- ラ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。
- ム 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(**(イ)**から**(ハ)**まで又は**(丑)**に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において**(イ)**から**(ハ)**まで又は**(丑)**に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)

(イ) 高さが五メートル以下であり、かつ、床面積の合計が三十平方メートル以下であるきん舎又は畜舎

(ロ) 空中線系(その支持物を含む。)その他これに類するもので、高さが二十メートル以下のもの

(ハ) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場

(ニ) 旗さおその他これに類するもの

- (ホ) 門、塀、給水設備又は消火設備
 - (ヘ) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第三号に掲げる建築設備
 - (ト) 地下に設ける工作物(建築物を除く。)
 - (チ) 高さが五メートル以下のその他の工作物(建築物を除く。)
- ウ **条例第二百一十四条第四項**の規定による許可を受けた行為(**条例第二百二十六条第一項後段**の規定による協議に係る行為を含む。)又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。
- キ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。
- ノ **条例第一百五十二条第一項**に規定する認定保護整備事業等(以下この条及び**第七十二条第三号へ**において「認定保護整備事業等」という。)又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条及び**第七十二条第三号へ**において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために工作物を設置すること。
- オ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。
- ク 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。
- 二 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの
- イ 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - ロ 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第五条に規定する鉱業種の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。
 - ハ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
 - ニ 学校教育法第一条に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に届け出たもの(国立又は公立の大学にあっては、知事に通知したもの)に限る。)
- 四 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの
- イ 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - ロ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - ハ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 五 木竹を伐採することであって次に掲げるもの
- イ 建築物の存する敷地内において、高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。
 - ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐(単木択伐に限る。)すること。
 - ハ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
 - ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
- へ **条例第四百四十二条第一項**の規定による知事の許可に係る木竹であって、**条例第四百十条第一項**に規定する指定希少野生動植物種に係るもの(**条例第五百十四条第二項**の規定による協議に係るものを含む。)を伐採すること。
- ト 認定保護整備事業等又は認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。
- チ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
- 六 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- 七 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであって次に掲げるもの
- イ 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。
 - ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。
 - ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- ホ 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- へ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- チ **条例第四百四十二条第一項**の規定による知事の許可に係る木竹であって、**条例第四百十条第一項**に規定する指定希少野生動植物種に係るもの(**条例第五百十四条第二項**の規定による協議に係るものを含む。)を損傷すること。
- リ 認定保護整備事業等又は認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。
- ヌ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成十五年法律第三百十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ル 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- ヲ 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)
- ワ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであって次に掲げるもの
- イ 森林の整備及び保全を図るために**条例第二百一十一条第四項第八号**の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと(**同号**の知事が指定する区域内において行うものに限る。)
- 九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)であって次に掲げるもの
- イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(**条例第二百一十一条第四項第九号**の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。)
 - ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をするこ
 - ハ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。
 - ニ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をするこ
- ホ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであって、次に掲げるもの
- (イ) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。
 - (ロ) 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。
- 十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの
- イ 砂防法第一条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。
 - ロ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - ハ 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - ニ 地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
- ホ 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。
- へ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
- ト 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
- チ 船舶から冷却水を排出すること。
- リ 下水道法第二条第三号に掲げる公共下水道、同条第四号に掲げる流域下水道若しくは同条第五号に掲げる都市下水道へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。
- ヌ 住宅から汚水又は廃水を排出すること(し尿を排出することを除く。)
- ル 建築基準法第三十一条第二項に規定するし尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)から汚水又は廃水を排出すること。
- 十一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの
- イ 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - ロ 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - ハ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 二 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- へ 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ト 土地改良法第二条第二項第一号に掲げる土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- チ 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。
- リ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
- 十二 **前各号**に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- イ 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは**第二十五条の二第二項**若しくは**第二項**の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)に規定する行為又は森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)第六十三条第一項第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為
 - ロ 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為
 - ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (イ) 住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)。
 - (ロ) 用排水施設(幅員二メートル以下の水路を除く。)又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)。
 - (ハ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
 - (ニ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
 - (ホ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (へ) 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。
- 二 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為
- ホ 学校教育法第一条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為
- へ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物の新築を除く。)
- ト **石川県文化財保護条例第四条第一項**の規定により指定された県指定有形文化財又は**同条例第三十一条第一項**の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物の新築を除く。)
- チ 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第五条第六項に規定する施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(**第二百二十四条第八号**において「園内移動用施設である索道等」という。))及び同法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合にあっては、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)
- リ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ヌ 工作物の修繕のための行為
- 十三 **前各号**に掲げる行為に附帯する行為又は**条例第二百一十一条第四項第一号**から**第五号**まで若しくは**第十号**に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは**第二十五条の二第一項**若しくは**第二項**の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内において同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは**条例第二百一十一条第四項第六号**に掲げる行為で**同条第三項**の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為(平一七規則三二・令二規則一三・令三規則二・一部改正)
- (教育又は学術研究として行う鉱物の掘採等の届出書)
- 第七十条 **前条第三号ニ**の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。
- 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 掘採する鉱物又は採取する土石の種類及び数量
 - 行為の目的
 - 行為の場所
 - 行為地及びその付近の状況
 - 行為の施行方法

七 行為の着手及び完了の予定日

2 **前項**の届出書には、位置図及び掘採し、又は採取する範囲その他行為の方法を明らかにした図面を添えなければならない。

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第七十一条 **条例第二百二十二条第三項第五号**の規則で定める行為は、**第六十八条各号**に掲げるものとする。

(令二規則一三・一部改正)

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

第七十二条 **条例第二百二十二条第三項第六号**の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 **第六十九条第一号**、**第五号ロ**から**チ**まで又は**第十二号イ**から**ト**まで、**リ**若しくは**ス**に掲げる行為(**回条第一号**又は**第十二号ハ**にあつては、工作物を新築することを除く。)

二 **条例第二百二十一条第三項**の規定により知事が指定する方法により当該限度内において木竹を伐採すること。

三 **前二号**に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究として行う行為(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

ロ 学校教育法第一条に規定する大学における教育又は学術研究として行う行為(あらかじめ、知事に届け出たもの(国立又は公立の大学にあつては、知事に通知したもの)に限る。)

ハ 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内において、工作物を改築し、又は増築すること。

ニ 建築物の存する敷地内で行う行為

ホ **条例第四百四十二条第一項**の規定による知事の許可に係る行為(**条例第一百五十四条第二項**の規定による協議に係る行為を含む。)

ヘ 認定保護整備事業等又は認定保護増殖事業等の実施のための行為

四 **前各号**に掲げる行為に附帯する行為

(令二規則一三・一部改正)

(教育又は学術研究として行う動植物の捕獲等の届出書)

第七十三条 **第七十条**の規定は、**前条第三号ロ**の規定による届出について準用する。この場合において、**第七十条第一項第二号**中「掘採する鉱物又は採取する土石」とあるのは「捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する動植物」と、**回条第二項**中「掘採し、又は採取する範囲」とあるのは「捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する範囲」と読み替えるものとする。

(野生動植物の捕獲等の許可申請書)

第七十四条 **第六十五条第一項**の規定は、**条例第二百二十二条第三項第七号**の規定による許可の申請について準用する。この場合において、**第六十五条第一項第二号**中「行為の種類」とあるのは、「捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する動植物の種類及び数量」と読み替えるものとする。

2 **条例第二百二十二条第三項第七号**の規定による許可の申請書には、位置図及び掘採し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する範囲その他行為の方法を明らかにした図面を添えなければならない。

(令二規則一三・一部改正)

(普通地区内における行為の届出書)

第七十五条 **条例第二百二十三条第一項**の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 行為の種類

三 行為の目的

四 行為の場所

五 行為地及びその付近の状況

六 行為の施行方法

七 行為の着手及び完了の予定日

2 **前項**の届出書には、**第六十五条第二項各号**に掲げる図面を添えなければならない。

(工作物の基準)

第七十六条 **条例第二百二十三条第一項第一号**の規則で定める基準は、**次の各号**に掲げる工作物の区分に従い、**当該各号**に定めるとおりとする。

一 建築物 高さ十メートル又は床面積の合計二百平方メートル

二 道路 幅員二メートル

三 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ三十メートル

四 ダム 高さ二十メートル

五 送水管、ガス管その他これらに類するもの 長さ二百メートル又は水平投影面積二百平方メートル

六 その他の工作物 高さ十メートル又は水平投影面積二百平方メートル

(普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第七十七条 **条例第二百二十三条第六項第四号**の規則で定める行為は、**第六十八条各号**に掲げるものとする。

(令二規則一三・一部改正)

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第七十八条 **条例第二百二十三条第六項第五号**の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ **第六十九条第一号**に掲げるもの(**回号ネ**、**△**及び**立**に掲げるものを除く。)

ロ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を新築し、改築し、又は増築すること。

ハ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するものを埋設すること。

ニ 幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)

ホ **条例第二百二十三条第一項**の規定による届出(**条例第二百二十六条第二項**の規定による通知を含む。)を了した行為(**条例第二百二十三条第二項**の規定による命令に違反せず、かつ、**回条第四項**の期間を経過したものに限る。)、この条の各号に掲げる行為又は**第七十六条**に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築(改築又は増築後において**回条**に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

二 土地の形質を変更することであつて次に掲げるもの

イ **第六十六条第四号ロ**から**ホ**までに掲げるもの

ロ **第七十六条**に規定する基準を超えない工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において**回条**に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

ハ 面積が二百平方メートルを超えない土地の形質の変更で、高さが二メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

イ **第六十六条第五号ロ**から**ホ**までに掲げるもの

ロ 当該行為の行われる土地の面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが二メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

四 水面を埋め立て、又は干拓することであつて、面積が二百平方メートルを超えないもの

五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

イ 特別地区内における田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ロ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより当該特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 **前各号**に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 水産資源保護法第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ロ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(イ) 住宅又は高さが十メートルを超え、若しくは床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが十メートルを超え、又は床面積の合計が五百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(ロ) 用排水施設(幅員が四メートル以下の水路を除く。))又は幅員が四メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(ハ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(ニ) 宅地を造成すること。

(ホ) 土地を開墾すること(農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。)

(ヘ) 水面を埋め立て、又は干拓すること(農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。)

ハ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為

ニ **第六十九条第十二号三**から**ヌ**までに掲げる行為(**回号ヘ**及び**ト**)に掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。)

ホ 建築物の存する敷地内で行う行為(建築物を新築し、改築し、又は増築することを除く。)

七 **前各号**に掲げる行為に附帯する行為

(令二規則一三・令三規則二・一部改正)

(自然保護取締員の資格及び権限)

第七十九条 **条例第二百二十四条第二項**に規定する自然保護取締員は、**次の各号**のいずれかに該当する者とする。

一 通算して三年以上自然環境の保全に関する行政事務に従事した者

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において、生物学、地学、農学、林学、水産学又は造園学その他自然環境の保全に関して必要な課程を修めて卒業した(これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、通算して一年以上自然環境の保全に関する行政事務に従事した者

2 **条例第二百二十四条第二項**の規定による自然保護取締員に行わせる権限は、次に掲げる行為について、その中止を命じ、又は次に掲げる行為(**第一号**に掲げる行為にあつては**条例第二百二十一条第四項第一号**、**第二号**及び**第四号**に掲げるものを除き、**第三号**に掲げる行為にあつては**条例第二百二十三条第一項第一号**、**第二号**及び**第四号**に掲げるものを除く。)について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることとする。

一 特別地区内における行為で、**条例第二百二十一条第四項各号**に掲げるもの

二 野生動植物保護地区内における行為で、**条例第二百二十二条第三項本文**に規定するもの

三 普通地区内における行為で、**条例第二百二十三条第一項各号**に掲げるもの

(令二規則一三・一部改正)

(身分証明書の様式)

第八十条 **条例第二百二十四条第三項**、**条例第二百五条第二項**又は**条例第二百二十七条第四項**に規定する職員の身分を示す証明書は、**別記様式第三十号**、**別記様式第三十一号**又は**別記様式第三十二号**のとおりとする。

第三目 生態系維持回復事業

(令二規則一三・追加)

(生態系維持回復事業の確認)

第八十条の二 国又は県以外の地方公共団体が、**条例第二百二十六条の三第三項**の確認を受ける場合は、次に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

一 その行う生態系維持回復事業が保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ 生態系の状況の把握及び監視

ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

ヘ **イ**から**ホ**までに掲げる事業に必要な調査等

(令二規則一三・追加)

(生態系維持回復事業の認定)

第八十条の三 国及び地方公共団体以外の者が、**条例第二百二十六条の三第三項**の認定を受ける場合は、次に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ **条例**の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が**前条第二号イ**から**ハ**までのいずれかに該当すること。

(令二規則一三・追加)

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第八十条の四 **条例第二百二十六条の三第四項**の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、書面を提出する方法をもって行うものとする。

2 **条例第二百二十六条の三第四項第四号**に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 **条例第二百二十六条の三第五項**に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
- 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書
- 国及び地方公共団体以外の者が**条例第二百二十六条の三第三項**の認定を受ける場合は、**前条第一号イ**及び**ロ**の規定に該当しないことを説明した書類

4 **前項**の書類の添付については、**第一項**の規定の例による。

(令二規則一三・追加)

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第八十条の五 **条例第二百二十六条の三第六項ただし書**に規定する規則で定める軽微な変更は、**回条第四項第一号**に掲げる事項に係る変更とする。

(令二規則一三・追加)

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第八十条の六 **条例第二百二十六条の三第六項**の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 変更の内容
- 変更を必要とする理由

(令二規則一三・追加)

第四目 雑則

(令二規則一三・旧第三目繰下)

(標識の様式)

第八十一条 **条例第二百二十八条第一項**に規定する標識は、**別記様式第三十三号**によるものとする。

(損失補償請求書)

第八十二条 **条例第二百二十九条第四項**の規定による補償の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

- 請求者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 補償請求の理由
- 補償請求額の総額及びその内訳

(許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等)

第八十三条 **条例第二百十一条第四項**若しくは**条例第二百二十二条第三項第七号**の規定による許可を受けた行為又は**条例第二百二十三条第一項**の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、**第六十五条第二項**、**第七十四条第二項**又は**第七十五条第二項**の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類及び図面(以下この条において「添付図書」という。))のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 **前項**の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

3 **第一項**に該当するもののほか、**条例第二百二十一条第九項**の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認めるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

(令二規則一三・一部改正)

第二款 里山の保全等の推進

(里山保全再生協定認定申請書等)

第八十四条 **条例第三百三十三条第一項**の規定による認定の申請は、**別記様式第三十四号**により行うものとする。

2 **前項**の里山保全再生協定認定申請書には、次に掲げる図面又は書類を添付しなければならない。

- 里山保全再生協定の目的となる土地の区域の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の図面
- 里山保全再生協定の目的となる土地の区域を明らかにした縮尺五千分の一以上の図面
- 里山保全再生協定の目的となる土地の登記事項証明書
- 里山活動団体の規約又は会則
- 里山活動団体の役員名簿及び会員名簿
- 里山活動団体(法人である場合に限る。)の登記事項証明書
- 里山保全再生協定に係る協定書の写し

(平一七規則三二・平二〇規則七・一部改正)

(里山保全再生協定変更認定申請書等)

第八十五条 **条例第三百三十五条第一項**の規定による認定の申請は、**別記様式第三十五号**により行うものとする。

2 **前項**の里山保全再生協定変更認定申請書には、次に掲げる図面又は書類を添付しなければならない。

- 里山保全再生協定の目的となる土地の区域に係る変更にあつては、当該変更に係る土地に関する**前条第二項第二号**及び**第三号**に掲げる図面又は書類
- 前条第二項第六号**に掲げる書類
- 変更後の里山保全再生協定に係る協定書の写し

(令二規則一三・一部改正)

(里山保全再生協定廃止届出書)

第八十六条 **条例第三百三十六条**の規定による届出は、**別記様式第三十六号**により行うものとする。

(認定里山保全再生協定認定取消通知書)

第八十七条 **条例第三百三十七条第一項**の規定による通知は、**別記様式第三十七号**により行うものとする。

第二節 希少野生動植物の保護

第一款 指定等

(捕獲等の禁止の適用除外)

第八十八条 **条例第四百十一条第一項第二号**の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- 人の生命又は身体の保護のために必要であること。
- 大学(学校教育法第一条に規定する大学及び国立大学法人法(平成十五年法律第一百二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この条及び**第九十七条**において同じ。))における教育又は学術研究のために捕獲等を行うものであること(あらかじめ、知事に届け出たもの(国立又は公立の大学(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。))にあっては知事に通知したもの)に限る。))。
- 次に掲げる行為に伴って捕獲等するものであること。
 - 森林法第十条の三若しくは第三十八条又は地すべり等防止法第二十一条第一項若しくは第二項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であつて急を要するもの
 - 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うものであつて次に掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ、知事に届け出たものに限る。))。
 - 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。
 - 測量法第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法第五条第一項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。
 - 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。))又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。
 - 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。
 - 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法第二条第一項に規定する沿岸漁業(総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。))をいう。**第九十七条第一号**において同じ。))の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。
 - 海洋水産資源開発促進法第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を設置し、又は管理すること。
 - 道路を設置し、又は管理すること。
 - 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
 - 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。
 - 鉄道、軌道又は索道のプラットフォーム(上家を含む。))を設置し、又は管理すること。
 - 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。
 - 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第一条第二項に規定する航路標識(以下単に「航路標識」という。))その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
 - 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の建築物その他の工作物(以下単に「工作物」という。))を新築すること。
 - 航空法第二条第五項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。
 - 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第四百十一条第三項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。
 - 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。))を設置し、又は管理すること。
 - 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。
 - 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。
 - 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。
 - 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。
 - この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。))を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
 - 放送法(昭和二十五年法律百三十二号)第二条第一号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為
 - 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一項に規定するガス事業又は工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為
 - 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和八年法律第四十三号)第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為
 - 鉱業法第四条に規定する鉱業、採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第十条第一項第三号に規定する採石業又は砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第二条に規定する砂利採取業を行うこと。
 - 農業、林業又は漁業を営むために行う行為
 - 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは**第二十五条の二第一項**若しくは**第二項**の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区(**第九十七条第十号**において「保安林の区域等」という。))において同法第三十四条第二項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為(同法第四十四条において準用する場合を含む。))

(平一七規則三二・令二規則一三・一部改正)

(指定希少野生動植物種の加工品)

第八十九条 **条例第四百十一条第二項**の規則で定める加工品は、指定希少野生動植物種の個体のはく製その他の標本(はく製その他の標本として製作する過程のものを含み、さく葉標本(植物を圧して乾燥させて製作した標本をいう。))を除く。)とする。

(令二規則一三・一部改正)

(捕獲等の目的)

第九十条 **条例第四百四十二条第一項**の規則で定める目的は、教育の目的、指定希少野生動植物種の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他指定希少野生動植物種の保存に資すると認められる目的とする。

(令二規則一三・一部改正)

(捕獲等の許可の申請等)

第九十一条 **条例第四百四十二条第二項**の許可の申請は、**別記様式第三十八号**により行うものとする。

2 **前項**の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
- 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

3 **条例第四百四十二条第五項**の許可証(以下この条において「許可証」という。))は、**別記様式第三十九号**のとおりとする。

4 **条例第四百四十二条第六項**の規定による従事者証(以下この条において「従事者証」という。))の交付の申請は、**別記様式第四十号**により行うものとする。

- 従事者証は、[別記様式第四十一号](#)のとおりとする。
- [条例第百四十二条第七項](#)の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、[別記様式第四十二号](#)により行うものとする。
- 許可証及び従事者証は、その効力を失った日から三十日以内に、これを知事に返納しなければならない。
- 許可証の交付を受けた者は、[前項](#)の規定により許可証を返納する場合にあっては、捕獲等に係る個体の市町別の数量及び処置の概要を知事に報告しなければならない。
- [条例第百四十二条第七項](#)の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において紛失した許可証又は従事者証を回復したときは、速やかに、当該回復した許可証又は従事者証を知事に返納しなければならない。

（平一七規則五六・令二規則一三・一部改正）
（個体の取扱方法）

第九十二条 [条例第百四十二条第九項](#)の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 当該個体を飼養栽培する場合にあっては、適当な飼養栽培施設に収容すること。
- 当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を殺傷若しくは損傷しないよう適切に管理すること。

（令二規則一三・一部改正）

（身分証明書の様式）

第九十三条 [条例第百四十四条第二項](#)、[第百四十八条第三項](#)、[第百四十九条第三項](#)及び[第百五十三条の二第三項](#)に規定する職員の身分を示す証明書は、[別記様式第四十三号](#)、[別記様式第四十四号](#)、[別記様式第四十五号](#)及び[別記様式第四十五号の二](#)のとおりとする。

（令二規則一三・一部改正）
第二款 希少野生動植物保護地区

（希少野生動植物保護地区の指定の公告）

第九十四条 [条例第百四十五条第五項](#)の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 希少野生動植物保護地区の名称
- 希少野生動植物保護地区の指定の区域
- 希少野生動植物保護地区の指定に係る指定希少野生動植物種等
- 希少野生動植物保護地区の指定の区域の保護に関する指針の案
- 希少野生動植物保護地区の指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所

（希少野生動植物保護地区の区域内における行為の許可の申請）

第九十五条 [条例第百四十六条第二項](#)の規定による許可の申請は、[別記様式第四十六号](#)により行うものとする。

2 [前項](#)の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
- 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
- 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

（既着手行為の届出）

第九十六条 [条例第百四十六条第五項](#)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 行為の種類
- 行為の目的
- 行為の場所
- 行為地及びその付近の状況
- 行為の施行方法
- 行為の完了の日又は予定日

2 [条例第百四十六条第五項](#)の規定による届出は、[別記様式第四十七号](#)により行うものとする。

3 [前項](#)の届出書には、[前条第二項各号](#)に掲げる図面を添付しなければならない。

（希少野生動植物保護地区の区域内における許可を要しない行為）

第九十七条 [条例第百四十六条第六項第二号](#)の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの
 - 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。
 - 砂防法第一条に規定する砂防設備、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設を改築し、又は増築すること。
 - 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
 - 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条に規定する地すべり防止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
 - 法令の規定により、又は保安の目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
 - 測量法第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。
 - 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、希少野生動植物保護地区が指定された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって[条例第百四十六条第一項](#)の規定による許可を受けて設置されたもの([条例第百五十四条第二項](#)の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。
 - 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。
 - 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
 - 海洋水産資源開発促進法第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
 - 漁港漁場整備法第六条の三第一項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第六条第一項に規定する基本方針若しくは同法第七条の二第一項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
 - 道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
 - 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあっては、新築することを含む。)
 - 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。
 - 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
 - 鉄道、軌道又は索道のプラットフォーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。
 - 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
 - 港湾法第二条第五項の港湾施設又は同条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。
 - 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
 - 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
 - 航空法第二条第五項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
 - 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第百四十一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
 - 有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること。
 - 電気事業法第二条第一項第十八号に掲げる電気工作物を改築し、又は増築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
 - 電柱を設置すること。
 - 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。
 - 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
 - 水道法第三条第八項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。
 - 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
 - 送水管を農地に埋設すること。
 - 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを設置すること。
 - 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。
 - 宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。
 - 農業用排水施設を改築し、又は増築すること(河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
 - 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること([\(ロ\)](#)又は[\(上\)](#))に掲げる工作物の改築又は増築にあっては、改築後又は増築後において([ロ\)](#)又は([上\)](#))に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)。
 - (イ) 空中線系(その支持物を含む。)その他これに類するもの
 - (ロ) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
 - (ハ) 旗ざおその他これに類するもの
 - (ニ) 門、塀、給水設備又は消火設備
 - (ホ) 建築基準法第二条第三号に規定する建築設備
 - (ヘ) 地下に設ける工作物(建築物を除く。)
 - (ト) 高さが五メートル以下のその他の工作物(建築物を除く。)
 - [条例第百四十六条第一項](#)の規定による許可を受けた行為([条例第百五十四条第二項](#)の規定による協議に係る行為を含む。)又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

二 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

- 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 鉱業法第五条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において鉱物の掘採のための試すいを行うこと。
 - 露天掘でない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 地質の調査のためにボーリングを行うこと。
- 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。
- 水又は温泉をゆう出させるために試掘を行うこと(試掘坑の坑底直径が三十センチメートル以下のものであって周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。)
- 大学における教育又は学術研究のために、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に届け出たもの(国立又は公立の大学にあっては知事に通知したもの)に限る。)

四 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの

- 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - 希少野生動植物保護地区が指定された際にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 木竹を伐採することであって次に掲げるもの
 - 建築物の存する敷地内において高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。
 - 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐(単木択伐に限る。)すること。
 - 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
 - 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
 - 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
 - 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。
 - 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。

七 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

- 砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業に係る施設、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設、河川法第三条第二項に規定する河川管理施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

- ハ 船舶から冷却水を排出すること。
- ニ 下水道法第二条第三号に掲げる公共下水道、同条第四号に掲げる流域下水道又は同条第五号に掲げる都市下水道(以下「下水道」という。)に汚水若しくは廃水を排出すること又は下水道から汚水若しくは廃水を排出すること。
- ホ 住宅から汚水又は廃水を排出すること(し尿を排出することを除く。)
- ヘ 建築基準法第三十一条第二項に規定するし尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)から汚水又は廃水を排出すること。
- ト 水道法第三条第八項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる排水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。
- チ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第一号に規定する船舶又は同条第十号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。
- 八 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの
- イ 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ロ 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ハ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ニ 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ヘ 雪崩の防止のための工事を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ト 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第一項に規定する遊漁船業を営むために車馬又は動力船を使用すること。
- チ 土地改良法第二条第二項第一号に掲げる土地改良施設の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- リ 海上運送法第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。
- ヌ 港湾法第四条の規定に基づき設立された港務局が海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用すること。
- 九 野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うことであって次に掲げるもの
- イ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる植物を除去すること。
- ロ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。
- ハ 航路標識の障害となる植物を除去すること。
- ニ 内水面における漁業権に係る水産動植物を採捕すること。
- 十 **前各号**に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- イ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為(**条例第四百四十六条第一項第六号**、**第九号**及び**第十二号**から**第十四号**までに掲げるものを除く。)
- ロ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)に規定する行為(**条例第四百四十六条第一項第九号**及び**第十二号**から**第十四号**までに掲げるものを除く。)
- ハ 水産資源保護法第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為(**条例第四百四十六条第一項第七号**及び**第十号**から**第十四号**までに掲げるものを除く。)
- ニ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (イ) **条例第四百四十六条第一項第七号**及び**第十号**から**第十四号**までに掲げるもの
 - (ロ) 住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)
 - (ハ) 用排水施設(幅員二メートル以下の水路を除く。)
 - 又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)
 - (ニ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
 - (ホ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
 - (ヘ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (ト) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。
- ホ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為(**条例第四百四十六条第一項第七号**及び**第十号**から**第十四号**までに掲げるものを除く。)
- ヘ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為(**条例第四百四十六条第一項第七号**及び**第十号**から**第十四号**までに掲げるものを除く。)
- ト 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること(**条例第四百四十六条第一項第七号**及び**第十号**から**第十四号**までに掲げる行為を除く。)
- チ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法百三十四条第一項の規定により選定された重要な文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為(建築物の新築並びに**条例第四百四十六条第一項第七号**及び**第十号**から**第十四号**までに掲げるものを除く。)
- リ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為
- ヌ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為
- ル 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ヲ 工作物の修繕のための行為
- 十一 **条例第四百四十六条第一項第六号**に掲げる行為であって**同条第六項第三号**の規定により知事が保護区ごとに指針で定める方法及び限度内においてするものに附帯する行為又は**前各号**に掲げる行為に附帯する行為(平一七規則三二・平二八規則二〇・令二規則一三・令三規則二・一部改正)

(非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出)

第九十八条 **条例第四百四十六条第七項**の規定による届出は、**別記様式第四十八号**により行うものとする。

2 **前項**の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図を添付しなければならない。

第三款 保護整備事業

(保護整備事業の確認の申請)

第九十九条 国又は県以外の地方公共団体は、**条例第一百五十一条第二項**の確認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 地方公共団体の名称及び代表者の氏名
- 二 保護整備事業を開始しようとする年月日

2 **前項**の申請書には、保護整備事業の事業計画書を添付しなければならない。

(保護整備事業の認定の申請)

第一百条 国及び地方公共団体以外の者は、**条例第一百五十一条第三項**の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名、住所及び職業(法人にあっては、商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び主たる事業)
- 二 保護整備事業を開始しようとする年月日

2 **前項**の申請書には、保護整備事業の事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者の略歴を記載した書類(法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類)
- 二 法人にあっては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びに役員の氏名及び略歴を記載した書類(平一七規則三二・令二規則一三・一部改正)

(認定保護整備事業の告示)

第一百一条 **条例第一百五十一条第四項前段**の規定による告示は、認定を受けた保護整備事業を行う者の氏名及び住所(法人にあっては、商号又は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに認定を受けた保護整備事業の事業計画について行うものとする。

2 **条例第一百五十一条第四項後段**の規定による告示は、認定を取り消された保護整備事業を行っていた者の氏名及び住所(法人にあっては、商号又は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)について行うものとする。

第四款 雑則

(国等に関する協議の適用除外等)

第一百二条 **条例第一百五十四条第二項**の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等を行う場合であって次に掲げるもの

- イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために捕獲等を行う場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
- ロ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等を行う場合(捕獲等をした後三十日以内に、知事に通知したものに限る。)

ハ 次に掲げる行為に伴って捕獲等を行う場合

- (イ) 砂防法第二条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第一条に規定する砂防工事を行うこと。
- (ロ) 海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。
- (ハ) 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事を行うこと。
- (ニ) 河川法第六条第一項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内において同法第八条に規定する河川工事を行うこと。
- (ホ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。
- (ヘ) 森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づくばた山崩壊防止工事を行うこと。
- (ト) 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法百三十四条第一項の規定による重要な文化的景観の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を調査すること。
- (チ) **第八十八条第四号**立に掲げる行為(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
- (リ) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ニ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行う場合であって次に掲げる行為に伴うもの
- (イ) **第八十八条第四号**イから**オ**まで**ロ**を除く。)に掲げる行為
- (ロ) 砂防法第二条の規定により指定された土地以外の土地において同法第一条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。
- (ハ) 河川法第六条第一項に規定する河川区域以外の区域において同法第三条第二項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。
- (ニ) 火山地、火山 麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに附随する工作物を設置すること。
- (ホ) 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園(以下「都市公園等」という。)を設置し、又は管理すること。
- (ヘ) 下水道を設置し、又は管理すること。

ホ 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として行う行為

二 **条例第四百四十六条第一項**の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの

イ 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって次に掲げるもの

- (イ) 下水道を改築し、又は増築する場合
- (ロ) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合
- (ハ) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合

ロ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取する場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

ハ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの

- (イ) 漁港漁場整備法第六条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
- (ロ) 漁業取締りのために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
- (ハ) 海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用する場合

(ニ) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

(ホ) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(ヘ) 自衛隊が、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

ニ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行う場合

ホ **イ**から**三**までに掲げるもののほか、次に掲げる場合

- (イ) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合(**条例第四百四十六条第一項第七号**及び**第十号**から**第十四号**までに掲げる行為をする場合を除く。)

- (ロ) 都市公園等を設置し、又は管理する場合(**条例第百四十六条第一項第七号**及び**第十号**から**第十四号**までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの(改築後又は増築後において水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。))を除く。)
- (ハ) 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合
- (ニ) 警察法第二条第一項に規定する警察の責務としての行為をする場合
 - へ **イ**から**ホ**までに掲げるものに附帯する行為をする場合
- 2 **条例第百五十四条第三項**の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。
 - 一 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって**前項第二号イ**(イ)から(ハ)までに掲げるもの
 - 二 **前号**に掲げるもののほか、次に掲げる場合
 - イ 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域、河川法第三条第一項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を管理する場合
 - ロ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合
 - ハ 都市公園等を設置し、又は管理する場合(都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの(改築後又は増築後において水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。))を除く。)
 - ニ 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合
 - ホ 警察法第二条第一項に規定する警察の責務としての行為をする場合
 - へ **前項第二号ハ**(**三**)を除く。))に掲げる場合
 - 三 **前二号**に掲げるものに附帯する行為をする場合(平一七規則三二・令二規則一三・一部改正)

(損失の補償請求書)

第百三条 **条例第百五十五条第二項**の規定による補償の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 補償請求の理由
- 三 補償請求額の総額及びその内訳

(教育又は学術研究のための捕獲等の届出)

第百四条 **第八十八条第二号**及び**第四号**の規定による届出は、**別記様式第四十九号**により行うものとする。

- 前項**の届出書には、**第九十一条第二項各号**に掲げる書類を添付しなければならない。(令二規則一三・一部改正)

(添付図面の省略)

第百五条 **条例第百四十二条第一項**若しくは**条例第百四十六条第一項**の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は**条例第百四十六条第五項**若しくは**第七項**、**第八十八条第二号**若しくは**第四号**若しくは**第九十七条第三号上**の規定による届出を了した行為の変更に係る届出にあっては、**第九十一条第二項**、**第九十五条第二項**、**第九十六条第三項**、**第九十八条第二項**又は**前条第二項**の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面(**第三項**において「添付図面」という。))のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2 **前項**の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添付しなければならない。

- 第一項**に該当するもののほか、**条例第百四十二条第二項**若しくは**条例第百四十六条第二項**の許可の申請又は**条例第百四十六条第五項**若しくは**第七項**、**第八十八条第二号**若しくは**第四号**若しくは**第九十七条第三号上**の規定による届出に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができる。(令二規則一三・一部改正)

- 第三節 県立自然公園制度
 - 第一款 通則

(公園事業となる施設の種類)

第百六条 **条例第百六十条第三号**に規定する知事が定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路及び橋
- 二 広場及び園地
- 三 宿舍及び避難小屋
- 四 休憩所、展望施設及び案内所
- 五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗場施設
- 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
- 七 運輸施設(主として石川県立自然公園(以下「自然公園」という。))の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。)
- 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- 十 植生復元施設及び動物繁殖施設
- 十一 砂防施設及び防火施設
- 十二 自然再生施設(損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。**第百十九条**において同じ。)(令二規則一三・一部改正)

- 第二款 公園事業
 - (令二規則一三・改称)

(公園事業の執行の協議又は認可)

第百六条の二 **条例第百六十五条第二項**の協議又は**同条第三項**の認可は、公園施設ごとに協議し、又は認可を受けるものとする。

(令二規則一三・追加)

(公園事業の執行の協議又は認可の申請)

第百七条 **条例第百六十五条第四項**の執行の協議又は認可の申請は、書面を提出する方法をもって行うものとする。

- 条例第百六十五条第四項第六号**に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 公園施設の構造(運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)
 - 二 **第百六条第一号**から**第九号**までに掲げる公園施設にあっては、その施設の供用開始の予定年月日
 - 三 工事の施行を要する場合にあっては、その施行の予定期間
- 条例第百六十五条第五項**に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては**第七号**、**第八号**及び**第十一号**に掲げる書類を、国又は県以外の地方公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあっては**第一号**、**第二号**、**第六号**から**第八号**まで及び**第十二号**に掲げる書類を除く。
 - 一 個人にあっては、住民票の写し
 - 二 法人にあっては、登記事項証明書
 - 三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
 - 四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
 - 五 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図
 - 六 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約
 - 七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
 - 八 事業資金を調達することができることを証する書類
 - 九 **第百六条第三号**に掲げる宿舎に関する公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあっては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
 - 十 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面
 - 十一 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
 - 十二 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - 十三 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書

- 前項**の書類の添付については、**第一項**の規定の例による。

(令二規則一三・全改)

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更)

第百八条 **条例第百六十五条第六項ただし書**に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 **条例第百六十五条第四項第一号**に掲げる事項
- 二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあっては、その供用期間
- 四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額
- 五 **前条第二項第二号**及び**第三号**に掲げる事項(令二規則一三・全改)

(公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請)

第百九条 **条例第百六十五条第七項**の規定による変更の協議又は認可の申請は、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 変更の内容
 - 三 変更しようとする年月日
 - 四 変更を必要とする理由
 - 五 工事の施行を要する場合にあっては、その施行の予定期間
- 条例第百六十五条第八項**において準用する**同条第五項**に規定する規則で定める書類は、**第百七条第三項第三号**及び**第四号**に掲げる書類のほか、変更に係る**同項各号**に掲げる書類(**同項第三号**及び**第四号**に掲げるものを除く。)とする。(令二規則一三・全改)

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出)

第百十条 **条例第百六十五条第九項**の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更した年月日
- 四 変更を必要とする理由(令二規則一三・全改)

(承継の協議又は承認の申請)

第百十一条 **条例第百六十五条の三第一項**の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出するものとする。

- 一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この条において「合併法人等」という。))の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 三 公園施設の種類
- 四 合併又は分割した年月日
- 五 合併又は分割した理由

- 前項**の協議書又は申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

- 二 [第七十七条第三項第三号、第四号](#)及び[第十二号](#)に掲げる書類
- 三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

- 3 [条例第六十五条の三第二項](#)の規定による相続の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
- 一 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
 - 二 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日
 - 三 公園施設の種類
- 4 [前項](#)の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 [第七十七条第三項第一号、第三号、第四号](#)及び[第十二号](#)に掲げる書類
 - 二 被相続人との続柄を証する書類
 - 三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類（令二規則一三・全改）

（公園事業の休廃止の届出）

第百十二条 [条例第六十五条の四](#)の規定による届出は、公園事業を休止又は廃止しようとする日の一月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 公園施設の種類
- 三 休止しようとする場合にあっては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法
- 四 廃止しようとする場合にあっては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い

- 2 [前項](#)の届出書には、[第七十七条第三項第三号](#)及び[第四号](#)に掲げる書類を添付するものとする。（令二規則一三・全改）
- （認可の失効の届出）

第百十三条 [条例第六十五条の五第二項](#)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 公園施設の種類
- 三 失効した年月日
- 四 失効した理由

2 [前項](#)の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 [第七十七条第三項第三号](#)及び[第四号](#)に掲げる書類
- 二 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類（令二規則一三・全改）

第百十四条から第百八条まで 削除（令二規則一三）

（補助金の額）

第百十九条 [条例第六十七条](#)の規定による県の補助は、次に掲げる施設の新設、増設又は改設に要する費用の額(当該新設、増設又は改設を行う場合において収入金があるときは、当該額から収入金を控除した額)のうち、知事が定める種目及び算定基準に従って算定した額の二分の一以内について行う。

- 一 道路及び橋
- 二 広場及び園地
- 三 避難小屋
- 四 休憩所
- 五 野営場及びスキー場
- 六 駐車場
- 七 棧橋
- 八 給水施設、排水施設及び公衆便所
- 九 博物展示施設
- 十 植生復元施設及び動物繁殖施設
- 十一 砂防施設及び防火施設
- 十二 自然再生施設（令二規則一三・一部改正）

（負担金の徴収方法等）

第百十九条の二 県は、[条例第六十七条の三](#)の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を負担させようとする場合においては、負担させようとする者の意見を聴かなければならない。（令二規則一三・追加）

第三款 保護及び利用

（特別地域の区分）

第百二十条 自然公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を[次の各号](#)のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

- 一 第一種特別地域(特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。)
- 二 第二種特別地域(第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域をいう。)
- 三 第三種特別地域(特別地域のうちで風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。)

（令二規則一三・追加）

（特別地域内における行為の許可申請）

第百二十一条 [条例第六十九条第四項](#)の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 行為の種類
- 三 行為の目的
- 四 行為の場所
- 五 行為地及びその付近の状況
- 六 行為の施行方法
- 七 着手及び完了の予定日

2 [前項](#)の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

- 一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
- 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- 四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

- 3 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になっている道路の新築([条例](#)の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合にあっては、[第一項](#)の申請書には、[前項各号](#)に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びにその特質
 - 二 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
 - 三 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
 - 四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果
- 4 知事は、[第一項](#)に規定する申請書の提出があった場合において、申請に係る行為について、当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めたときは、申請者に対し、[前項各号](#)に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。（令二規則一三・一部改正）

（特別地域内の行為の許可基準）

第百二十一条の二 [条例第六十九条第四項第一号](#)に掲げる行為(仮設の建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。)を含む。以下同じ。))の新築、改築又は増築に限る。)に係る[同条第五項](#)の規則で定める基準(以下この条において「許可基準」という。)は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(以下この条において「既存建築物の改築等」という。)であって、[第一号](#)、[第五号](#)及び[第六号](#)に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

- 一 設置期間が三年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。
 - 二 次に掲げる地域(以下この条において「第一種特別地域等」という。)内において行われるものでないこと。
 - イ 第一種特別地域
 - ロ 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定(以下この条において「史跡名勝天然記念物の指定等」という。)がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下この条において同じ。)であるもの
 - (イ) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
 - (ロ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
 - (ハ) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
 - (ニ) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
 - 三 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
 - 四 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
 - 五 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
 - 六 当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- 2 [条例第六十九条第四項第一号](#)に掲げる行為(申請に係る自然公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者であって、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和五十年四月一日(同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあっては、当該指定の日。以下この条において「基準日」という。)において申請に係る場所に現に居住していた者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物(基準日以後にその造成に係る行為について[同項](#)の規定による許可の申請をした分譲地等 [第四項](#)に規定する分譲地等をいう。)内に設けられるものを除く。)の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築([前項](#)の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、[前項第二号](#)から[第五号](#)までの規定の例によるほか、当該建築物の高さ(避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。))を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この条において同じ。)が十三メートル(その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ)を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であって、[前項第五号](#)に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
- 3 [条例第六十九条第四項第一号](#)に掲げる行為(農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築([前二項](#)の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、[第一項第二号](#)から[第五号](#)までの規定の例による。ただし、[前項ただし書](#)に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
- 4 [条例第六十九条第四項第一号](#)に掲げる行為(集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲ホテルを含む。))の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下この項において同じ。)、集合住宅(同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下この項において同じ。))若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が二棟以上設けられる予定である一連の土地(以下この条において「分譲地等」という。)内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築([前三項](#)又は[次項](#)の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、[第一項第二号](#)から[第五号](#)までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、[第二項ただし書](#)に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
- 一 保存緑地([第九項第四号](#)及び[第五号](#))に規定する保存緑地をいう。以下この項並びに[第九項第三号](#)、[第六号](#)及び[第七号](#)において同じ。)において行われるものでないこと。
 - 二 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物が二階建以下であり、かつ、その高さが十メートル(その高さが現に十メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
 - 三 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物の高さが十三メートル(その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。

- 四 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下この条において同じ。)が千平方メートル以上であること。
- 五 集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が二百五十平方メートル以上であること。
- 六 総建築面積(同一敷地内にある全ての建築物の建築面積(建築物の地上部分の水平投影面積をいう。[第十一号](#)において同じ。))の和をいう。[第六項](#)において同じ。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積(同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積(建築基準法施行令第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。))の和をいう。以下この条において同じ。)の敷地面積に対する割合が、[次の表](#)の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ[同表](#)の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域	二十パーセント以下	四十パーセント以下
第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下

- 七 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が三十パーセントを超えないものであること。
- 八 [前号](#)に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域(以下この条において「自然草地等」という。)でないこと。
- 九 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路(以下この条において「公園事業道路等」という。)の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。
- 十 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。
- 十一 当該建築物の建築面積が二千平方メートル以下であること。
- 5 [条例第六十九条第四項第一号](#)に掲げる行為(基準日前にその造成に係る行為について[同項](#)の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について[同条第七項](#)の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築([第一項](#)から[第三項](#)までの規定の適用を受けるものを除く。))に限る。))に係る許可基準は、[第一項第二号](#)から[第五号](#)まで並びに[前項第一号](#)及び[第二号](#)の規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、[第二項ただし書](#)に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
- 当該建築物の建築面積(建築基準法施行令第二条第一項第二号に掲げる建築面積をいう。[次号](#)において同じ。))が二千平方メートル以下であること。
 - 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積(同一敷地内にある全ての建築物の建築面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、[次の表](#)の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ[同表](#)中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル未満	十パーセント以下	二十パーセント以下
第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル以上千平方メートル未満	十五パーセント以下	三十パーセント以下
第二種特別地域内における敷地面積が千平方メートル以上	二十パーセント以下	四十パーセント以下
第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下

- 6 [条例第六十九条第四項第一号](#)に掲げる行為([前各項](#)の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。))に係る許可基準は、[第一項第二号](#)から[第五号](#)まで並びに[第四項第七号](#)及び[第九号](#)から[第十一号](#)までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、[第二項ただし書](#)に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
- 当該建築物の高さが十三メートル(その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
 - 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、[前項第二号の表](#)の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ[同表](#)の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。
- 7 [条例第六十九条第四項第一号](#)に掲げる行為(車道(分譲地等の造成を目的としたものを除く。))の新築に限る。))に係る許可基準は、次のとおりとする。
- [第一項第二号ロ](#)(イ)から(ニ)までに掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているものの内において行われるものでないこと。ただし、次に掲げる基準に適合するもの又は砂防工事等地形若しくは植生の保全に資すると認められる事業を行うために行われるものであつて[ロ](#)及び[ハ](#)並びに[次号ロ](#)から[ホ](#)までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
 - 地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。
 - 当該車道が次のいずれかに該当すること。
 - 農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
 - 地域住民の日常生活の用に供される車道
 - 公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道
 - [条例第六十条](#)から[第九十六条](#)までの規定に適合する行為が行われる場所に到達するために設けられる車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
 - [条例第六十条](#)から[第九十六条](#)までの規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道
 - 当該行為により生じた残土を特別地域において処理するものでないこと。ただし、特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。
 - [前号本文](#)に規定する地域以外の地域内において行われるものにあつては、[前号ハ](#)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - [前号ロ](#)の規定の例によること。ただし、専ら自転車の通行の用に供される道路の新築にあつては、この限りでない。
 - 盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。
 - 法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されるものになつていものであつて、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。ただし、法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。
 - 線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。
 - 擁壁その他附帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
- 8 [条例第六十九条第四項第一号](#)に掲げる行為(車道(分譲地等の造成を目的としたものを除く。))の改築又は増築に限る。))に係る許可基準は、[前項第一号ハ](#)及び[第二号ロ](#)から[ホ](#)までの規定の例によるほか、当該車道が新たに[同項第一号本文](#)に規定する地域を通過することとなるものでないこととする。
- 9 [条例第六十九条第四項第一号](#)に掲げる行為(分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に限る。))に係る許可基準は、[第七項第一号ハ](#)及び[第二号ロ](#)から[ホ](#)までの規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
 - 道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等(以下この項において「関連分譲地等」という。)の造成が第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
 - 関連分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積(当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積)が全て千平方メートル以上とされていること。
 - [前号](#)に規定する計画において、勾配が三十パーセントを超える土地及び公園事業道路等の路肩から二十メートル以内の土地を全て保存緑地とすることとされていること。
 - [第三号](#)に規定する計画において、[前号](#)に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の十パーセント以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。
 - [第三号](#)に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。
 - 関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。
 - 分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもって明示すること。
 - 購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が千平方メートル未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については[条例第六十九条第四項](#)の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもって通知すること。
 - [第三号](#)に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。
 - 関連分譲地等の全面積が二十ヘクタール以下であること。
- 10 [条例第六十九条第四項第一号](#)に掲げる行為(屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。))に係る許可基準は、[第一項第三号](#)及び[第四号](#)並びに[前項第一号](#)の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 - 総施設面積(同一敷地内にある全ての工作物(屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。))の地上部分の水平投影面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合が、第二種特別地域に係るものにあつては四十パーセント以下、第三種特別地域に係るものにあつては六十パーセント以下であること。
 - 当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が十パーセントを超えないものであること。
 - 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。
 - 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。
 - 同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であること。
 - 当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
 - 当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。
 - 支障木の伐採が僅少であること。
 - 当該屋外運動施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
- 11 [条例第六十九条第四項第一号](#)に掲げる行為(風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。))に係る許可基準は、[第一項第五号](#)及び[第六号](#)並びに[前項第七号](#)及び[第九号](#)の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- [第一項第二号](#)から[第四号](#)までの規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
 - 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 12 [条例第六十九条第四項第一号](#)に掲げる行為(太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。))に係る許可基準は、[第一項第五号](#)及び[第六号](#)、[第十項第七号](#)並びに[前項第二号](#)の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- [第一項第二号](#)から[第四号](#)までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
 - [第四項第七号](#)、[第九号](#)及び[第十号](#)並びに[第十項第九号](#)の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
 - 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。
 - 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
 - 農林漁業に付随して行われるものであること。
 - 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、[前号ただし書](#)に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
 - 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。
- 13 [条例第六十九条第四項第一号](#)に掲げる行為([前各項](#)の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。))に係る許可基準は、[第一項第一号](#)及び[第六号](#)の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- [第一項第二号](#)から[第四号](#)までの規定の例によること。ただし、次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
 - 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
 - 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)
 - 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築
 - 当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。
- 14 [条例第六十九条第四項第一号](#)に掲げる行為([前各項](#)の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。))に係る許可基準は、[前項各号](#)の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。
 - 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から二十メートル以上離れていること。
 - 学術研究その他公益上必要と認められること。
 - 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
 - 農林漁業に付随して行われるものであること。
 - 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。
 - [前項第一号イ](#)又は[ロ](#)に掲げる行為のいずれかに該当するものであること。
- 15 [条例第六十九条第四項第二号](#)に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。
- 第一種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - 単木択伐法によるものであること。
 - 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の十パーセント以下であること。
 - 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に十年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
 - 第二種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の三十パーセント以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の六十パーセント以下であること。

- (ロ) 当該伐採の対象となる木竹の樹齡が標準伐期齡に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
- (ハ) 公園事業に係る施設(**第百六条第七号**、**第十号**及び**第十一号**)に掲げるものを除く。)及び集団施設地区(以下この条において「利用施設等」という。)の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。以下この号において同じ。)において行われる場合にあっては、単木択伐法によるものであること。
- ロ 皆伐法によるものにあつては、**イ**(ロ)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (イ) 一伐区の面積が二ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が十分の三を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。
- (ロ) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して五年を経過していない伐区に隣接していないこと。
- (ハ) 利用施設等の周辺において行われるものでないこと。
- 三 第三種特別地域内において行われるものであること。
- 四 学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであること。
- 16 **条例第百六十九条第四項第三号**に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。
- 一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- 二 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 17 **条例第百六十九条第四項第四号**に掲げる行為(露天掘りでない方法によるものに限る。)に係る許可基準は、坑口又は掘削口が第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内に設けられるものでないこと。ただし、次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。
- 一 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。
- 二 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。
- 三 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- 18 **条例第百六十九条第四項第四号**に掲げる行為(露天掘りによるものに限る。)に係る許可基準は、次のいずれかとする。
- 一 **条例第百六十九条第四項**の規定による許可を受け、又は**同条第七項**の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの(**第二号**又は**第四号**)の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 第一種特別地域等内において行われるものでないこと。
- ロ 自然的、社会経済的条件に鑑み、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
- ハ 当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。
- ニ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- 二 河川に堆積した砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、**前号イ**の規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
- 三 第三種特別地域(植生の復元が困難な地域等を除く。)内において行われるもの(**前二号**又は**次号**)の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。
- 四 既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、**第一号イ**の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものであること。
- ロ 平成十二年四月一日以後に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。
- 五 **前各号**の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、特別地域内において行われるものであつて、**前項各号**に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- 19 **条例第百六十九条第四項第五号**に掲げる行為に係る許可基準は、**第十一項第二号**の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 一 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- イ 学術研究その他公益上必要と認められること。
- ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
- ハ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。
- 二 水位の変動についての計画が明らかなものであること。
- 三 次に掲げる地域で行われるものであつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているものに支障を及ぼすおそれがないものであること。ただし、基準日においてこれらの地域において**条例第百六十九条第四項**の規定による許可を受け、又は**同条第七項**の規定による届出をして現に行われているものであり、かつ、従来行為の規模を超えない程度で行われるものにあつては、この限りでない。
- イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- ロ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
- ハ 優れた風致又は景観を有する河川又は湖沼等
- 20 **条例第百六十九条第四項第六号**に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。
- 一 当該汚水又は廃水の処理施設が技術的に最良の機能を有すると認められるものであること。
- 二 当該汚水又は廃水が**条例第百六十九条第四項第六号**の規定により知事が指定した湖沼又は湿原の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 21 **条例第百六十九条第四項第七号**に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。
- 一 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等(広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。)が次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内若しくは事業を行っている場所において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであること。
- ロ 表示面の面積が五平方メートル以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が十平方メートル以下のものであること。
- ハ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが五メートル、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが五メートル(工作物に掲出し又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ)以下のものであること。
- ニ 光源を用いる広告物等にあつては、光源(光源を内蔵するものにあつては表示面)が白色系のものであること。
- ホ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。
- ヘ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
- 二 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあつては、**前号三**から**ハ**までの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること。
- ロ 広告物等の個々の表示面の面積が一平方メートル以下であること。
- ハ 複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が十平方メートル以下であること。
- ニ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが五メートル、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが五メートル以下のものであること。
- ホ 既に複数の広告物等が掲出され、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われるものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものでないこと。
- 三 指す標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、**第一号二**から**ハ**まで及び**前号三**の規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。
- イ 表示面の面積が五平方メートル(複数の内容を表示する広告物等にあつては、十平方メートル)以下であること。
- ロ 設置者名の表示面積が三百平方センチメートル以下であること。
- ハ 一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。
- 四 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、**第一号ハ**及び**前号ハ**の規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。
- イ 表示面積が三百平方センチメートル以下であること。
- ロ 商品名の表示がないものであること。
- ハ 設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。
- 五 **前各号**の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであつて地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものであること。
- 22 **条例第百六十九条第四項第八号**に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて**第五号**から**第九号**までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて**第三号**及び**第五号**から**第九号**までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
- 一 第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。
- 二 廃棄物(廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。)を集積し、又は貯蔵するものでないこと。
- 三 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- 四 自然的、社会経済的条件に鑑み、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
- 五 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望みされるものでないこと。
- 六 集積し、又は貯蔵する高さが十メートルを超えないものであること。
- 七 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。
- 八 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。
- 九 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。
- 十 支障木の伐採が僅少であること。
- 十一 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- 23 **条例第百六十九条第四項第九号**に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。
- 一 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。
- イ 第一種特別地域又はこの地先水面
- ロ 次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるもの
- (イ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な水辺地又は水面
- (ロ) 優れた風致若しくは景観を有する自然海岸、自然湖岸その他の水辺地又はこれらの地先水面
- 二 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- イ 学術研究その他公益上必要と認められること。
- ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
- ハ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。
- ニ 既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。
- 三 当該行為又はこれに関連する行為が当該行為の場所に隣接する水辺地又は水面の風致又は景観の維持に及ぼす支障の程度が軽微であること。ただし、**前号三**に掲げる基準に適合するものにあつては、この限りでない。
- 四 廃棄物の埋立てによるものでないこと。
- 24 **条例第百六十九条第四項第十号**に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。
- 一 第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。
- 二 集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。
- 三 土地を階段状に造成するものでないこと(農林漁業を営むために必要と認められるものは除く。)
- 四 ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。ただし、既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。
- 五 廃棄物の埋立てによるものでないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。
- 六 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。ただし、農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。
- 七 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。
- 八 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。
- 25 **条例第百六十九条第四項第十一号**及び**第十三号**に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。
- 一 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- 二 採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。
- 26 **条例第百六十九条第四項第十二号**に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。
- 一 **前項第一号**に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 災害復旧のために行われるものであること。

- 27 **条例第百六十九条第四項第十四号**に掲げる行為に係る許可基準は、**第二十五項第一号**の規定の例によるほか、**条例第百六十九条第四項第十四号**の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。
- 28 **条例第百六十九条第四項第十五号**に掲げる行為に係る許可基準は、その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。
- 29 **条例第百六十九条第四項第十六号**及び**第十七号**に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。
- 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。
 - 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。
- 30 その自然的、社会経済的条件から判断して**前各項**に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないとき知事が認めて指定した特別地域内の区域及び当該区域内において行われる**条例第百六十九条第四項各号**に掲げる行為については、知事は、当該基準の特例を定めることができる。
- 31 **条例第百六十九条第四項各号**に掲げる行為に係る許可基準は、**前各項**に規定する基準のほか、次のとおりとする。
- 申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。
 - 申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。
 - 申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について**条例第百六十九条第四項**の規定による許可の申請があつた場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。

(令二規則一三・追加)

(特別地域内における湖沼等の指定)

第百二十二条 **条例第百六十九条第四項第三号、第六号、第八号、第十一号**から**第十四号**まで、**第十六号**及び**第十七号**の規定により知事が指定したときは、告示するものとする。

(令二規則一三・全改)

(土地所有者等との協議)

第百二十三条 知事は**条例第百六十九条第四項第十六号**の区域の指定に当たっては、その区域内の土地についての所有権、地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下この条及び**第二百二十五条**において「土地所有者等」という。)の財産権を尊重し、土地所有者等と協議しなければならない。

(令二規則一三・一部改正)

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第百二十四条 **条例第百六十九条第十項第四号**に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

- 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 門、生垣、その高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三十平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。
- ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 条例第百六十九条第四項**の許可を受けた行為又は**本条各号**に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物(宿舍を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること。
- 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)、砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設(堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。)、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
- 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設又は同条第三項及び第四項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットフォーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。
- 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法第二条第一項に規定する沿岸漁業(総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- 信号機、防護柵、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること(信号機にあつては、新築を含む。)
- 文化財保護法第一百五条第一項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- 道路の舗装及び道路のこう配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの
- 宅地又は道路に送水管、ガスパ、電線を埋設すること。
- 巢箱、給餌台、給水台等を設置すること。
- 測量法第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。
- 境界標(不動産登記規則第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。)を設置すること。
- 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。
- 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)すること。
- 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)
- 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。
- 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。
- 条例第百五十二条第一項**に規定する認定保護整備事業等(以下この条において「認定保護整備事業等」という。)又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。
- 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置すること。
- 宅地の木竹を伐採すること。
- 自家用のために木竹を択伐(塊状択伐を除く。)すること。
- 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。
- 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- 森林の保育又は電線路の維持のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。
- 牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。
- 認定保護整備事業等又は認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
- 宅地の木竹を損傷(**条例第百六十九条第四項第三号**の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。)すること。
- 自家用のために木竹を損傷すること。
- 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 条例第百四十二条第一項**の規定による知事の許可に係る木竹であつて、**条例第百四十条第一項**に規定する指定希少野生動植物種に係るもの(**条例第百五十四条第二項**の規定による協議に係るものを含む。)を損傷すること。
- 自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下この条において「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の第二項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。
- 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)
- 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 宅地内の土石を採取すること。
- 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試すいを行うこと。
- 宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによって、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 耕作の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 森林施業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 漁船から汚水又は廃水を排出すること。
- 養魚の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
- 宅地内で行う家畜の飼育に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 建築基準法第三十一条第二項に規定するし尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)から汚水又は廃水を排出すること。
- 住宅から汚水又は廃水を排出(し尿の排出を除く。)すること。
- 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設、砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
- 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道若しくは同条第四号に規定する流域下水道へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。
- 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。
- 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。
- 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
- 漁港漁場整備法第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
- 認定保護整備事業等又は認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。
- 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの。
- 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。
- 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。
- 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

八十三 宅地内にある植物で、**条例第六百六十九条第四項第十一号**の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

八十四 **条例第四百四十二条第一項**の規定による知事の許可に係る植物であって、**条例第四百十条第一項**に規定する指定希少野生動植物種に係るもの(**条例第一百五十四条第二項**の規定による協議に係るものを含む。)を採取し、又は損傷すること。

八十五 認定保護整備事業等又は認定保護増殖事業等の実施のために**条例第六百六十九条第四項第十一号**の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

八十六 農業を営むために**条例第六百六十九条第四項第十二号**の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと(**同号**の知事が指定する区域内において行うものに限る。**次号**において同じ。)。

八十七 森林の整備及び保全を図るために**条例第六百六十九条第四項第十二号**の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

八十八 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること(**条例第六百六十九条第四項第十二号**に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。)。

八十九 宅地内に木竹を植栽すること。

九十 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

九十一 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

九十二 認定保護整備事業等又は認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

九十三 **条例第四百四十二条第一項**の規定による知事の許可に係る動物であって、**条例第四百十条第一項**に規定する指定希少野生動植物種に係るもの(**条例第一百五十四条第二項**の規定による協議に係るものを含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

九十四 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

九十五 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

九十六 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

九十七 自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

九十八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

九十九 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

百 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

百一 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(**条例第六百六十九条第四項第十四号**の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。)を放つこと(**同号**の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。)。

百二 認定保護整備事業等又は認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

百三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をするこ

百四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

百五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をするこ

百六 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであって、次に掲げるもの

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

百七 家畜を係留放牧すること(**条例第六百六十九条第四項第十四号**に掲げる行為に該当するものを除く。)

百八 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること(園内移動用施設である索道等及び同法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議しその同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。))を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

百九 **前各号**に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為

百十 農業を営むために立ち入ること。

百十一 森林の保護管理のために立ち入ること。

百十二 林道の整備に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。

百十三 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二に規定する保安林、同法第二十九条若しくは第三十条の二に規定する保安林予定森林、同法第四十一条に規定する保安施設地区若しくは同法第四十四条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第四十一条第一項若しくは第三項に規定する保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。

百十四 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を含む。))のために立ち入ること。

百十五 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。

百十六 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域又は同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために立ち入ること。

百十七 地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の実施に当たって必要な事前調査、同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

百十八 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

百十九 文化財保護法第九十九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。

百二十 測量法第三条の規定による測量のために立ち入ること。

百二十一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

百二十二 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)

百二十三 **条例第六百六十九条第四項第十六号**の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

百二十四 **条例第六百六十九条第四項第十六号**の規定により知事が指定する区域の隣接地において、**回項**の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

百二十五 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。

百二十六 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。

百二十七 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百二十八 漁業を営むために車馬若しくは動力船を使用すること。

百二十九 漁業取締のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百三十 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。))のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百三十一 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百三十二 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百三十三 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百三十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百三十五 土地改良法第二条第二項第一号に掲げる土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百三十六 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第二条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。

百三十七 海上運送法第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

百三十八 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百三十九 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風致の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

百四十 **前各号**に掲げる行為に附帯する行為

(平一七規則三二・平二八規則六・令二規則一三・一部改正)

(土地所有者等との協議)

第二百五条 知事は、利用調整地区の指定に当たっては、その区域内の土地所有者等の財産権を尊重し、土地所有者等と協議しなければならない。

(利用調整地区における認定等を要しない行為)

第二百六条 **条例第七十条第三項第六号**に規定する規則で定める行為は、自然公園の利用者以外の者が行うものであって次に掲げるものとする。

一 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの

イ **第百二十四条第六号、第七号、第九号**(港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る)、**第十号、第十一号、第十四号、第十六号、第二十九号、第三十号、第三十三号、第三十九号、第四十三号**から**第四十五号**まで、**第四十七号、第六十七号、第六十九号、第七十号、第八十四号、第八十八号、第九十三号**から**第九十七号**まで、**第二百二十一号、第二百二十七号**又は**第三百三十六号**に掲げる行為

ロ 農林漁業を営むために行う**第百二十四条第一号、第四号、第五号、第五十二号**及び**第九十一号**に掲げる行為

二 農業を営むために通常行われる行為

三 森林の保護管理のために行われる行為

四 林道の整備に当たって必要な事前調査を行うこと。

五 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二に規定する保安林、同法第二十九条若しくは第三十条の二に規定する保安林予定森林、同法第四十一条に規定する保安施設地区若しくは同法第四十四条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第四十一条第一項若しくは第三項に規定する保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査を行うこと。

六 漁業を営むために通常行われる行為

七 漁業取締の業務を行うこと。

八 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。))を行うこと。

九 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視を行うこと。

十 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域又は同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理を行うこと。

十一 地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の実施に当たって必要な事前調査、同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査を行うこと。

十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査を行うこと。

十三 航路標識の維持管理その他の船舶の交通の安全を確保するための行為

十四 鉱業権を有する者が行う**第百二十四条第五十二号**又は**第五十三号**に掲げる行為

十五 文化財保護法第九十九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧を行うこと。

十六 測量法第三条の規定による測量を行うこと。

十七 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地において行う行為

十八 利用調整地区の区域内に存する施設を維持管理する行為

十九 利用調整地区以外の区域において、この条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過すること。

二十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うこと。

二十一 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為

二十二 県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

二十三 **前各号**に掲げる行為に附帯する行為

(平一七規則三二・令二規則一三・一部改正)

(立入りの認定の基準)

第二百二十七条 **条例第七十一条第一項第二号**に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める人数又は船舶(ろかい又は主としてろかいをもって運転する船を含む。)の隻数の範囲内であること。
- 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める期間内であること。
- 利用調整地区において、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれのあるものとして次に掲げる行為を行うものでないこと。
 - 生きている動植物(食用に供するもの及び身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第二条に規定する身体障害者補助犬を除く。)を故意に持ち込むこと。
 - 野生動物に餌を与えること。
 - 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
 - ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
 - 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。
- 知事が利用調整地区ごとに定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。
- 前各号**に掲げるもののほか、利用調整地区内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであること。(令二規則一三・一部改正)

(立入りの認定の申請)

第二十八条 **条例第七十一条第二項(同条第八項**において準用する場合を含む。)**の**規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

- 申請者の氏名及び住所
 - 申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数(**条例第七十一条第七項**の認定に係る申請を行う場合に限る。)
 - 立ち入ろうとする利用調整地区の名称
 - 立ち入ろうとする期間
 - 立入りの目的
 - 立入りの方法
 - 前各号**に掲げるもののほか、その他必要な事項
- 2 **前項**の申請書には、申請者が**前条第三号**から**第五号**までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。(令二規則一三・一部改正)

(立入認定証の記載事項)

第二十九条 **条例第七十一条第四項(同条第八項**において準用する場合を含む。)**の**立入認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 利用調整地区の名称
 - 立入認定証の有効期間
 - 立入りの認定を受けた者の氏名
 - 前三号**に掲げるもののほか、その他必要な事項
- 2 知事又は指定認定機関は、**前項**の立入認定証の交付に際して、利用者に対し、**第二百二十七条第四号**に規定する注意事項その他の利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持及びその適正な利用を図るために必要な事項について、書類の交付その他の適切な方法により、説明を行うものとする。(令二規則一三・一部改正)

(立入認定証の再交付)

第三十条 **条例第七十一条第五項(同条第八項**において準用する場合を含む。)**の**規定による立入認定証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

- 申請者の氏名及び住所
- 再交付を必要とする枚数(**条例第七十一条第七項**の認定に係る申請を行う場合に限る。)
- 認定を受けた利用調整地区の名称
- 立入認定証の番号及び交付年月日
- 立入認定証を亡失し、又は立入認定証が滅失した事情(令二規則一三・一部改正)

(他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件)

第三十条の二 **条例第七十一条第七項**に規定する規則で定める要件は、その者の監督の下に立ち入る者の立入りが、**同条第一項各号**のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとする。(令二規則一三・追加)

(指定認定機関の指定の申請等)

第三十一条 **条例第七十二条第二項**の規定による指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 認定関係事務を行おうとする事務所の所在地
 - 認定関係事務を行おうとする利用調整地区の名称
 - 認定関係事務を開始しようとする年月日
- 2 **前項**の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 定款又は寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
 - 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)
 - 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び履歴を記載した書類
 - 認定関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 - 申請者が**条例第七十二条第三項各号**の規定に該当しないことを説明した書類
 - 前各号**に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類(平一七規則三二・令二規則一三・一部改正)

(条例第七十二条第三項第二号の規則で定める者)

第三十一条の二 **条例第七十二条第三項第二号**の規則で定める者は、精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。(令二規則一三・追加)

(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等)

第三十二条 **条例第七十四条第一項前段**の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 **条例第七十四条第一項後段**の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- 変更しようとする事項
- 変更しようとする年月日
- 変更の理由(令二規則一三・一部改正)

(事業計画等の認可の申請等)

第三十三条 **条例第七十四条第二項前段**の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 **条例第七十四条第二項後段**の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- 変更しようとする事項
- 変更しようとする年月日
- 変更の理由(令二規則一三・一部改正)

(認定関係事務の休廃止の許可の申請)

第三十四条 **条例第七十四条第四項**の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- 休止し、又は廃止しようとする認定関係事務の範囲
- 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 休止又は廃止の理由(令二規則一三・一部改正)

(認定関係事務の引継ぎ等)

第三十五条 指定認定機関は、知事が**条例第七十四条第五項**の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自らが行う場合、**同条第四項**の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が**条例第七十六****条第二項**若しくは**第三項**の規定により指定を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 認定関係事務を知事に引き継ぐこと。
- 認定関係事務に関する帳簿及び書類を知事に引き継ぐこと。
- その他知事が必要と認める事項

(普通地域内における行為の届出)

第三十六条 **条例第七十八条第一項**の規定による届出は、行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び**第三項**に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 **前項**の届出書には、**第二十一条第二項各号**に掲げる図面を添えなければならない。

3 **条例第七十八条第一項**の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 行為の目的
- 行為地及びその付近の状況
- 行為の完了予定日(令二規則一三・追加)

(工作物の基準)

第三十七条 **条例第七十八条第一項第一号**に規定する規則で定める基準は、**次の各号**に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに**当該各号**に定めるとおりとする。

- 海域以外の区域
 - 建築物 高さ十三メートル又は延べ面積千平方メートル
 - 送水管 長さ七十メートル
 - 鉄塔 高さ三十メートル
 - 船舶の係留施設 長さ五十メートル
 - ダム 高さ二十メートル
 - 鋼索鉄道 延長七十メートル
 - 索道 傾斜亘長六百メートル又は起点と終点の高低差二百メートル
 - 別荘地の用に供する道路 幅員二メートル
 - 遊戯施設(建築物を除く。) 高さ十三メートル又は水平投影面積千平方メートル
 - 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル
- 海域の区域
 - 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設 長さ五十メートル
 - イ**に掲げる工作物以外の工作物 海面上の高さ五メートル又は海面における水平投影面積千平方メートル(平二七規則三一・一部改正、令二規則一三・旧第三十六条線下・一部改正)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第三十八条 **条例第七十八条第七項第四号**に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 第二百二十四条第一号**から**第二十五号**まで、**第五十二号**から**第五十五号**まで、**第六十六号**から**第七十二号**まで、**第八八号**又は**第九九号**に掲げる行為

- 二 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第四十七条第二号に規定する特殊索道のうち滑走式のを新築し、改築し、又は増築すること。
- 三 宅地内の池沼等を埋め立てること。
- 四 土地改良法第二条第二項各号に掲げる土地改良に関する事業(同項第四号に掲げるものを除く。)として池沼等を埋め立てること。
- 五 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 六 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 七 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 八 宅地内の土地の形状を変更すること。
- 九 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。
- 十 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。
- 十一 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。
- 十二 養浜のために土地の形状を変更すること。

- 十三 土地の形状を変更することであつて面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 十四 **第百三十七条第一号**に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において**同号**に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。
- 十五 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為
- 十六 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)。
 - イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間
 - ロ 風致の維持のために行われる措置の内容
 - ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限
 - ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨
- 十七 **前各号**に掲げる行為に附帯する行為
 - (平一七規則三二・令二規則一三・一部改正)

(既着手行為等の届出書)

第百三十九条 **条例第百六十九条第七項**から**第九項**までの規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 行為の種類
- 三 行為の目的
- 四 行為の場所
- 五 行為の施行方法
- 六 行為の完了の日又は予定日

- 2 **前項**の届出書には、**第百二十一条第二項各号**に掲げる図面を添えなければならない。ただし、**条例第百六十九条第八項**の規定による届出にあっては、**第百二十一条第二項第一号**に掲げる図面を添えれば足りる。
 - (令二規則一三・一部改正)

(許可の申請書又は届出書の添付図面の省略等)

第百四十条 **条例第百六十九条第四項**の規定による許可を受けた行為又は**条例第百七十八条第一項**の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、**第百二十一条第二項**及び**第三項**又は**第百三十六条第二項**の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面(以下この条において「添付図面等」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

- 2 **前項**の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。
- 3 **第一項**に該当するもののほか、**条例第百六十九条第四項**の規定による許可の申請又は**同条第七項**若しくは**第九項**若しくは**条例第百七十八条第一項**の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。
 - (令二規則一三・一部改正)

- 第四款 生態系維持回復事業
 - (令二規則一三・追加)

(生態系維持回復事業の確認)

第百四十条の二 国又は県以外の地方公共団体が、**条例第百八十二条の三第二項**の確認を受ける場合は、**次の各号**のいずれにも該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

- 一 その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。
 - イ 生態系の状況の把握及び監視
 - ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - ヘ **イ**から**ホ**までに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第百四十条の三 国及び地方公共団体以外の者が、**条例第百八十二条の三第三項**の認定を受ける場合は、**次の各号**のいずれにも該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

- 一 その者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ロ 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)又は**条例第二百五十九条第二号**、**条例第二百六十二条第三号**から**第八号**まで、**条例第二百六十五条(条例第百六十五条の二、第百七十八条第二項**又は**第百九十二条**に係るものに限る。)若しくは**条例第二百六十六条第五号**から**第十五号**までの規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 二 その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 三 その行う生態系維持回復事業の内容が**前条第二号イ**から**ハ**までのいずれかに該当すること。

(令二規則一三・追加)

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第百四十条の四 **条例第百八十二条の三第四項**の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、書面を提出して行うものとする。

- 2 **条例第百八十二条の三第四項第四号**に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。
- 3 **条例第百八十二条の三第五項**に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - 一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
 - 二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書
 - 三 国及び地方公共団体以外の者が、**条例第百八十二条の三第三項**の認定を受ける場合は、**前条第一号イ**及び**ロ**の規定に該当しないことを説明した書類
- 4 **前項**の書類の添付については、**第一項**の規定の例による。
 - (令二規則一三・追加)

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第百四十条の五 **条例第百八十二条の三第六項ただし書**に規定する規則で定める軽微な変更は、**同条第四項第一号**に掲げる事項に係る変更とする。

(令二規則一三・追加)

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第百四十条の六 **条例第百八十二条の三第七項**の規定による変更の確認又は認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更を必要とする理由
 - (令二規則一三・追加)
- 第五款 風景地保護協定
 - (令二規則一三・旧第四款繰下)

(風景地保護協定の基準)

第百四十一条 **条例第百八十三条第三項第三号**に規定する知事が定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的(以下「耕作の目的等」という。)に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んではならない。
- 三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病害虫の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでなければならない。
- 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用道路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものでなければならない。
- 五 風景地保護協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
- 六 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
- 七 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければならない。
- 八 風景地保護協定は、河川法又は海岸法その他これらの関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものでなければならない。

(風景地保護協定の公告)

第百四十二条 **条例第百八十四条第一項(条例第百八十七条**において準用する場合を含む。))の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 風景地保護協定の名称
- 二 風景地保護協定区域
- 三 風景地保護協定の有効期間
- 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法
- 五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- 六 風景地保護協定の縦覧場所
 - (令二規則一三・一部改正)

(風景地保護協定の締結の公告)

第百四十三条 **前条**の規定は、**条例第百八十六条(条例第百八十七条**において準用する場合を含む。))の規定による公告について準用する。

- 第六款 公園管理団体
 - (令二規則一三・旧第五款繰下)

(公園管理団体の指定基準)

第百四十四条 **条例第百八十九条第一項**の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- 一 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。
- 二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他**条例第百九十条各号**に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- 三 十分な活動実績を有していることその他**条例第百九十条各号**に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- 四 営利を目的としないことその他**条例第百九十条各号**に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

- 第七款 雑則
 - (令二規則一三・旧第六款繰下)

(管理事務所の設置)

第百四十五条 知事は、自然公園の適正な管理をするため必要があると認めるときは、自然公園内に管理事務所を置くことができる。

(身分証明書の様式)

第百四十六条 **条例第百六十五条の七第二項、条例第百七十七条第二項、条例第百八十条第三項、条例第百八十二条第三項**又は**条例第百九十五条第四項**の規定により職員の携帯する証明書は、**別記様式第七十九号、別記様式第八十号、別記様式第八十一号、別記様式第八十二号**又は**別記様式第八十三号**のとおりとする。

(令二規則一三・一部改正)

(補償の請求)

第百四十七条 **条例第百九十六条第三項**の規定により補償を請求しようとする者は、**次の各号**に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 補償請求の理由
- 補償請求額の総額及びその内訳

(令二規則一三・一部改正)

第三章 環境影響評価の推進

第一節 通則

(対象事業)

第百四十八条 **条例第百九十九条第二号**の規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定める事業(以下「第一区分事業」という。))は、**別表第五**の上欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ**回表**の中欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

2 **条例第百九十九条第二号**の第一区分事業に準ずる規模を有するものとして規則で定める事業(以下「第二区分事業」という。))は、**別表第五**の上欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ**回表**の下欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

3 知事は、第二区分事業のうち対象事業として認めるものについては、あらかじめ、石川県環境審議会の意見を聴くものとする。

第二節 環境影響評価に関する手続等

第一款 方法書の作成等

(方法書等の送付等)

第百四十九条 **条例第二百三条第一項**に規定する環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

2 **条例第二百三条第一項**の規定による方法書等の送付は、**別記様式第八十四号**により行うものとする。

3 方法書等の送付部数は、知事にあっては五十部、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長(以下「管轄市町長」という。))にあっては管轄市町長ごとに五部とする。ただし、知事又は管轄市町長は、必要と認めるときは、送付部数の変更を指示することができる。

(平一七規則五六・令二規則一三・一部改正)

(方法書についての公告の方法)

第百五十条 **条例第二百四条**の規定による公告は、次に掲げる方法のうちいずれか二以上の方法により行うものとする。

- 関係する市町の協力を得て、当該市町の公報又は広報紙に掲載すること。
- 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙へ掲載すること。
- 関係する市町の協力を得て、当該市町の住民に印刷物を配付し、又は回覧すること。
- 関係する市町の協力を得て、当該市町の庁舎又は当該市町の区域内の公共機関の掲示場に掲示すること。

2 事業者は、**前項**の公告を行った場合は、速やかに、当該公告の写しを添えて、**別記様式第八十五号**により知事及び管轄市町長に報告するものとする。

(平一七規則五六・一部改正)

(方法書について公告する事項)

第百五十一条 **条例第二百四条**の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 対象事業の名称、種類及び規模
- 対象事業実施区域
- 条例第二百三条第一項**の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 条例第二百五条第一項**に規定する意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(方法書等の縦覧)

第百五十二条 **条例第二百四条**の規定により方法書等を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して二以上の場所を定めるものとする。

- 事業者の事務所
- 県の庁舎その他の県の施設
- 市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町の庁舎その他の当該市町の施設
- 前三号**に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

2 事業者は、方法書等の縦覧期間について、年末年始、大型連休等特別の事情がある場合には当該期間の延長について配慮するものとする。

3 事業者は、方法書等の縦覧場所に、当該方法書等について環境の保全の見地からの意見を有する者は意見を述べる旨、当該意見を記載する意見書の様式、郵送の場合の意見書の提出先及び方法書についての問合せ先を明示するとともに、当該意見書の投入箱を設置しなければならない。

(平一七規則五六・令二規則一三・一部改正)

(方法書等の公表)

第百五十二条の二 **条例第二百四条**の規定による方法書等の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 事業者のウェブサイトへの掲載
- 県のウェブサイトへの掲載
- 関係する市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町のウェブサイトへの掲載

(令二規則一三・追加)

(方法書説明会の開催)

第百五十二条の三 **条例第二百四条の二第一項**の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(令二規則一三・追加)

(方法書説明会の開催の公告)

第百五十二条の四 **第百五十条第一項**及び**第二項**の規定は、**条例第二百四条の二第二項**の規定による公告について準用する。

2 **条例第二百四条の二第二項**の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 対象事業の名称、種類及び規模
- 対象事業が実施されるべき区域
- 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(令二規則一三・追加)

(方法書説明会の開催結果の報告)

第百五十二条の五 事業者は、方法書説明会を開催したときは、速やかに、**別記様式第八十五号の二**の説明会開催結果報告書を知事及び管轄市町長に提出しなければならない。

(令二規則一三・追加)

(責めに帰することができない事由)

第百五十二条の六 **条例第二百四条の二第四項**の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって当該説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(令二規則一三・追加)

(方法書の記載事項の周知)

第百五十二条の七 **条例第二百四条の二第四項**の規定による方法書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、当該要約書を求めに応じて提供すること。
- 方法書の概要を公告すること。
- 前二号**に掲げるもののほか、方法書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 **第百五十条第一項**及び**第二項**の規定は、**前項第二号**の規定による公告について準用する。

3 事業者は、方法書の記載事項の周知に努めた場合には、速やかに、**別記様式第八十五号の三**の説明会代替措置報告書を知事及び管轄市町長に提出しなければならない。

(令二規則一三・追加)

(方法書についての意見書の提出)

第百五十三条 **条例第二百五条第一項**の規定により提出する意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 意見書を提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 意見書の提出の対象である方法書の名称
- 方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 **前項第三号**の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(方法書についての意見の概要の送付)

第百五十四条 **条例第二百六条**の規定による意見の概要を記載した書類の送付は、**別記様式第八十六号**により行うものとする。

(方法書についての知事の意見の提出期間)

第百五十五条 **条例第二百七条第一項**の規則で定める期間は、九十日とする。ただし、**同項**の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査の実施が著しく困難であるときその他やむを得ない理由により九十日以内に意見を述べるができない場合は、百二十日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、**前項ただし書**の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

第二款 準備書の作成等

(準備書等の送付等)

第百五十六条 **条例第二百十一条**の規定による準備書等の送付は、**別記様式第八十七号**により行うものとする。

2 準備書等の送付部数は、知事にあっては五十部、関係市町長にあっては関係市町ごとに五部とする。ただし、知事又は関係市町長は、必要と認めるときは、送付部数の変更を指示することができる。

(平一七規則五六・令二規則一三・一部改正)

(準備書についての公告の方法)

第百五十七条 **第百五十条**の規定は、**条例第二百十二条**の規定による公告について準用する。

(準備書について公告する事項)

第百五十八条 **条例第二百十二条**の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 第百五十一条第一号**から**第三号**までに掲げる事項
- 関係地域の範囲
- 準備書等の縦覧の場所、期間及び時間
- 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 条例第二百十四条第一項**に規定する意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(準備書等の縦覧)

第百五十九条 **第百五十二条**の規定は、**条例第二百十二条**の規定による縦覧について準用する。この場合において、**第百五十二条**中「方法書等」とあるのは、「準備書等」と読み替えるものとする。

(令二規則一三・一部改正)

(準備書等の公表)

第百五十九条の二 **第百五十二条の二**の規定は、**条例第二百十二条**の公表について準用する。この場合において、**第百五十二条の二**中「方法書等」とあるのは「準備書等」と読み替えるものとする。

(令二規則一三・追加)

(準備書説明会の開催)

第六十条 **第一百五十二条の三**の規定は、**条例第二百十三條第一項**の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、**第一百五十二条の三**中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(令二規則一三・全改)

(準備書説明会の開催の公告)

第六十一条 **第五十条**の規定は、**条例第二百十三條第二項**において準用する**条例第二百四條の二第二項**の規定による公告について準用する。

2 **条例第二百十三條第二項**において準用する**条例第二百四條の二第二項**の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 第一百五十一条第一号**から**第三号**までに掲げる事項
- 関係地域の範囲
- 説明会の開催を予定する日時及び場所

(令二規則一三・一部改正)

(準備書説明会の開催結果の報告)

第六十二条 事業者は、準備書説明会を開催したときは、速やかに、**別記様式第八十五号の二**の説明会開催結果報告書を知事及び関係市町長に提出しなければならない。

(令二規則一三・全改)

(責めに帰することができない事由)

第六十三条 **第一百五十二条の六**の規定は、**条例第二百十三條第二項**において準用する**条例第二百四條の二第四項**に規定する事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、**第一百五十二条の六**中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(令二規則一三・全改)

(準備書の記載事項の周知)

第六十四条 **第一百五十二条の七**の規定は、**条例第二百十三條第二項**において準用する**条例第二百四條の二第四項**の準備書の記載事項の周知について準用する。この場合において、**第一百五十二条の七**中「方法書」とあるのは「準備書」と、「管轄市町長」とあるのは「関係市町長」と読み替えるものとする。

(令二規則一三・全改)

(準備書についての意見書の提出)

第六十五条 **第一百五十三条**の規定は、**条例第二百四條第一項**の規定により提出する意見書について準用する。この場合において、**第一百五十三条第一項第二号**及び**第三号**中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見の概要の送付)

第六十六条 **条例第二百十五條**の規定による事業者の見解を記載した書類の送付は、**別記様式第九十号**により行うものとする。

(公聴会の開催等)

第六十七条 **条例第二百十六條第一項**の規定による公聴会は、関係地域内において開催するものとする。ただし、当該関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、当該関係地域以外の地域で開催することができる。

2 知事は、公聴会を開催しようとするときは、開催の期日の一月前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

- 公聴会の開催の日時及び場所
- 意見を聴こうとする準備書に係る事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 意見を聴こうとする準備書に係る対象事業の名称、種類及び規模
- 次条**に規定する公述の申出に関する事項
- その他必要と認める事項

3 **前項**の規定による公告は、石川県公報に掲載するほか、関係地域の市町の協力を得て、当該市町の広報紙に掲載することその他適当と認められる方法により行うものとする。

4 知事は、**第二項**の規定による公告をしたときは、その旨を事業者及び関係市町長に通知するものとする。

(平一七規則五六・一部改正)

(公述の申出)

第六十八条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、**前条第二項**の規定による公告の日から起算して二週間以内に、次に掲げる事項を書面で知事に申し出なければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名
- 対象事業の名称
- 意見の要旨及びその理由

(公述人の選定等)

第六十九条 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため、**前条**の規定による申出のあった者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)をあらかじめ選定するものとする。

2 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、あらかじめ公述人が意見を述べることができる時間を定めることができる。

3 知事は、**第一項**の規定により公述人を選定したとき、又は**前項**の規定により公述人の意見を述べる時間を定めたときは、その旨を**前条**の規定による申出のあった者に通知するものとする。

(公聴会の議長)

第七十条 公聴会は議長が、主宰する。

2 議長は、石川県職員のうちから、知事が指名する。

(公述人の陳述)

第七十一条 公述人は、意見を述べようとするときは、その意見を聴こうとする準備書の範囲を超え、又は環境の保全の見地からの意見の範囲を超えて発言してはならない。

2 議長は、公述人に**前項**の規定に違反した発言があったときはその発言を禁止し、又は不穏当な言動があったときは当該公述人を退場させることができる。

(公聴会の秩序維持)

第七十二条 議長は、公聴会の秩序を維持し、その運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(公聴会の記録書の作成)

第七十三条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、これに記名押印しなければならない。

- 公聴会の日時及び場所
- 出席した公述人の氏名及び住所
- 公述人の発言した意見の内容
- その他公聴会の経過に関する事項

(準備書についての知事の意見の提出期間)

第七十四条 **条例第二百十七條第一項**の規則で定める期間は、百二十日とする。ただし、**同項**の意見を述べるための実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査の実施が著しく困難であるときその他やむを得ない理由により百二十日以内に意見を述べるができない場合は、百五十日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 **第一百五十五条第二項**の規定は、**前項ただし書**の規定により期間を定めた場合について準用する。

第三款 評価書の作成等

(条例第二百十八條第一項第一号の規則で定める軽微な修正等)

第七十五条 **条例第二百十八條第一項第一号**の規則で定める軽微な修正は、**別表第六**の上欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ**同表**の中欄に掲げる事業の諸元の修正であって、**同表**の下欄に掲げる要件に該当するもの(当該修正後の対象事業について**条例第二百三條第一項**の規定を適用した場合における**同項**に規定する市町長に当該修正前の対象事業に係る当該市町長以外の市町長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 **条例第二百十八條第一項第一号**の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

- 前項**に規定する修正
- 別表第六**の上欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ**同表**の中欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
- 前二号**に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象事業について**条例第二百三條第一項**の規定を適用した場合における**同項**に規定する市町長に当該修正前の対象事業に係る当該市町長以外の市町長が含まれていないもの

(平一七規則五六・一部改正)

(評価書等の作成)

第七十六条 事業者は、**条例第二百十八條第二項**の規定による評価書を作成する場合において、準備書に記載されている事項を修正したときは、当該準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

(評価書等の送付等)

第七十七条 **条例第二百十八條第三項**の規定による評価書等の送付は、**別記様式第九十一号**により行うものとする。

2 **第一百五十六条第二項**の規定は、**条例第二百十八條第三項**の規定により知事及び関係市町長に送付する評価書等の部数について準用する。

(平一七規則五六・令二規則一三・一部改正)

(評価書の公告の方法)

第七十八条 **第五十条**の規定は、**条例第二百十九條**の規定による公告について準用する。

(評価書について公告する事項)

第七十九条 **条例第二百十九條**の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 第一百五十一条第一号**から**第三号**までに掲げる事項
- 関係地域の範囲
- 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間

(評価書等の縦覧場所)

第八十条 **第一百五十二条**の規定は、**条例第二百十九條**の規定により評価書等を縦覧に供する場所について準用する。

(評価書等の公表)

第八十条の二 **第一百五十二条の二**の規定は、**条例第二百十九條**の公表について準用する。この場合において、**第一百五十二条の二**中「方法書等」とあるのは「評価書等」と読み替えるものとする。

(令二規則一三・追加)

第四款 対象事業の内容の修正等

(条例第二百二十條ただし書の規則で定める軽微な修正等)

第八十一条 **第七十五条**の規定は、**条例第二百二十條ただし書**の規則で定める軽微な修正及び**同条ただし書**の規則で定める修正について準用する。

2 **前項**の規定は、**条例第二百二十三條第三項**において準用する**条例第二百二十條ただし書**の規則で定める軽微な修正及び**条例第二百二十三條第三項**において準用する**条例第二百二十條ただし書**の規則で定める修正について準用する。(対象事業の廃止等)

第八十二条 **条例第二百二十一条第一項**(**条例第二百二十二條第四項**において準用する場合及び**条例第二百二十三條第三項**において準用する**条例第二百二十二條第四項**において準用する場合を含む。)の規定による通知は、**条例第二百二十一条第一項第一号**の場合にあっては**別記様式第九十二号**により、**同項第二号**の場合にあっては**別記様式第九十三号**により、**同項第三号**の場合にあっては**別記様式第九十四号**により行うものとする。

2 **第五十条**の規定は、**条例第二百二十一条第一項**の規定による公告について準用する。

3 **条例第二百二十一条第一項**の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 第一百五十一条第一号**及び**第二号**に掲げる事項
- 条例第二百二十一条第一項各号**のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- 条例第二百二十一条第一項第三号**に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

4 **前二項**の規定は、**条例第二百二十三條第三項**において準用する**条例第二百二十一条第一項**の規定による公告について準用する。この場合において、**前項第二号**中「条例第二百二十一条第一項各号」とあるのは「条例第二百二十三條第三項において準用する条例第二百二十一条第一項各号」と、**同項第三号**中「条例第二百二十一条第一項第三号」とあるのは「条例第二百二十三條第三項において準用する条例第二百二十一条第一項第三号」と読み替えるものとする。

第五款 評価書の公告及び縦覧後の手続

(条例第二百二十二條第二項の規則で定める軽微な変更等)

第八十三条 **条例第二百二十二條第二項**の規則で定める軽微な変更は、**別表第七**の上欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ**同表**の中欄に掲げる事業の諸元の変更であって、**同表**の下欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の対象事業について**条例第二百三條第一項**の規定を適用した場合における**同項**に規定する市町長に当該変更前の対象事業に係る当該市町長以外の市町長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 **条例第二百二十二條第二項**の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- 前項**に規定する変更
- 別表第七**の上欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ**同表**の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- 前二号**に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であって、当該変更後の対象事業について**条例第二百三條第一項**の規定を適用した場合における**同項**に規定する市町長に当該変更前の対象事業に係る当該市町長以外の市町長が含まれていないもの

3 前二項の規定は、[条例第二百二十三条第三項](#)において準用する[条例第二百二十二条第二項](#)の規則で定める軽微な変更及び[条例第二百二十三条第三項](#)において準用する[条例第二百二十二条第二項](#)の規則で定める変更について準用する。

(平一七規則五六・一部改正)

(評価書公表後の対象事業の廃止等の場合の公告)

第百八十四条 [第百五十条](#)及び[第百八十二条第三項](#)の規定は、[条例第二百二十二条第四項](#)において準用する[条例第二百二十一条第一項](#)の規定による公告について準用する。この場合において、[第百八十二条第三項第二号](#)中「[条例第二百二十一条第一項各号](#)」とあるのは「[条例第二百二十二条第四項](#)において準用する[条例第二百二十一条第一項各号](#)」と、[同項第三号](#)中「[条例第二百二十一条第一項第三号](#)」とあるのは「[条例第二百二十二条第四項](#)において準用する[条例第二百二十一条第一項第三号](#)」と読み替えるものとする。

2 [前項](#)の規定は、[条例第二百二十三条第三項](#)において準用する[条例第二百二十二条第四項](#)において準用する[条例第二百二十一条第一項](#)の規定による公告について準用する。この場合において、[前項後段](#)中「[条例第二百二十二条第四項](#)」とあるのは、「[条例第二百二十三条第三項](#)において準用する[条例第二百二十二条第四項](#)」と読み替えるものとする。

(環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告)

第百八十五条 [第百五十条](#)の規定は、[条例第二百二十三条第二項](#)の規定による公告について準用する。

2 [条例第二百二十三条第二項](#)の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- [第二百五十一条第一号](#)及び[第二号](#)に掲げる事項
- [条例第二百二十三条第一項](#)の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及び行うこととした手続

(対象事業の着手等の届出)

第百八十六条 [条例第二百二十六条](#)の規定による工事着手の届出は[別記様式第九十五号](#)により、工事完了の届出は[別記様式第九十六号](#)により行うものとする。

第六款 事後調査の実施等

(事後調査計画書の作成等)

第百八十七条 [条例第二百二十七条第一項](#)の規定による事後調査計画書は、[条例第二百条第一項](#)に規定する技術指針の定めるところにより作成するものとする。

2 [条例第二百二十七条第一項](#)の規則で定める環境保全の効果が不確実な措置は、次に掲げるものとする。

- 希少な動植物の生息環境又は生育環境の保全に係る措置
- 希少な動植物の保護のために必要な措置
- [前二号](#)に掲げるもののほか、回復することが困難であるためその保全が特に必要と認められる環境が周囲に存在する場合に講じた措置であって、その効果が確実でないもの

3 [条例第二百二十七条第一項](#)の規定による事後調査計画書の送付は、[別記様式第九十七号](#)により行うものとする。

4 [第百五十六条第二項](#)の規定は、[条例第二百二十七条第一項](#)の規定により知事及び関係市町長に送付する事後調査計画書の部数について準用する。

(平一七規則五六・令二規則一三・一部改正)

(事後調査計画書の公表)

第百八十七条の二 [条例第二百二十七条第一項](#)の規定による事後調査計画書を公表する場所は、関係地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して二以上の場所を定めるものとする。

- 事業者の事務所
- 県の庁舎その他の県の施設
- 関係する市町の協力が得られた場合にあつては、当該市町の庁舎その他の当該市町の施設
- [前三号](#)に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

2 [条例第二百二十七条第一項](#)の規定による事後調査計画書の公表の方法は、[前項](#)の場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 事業者のウェブサイトへの掲載
- 県のウェブサイトへの掲載
- 関係する市町の協力が得られた場合にあつては、当該市町のウェブサイトへの掲載

3 [前二項](#)に規定する方法による公表は、事後調査計画書の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

(令二規則一三・追加)

(事後調査報告書の作成等)

第百八十八条 [条例第二百二十八条第二項](#)の規定による事後調査報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 対象事業の名称、種類及び規模
- 対象事業実施区域
- 対象事業に係る工事の進捗状況及び供用等の状況
- 事後調査の内容及び結果並びに評価書に記載した環境影響評価の結果との検証
- 事後調査の結果に基づいて対策を講じた場合は、その内容
- 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 対象事業に係る工事中に事業主体が他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合は、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容
- その他知事が必要と認める事項

2 事後調査報告書の送付は、[別記様式第九十八号](#)により行うものとする。

3 [第百五十六条第二項](#)の規定は、[条例第二百二十八条第二項](#)の規定により知事及び関係市町長に送付する事後調査報告書の部数について準用する。

(平一七規則五六・令二規則一三・一部改正)

(事後調査報告書の公表)

第百八十八条の二 [第百八十七条の二](#)の規定は、[条例第二百二十八条第二項](#)の規定による事後調査報告書の公表について準用する。

(令二規則一三・追加)

第七款 都市計画法の適用を受ける対象事業に関する特例

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第百八十九条 [条例第二百二十九条](#)の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における[条例第二百二条](#)から[条例第二百二十五条](#)まで([条例第二百二条第二項](#)、[第二百十条第二項](#)並びに[第二百二十一条第一項第三号](#)及び[第二項](#)を除く。)の規定の適用については、[次の表](#)の上欄に掲げる規定中[同表](#)の中欄に掲げる字句は、それぞれ[同表](#)の下欄に掲げる字句とする。

第二百二条第一項各号列記以外の部分	事業者 対象事業	都市計画決定権者 対象事業が都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業に係る都市施設(第二百十条及び第二百二十一条第一項第一号において「対象事業等」という。)を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)
第二百二条第一項第一号	事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	都市計画決定権者の名称
第二百二条第一項第二号 から 第四号 まで	対象事業	都市計画対象事業
第二百三条第一項 及び 第二項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第二百四条 、 第二百四条の二第一項 から 第四項 まで、 第二百五条第一項 、 第二百六条 及び 第二百七条第二項	事業者	都市計画決定権者
第二百八条 、 第二百九条 、 第二百十条第一項 及び 第二百十一条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第二百十二条 、 第二百三条第一項 及び 第二項 、 第二百四条第一項 、 第二百五条 、 第二百七条第一項 及び 第三項 並びに 第二百八条第一項	事業者	都市計画決定権者
第二百八条第一項第三号	対象事業	都市計画対象事業
第二百八条第二項	事業者	都市計画決定権者
第二百八条第三項	事業者	都市計画決定権者
	及び関係市町長	、関係市町長及び第二百二十九条に規定する事業者
第二百九条	事業者	都市計画決定権者
第二百十条	事業者	都市計画決定権者
	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第二百二十一条第一項	事業者	都市計画決定権者
第二百二十一条第一項第一号	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第二百二十二条第一項	を行う	が行われる
第二百二十二条第二項	を行った	が行われた
第二百二十二条第三項	を行った	が行われた
	を行い	が行われ
第二百二十二条第四項	前条	前条(第一項第一号及び第二号を除く。)
	を行つて	が行われて
	前条第一項各号のいずれか	前条第一項第三号
第二百二十三条第一項	を行つて	が行われて

(平一七規則五六・令二規則一三・一部改正)

(都市計画決定権者が手続を行う場合の読替)

第百九十条 [条例第二百二十九条](#)の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における[第百四十九条](#)から[第百八十五条](#)まで([第百八十二条第三項第三号](#)及び[第四項](#)並びに[第百八十四条第二項](#)を除く。)の規定の適用については、[次の表](#)の上欄に掲げる規定中[同表](#)の中欄に掲げる字句は、それぞれ[同表](#)の下欄に掲げる字句とする。

第百四十九条第一項 及び 第二項	条例第二百三条第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百三条第一項
第百五十条 及び 第百五十一条	条例第二百四条	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百四条
第百五十一条第一号	事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	都市計画決定権者の名称
第百五十一条第二号 及び 第三号	対象事業	都市計画対象事業
第百五十一条第四号	条例第二百三条第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百三条第一項

第百五十一条第七号	条例第二百五条第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百五条第一項
第百五十二条第一項	条例第二百四条	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百四条
	事業者	都市計画決定権者
第百五十二条第二項及び第三項	事業者	都市計画決定権者
第百五十二条の二	条例第二百四条	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百四条
第百五十二条の三	条例第二百四条の二第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百四条の二第一項
	対象事業	都市計画対象事業
	事業者	都市計画決定権者
第百五十二条の四第一項及び第二項	条例第二百四条の二第二項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百四条の二第二項
第百五十二条の四第二項第一号	事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	都市計画決定権者の名称
第百五十二条の四第二項第二号 から 第四号 まで	対象事業	都市計画対象事業
第百五十二条の六	条例第二百四条の二第四項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百四条の二第四項
第百五十五条第一項	条例第二百七条第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百七条第一項
第百五十五条第二項	事業者	都市計画決定権者
第百五十七条及び第百五十八条	条例第二百十二条	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百十二条
第百五十八条第一号	第百五十一条第一号	第百九十条の規定により読み替えて適用される第百五十一条第一号
第百五十八条第五号	条例第二百十四条第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百十四条第一項
第百五十九条	条例第二百十二条	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百十二条
第百六十条	条例第二百十三条第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百十三条第一項
	事業者	都市計画決定権者
第百六十一条第一項	条例第二百十三条第二項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百十三条第二項
	条例第二百四条の二第二項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百四条の二第二項
第百六十二条	事業者	都市計画決定権者
第百六十三条	条例第二百十三条第二項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百十三条第二項
	条例第二百四条の二第四項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百四条の二第四項
	事業者	都市計画決定権者
第百六十四条	条例第二百十三条第二項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百十三条第二項
	条例第二百四条の二第四項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百四条の二第四項
第百六十五条	条例第二百十四条第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百十四条第一項
第百六十六条	条例第二百十五条	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百十五条
第百七十四条第一項	条例第二百七条第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百七条第一項
第百七十五条第一項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第二百三条第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百三条第一項
第百七十五条第二項第二号	対象事業	都市計画対象事業
第百七十五条第二項第三号	対象事業	都市計画対象事業
	条例第二百三条第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百三条第一項
第百七十六条	条例第二百八条第二項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百八条第二項
第百七十八条及び第百七十九条	条例第二百九条	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百九条
第百七十九条第一号	第百五十一条第一号	第百九十条の規定により読み替えて適用される第百五十一条第一号
第百八十条及び第百八十条の二	条例第二百九条	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百九条
第百八十一条	条例第二百二十条ただし書	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百二十条ただし書
第百八十二条第一項	条例第二百二十一条第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百二十一条第一項
	対象事業	都市計画対象事業
第百八十二条第二項	条例第二百二十一条第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百二十一条第一項
第百八十三条第一項及び第二項	条例第二百二十二条第二項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百二十二条第二項
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第二百三条第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百三条第一項
第百八十四条第一項	条例第二百二十二条第四項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百二十二条第四項
	条例第二百二十一条第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百二十一条第一項

(令二規則一三・一部改正)

第八款 環境影響評価法の対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続

第百九十一条 第六款の規定は、[条例第二百三十一条](#)において準用する[条例第三編第三章第二節第三款第七目](#)の規定による事後調査の実施等について準用する。この場合において、[次の表](#)の上欄に掲げる規定中[同表](#)の中欄に掲げる字句は、それぞれ[同表](#)の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百八十七条各項	条例第二百二十七条第一項	条例第二百三十一条において準用する条例第二百二十七条第一項
第百八十七条の二第一項及び第二項	条例第二百二十七条第一項	条例第二百三十一条において準用する条例第二百二十七条第一項
	事業者	環境影響評価法第二十七条の規定による公告を行った事業者(当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者)
第百八十八条第一項	条例第二百二十八条第二項	条例第二百三十一条において準用する条例第二百二十八条第二項
	事後調査報告書	環境影響評価法第三十八条の二第一項に規定する報告書
第百八十八条第一項第一号	事業者	環境影響評価法第二十七条の規定による公告を行った事業者(当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者)
第百八十八条第一項第二号 から 第四号 まで	対象事業	環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業
第百八十八条第二項	事後調査報告書	環境影響評価法第三十八条の二第一項に規定する報告書
第百八十八条第三項	条例第二百二十八条第二項	条例第二百三十一条において準用する条例第二百二十八条第二項

(令二規則一三・一部改正)

第三節 雑則

(公表の方法)

第百九十二条 [条例第二百三十三条第三項](#)の規定による公表は、石川県公報への掲載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

2 [条例第二百三十三条第三項](#)の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 対象事業の名称及び対象事業実施区域
 - 三 公表の理由及び勧告の内容
- (身分証明書の様式)

第百九十三条 [条例第二百三十四条第二項](#)に規定する職員の身分を示す証明書は、[別記様式第九十九号](#)のとおりとする。

第四編 地球温暖化の防止

(温室効果ガスの排出量が多い工場等)

第百九十四条 [条例第二百四十二条第一項](#)に規定する温室効果ガスの排出量が多い工場等として規則で定めるものは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十条第二項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等及び同法第十三条第二項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等とする。

(平一九規則三・令二規則一三・一部改正)

(地球温暖化対策計画書等の作成方法等)

第百九十五条 [条例第二百四十二条第一項](#)に規定する地球温暖化対策計画書及び[条例第二百四十二条の二第一項](#)に規定する地球温暖化対策実施状況報告書には、次に掲げる事項を記載のうえ、知事に提出するものとする。

- 一 地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制
 - 二 温室効果ガスの排出の状況
 - 三 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標及び措置
- 2 地球温暖化対策計画書は、計画の期間の初年度の七月末日までに、知事に提出するものとする。
- 3 地球温暖化対策実施状況報告書は、計画の期間中の年度ごとに、当該年度の翌年度の七月末日までに、知事に提出するものとする。
- 4 [条例第二百四十二条第二項\(条例第二百四十二条の二第二項\)](#)において準用する場合を含む。)の規定による公表は、石川県生活環境部温暖化・里山対策室及び総務部総務課行政情報サービスセンターにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

(平一九規則二八・平二九規則一八・令二規則一三・一部改正)

(原動機の停止の適用除外)

第百九十六条 [条例第二百四十四条ただし書](#)に規定する規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 緊急用自動車を現に緊急用務に使用している場合
- 二 自動車等の原動機を貨物の冷蔵装置その他の附属装置(自動車等の客室内の冷房又は暖房を行うための附属装置を除く。)の動力として使用する場合
- 三 法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、原動機を停止できない場合
- 四 その他原動機を停止することができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合(再生可能エネルギー)

第百九十七条 **条例第二百四十六条第一項**の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 水力
- 二 地熱
- 三 太陽熱
- 四 大気中の熱その他の自然界に存する熱(**前二号**に掲げるものを除く。)
- 五 バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用できるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)(令二規則一三・全改)

附 則(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、**次の各号**に掲げる規定は、**当該各号**に定める日から施行する。

- 一 **第三編第一章第三節**の規定　平成十六年六月一日
- 二 **第三編第一章第二節、同編第二章第二節**及び**第三節**の規定　平成十六年十月一日

(石川県公害防止条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 石川県公害防止条例施行規則(昭和四十五年石川県規則第十号)
- 二 石川県公害紛争処理等に関する条例施行規則(昭和四十五年石川県規則第六十七号)
- 三 石川県自然環境保全条例施行規則(昭和四十九年石川県規則第十七号)
- 四 石川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年石川県規則第五十四号)
- 五 石川県環境影響評価条例施行規則(平成十一年石川県規則第十二号)

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に特定用途に供するため、**第二十九条第一項**に規定する**別表第二**の上欄(二)に掲げる当該揚水設備を設置する地域のうち辰口町及び鶴来町において、その揚水機の吐出口の断面積が**同表**下欄に掲げるものにより地下水を採取している者は、この規則の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、**同条**の規定は、適用しない。

4 この規則の施行の際現に特定用途に供するため、**第二十九条第一項**に規定する**別表第二**の上欄(二)に掲げる当該揚水設備を設置する地域において、その揚水機の吐出口の断面積が**同表**下欄に掲げるものにより地下水を採取している者のうち、当該揚水機の吐出口の断面積が百六十平方センチメートル以下のもので地下水を採取している者については、この規則の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、**同条**の規定は、適用しない。この場合において、**第三十条第一項**中「四十万立方メートル」とあるのは「二十万立方メートル」とする。

5 この規則による廃止前のそれぞれの規則の規定に基づき作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(低開発地域における工業の開発を促進するための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

6 低開発地域における工業の開発を促進するための県税の課税の特例に関する条例施行規則(昭和三十八年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

(石川県証紙条例施行規則の一部改正)

7 **石川県証紙条例施行規則(昭和三十九年石川県規則第三十二号)**の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

(中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

8 **中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例施行規則(昭和三十四年石川県規則第六号)**の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

(農村地域における工業等の導入を促進するための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

9 農村地域における工業等の導入を促進するための県税の課税の特例に関する条例施行規則(昭和四十七年石川県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

(過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

10 **過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成十二年石川県規則第五十四号)**の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

(原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

11 **原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成十五年石川県規則第七号)**の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

附 則(平成十六年六月二十九日規則第五十五号)

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則(平成十七年二月四日規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十七年三月三十一日規則第十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十七年三月三十一日規則第三十二号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第六条第二項第一号及び第十条第二項第一号から第三号まで、第六十九条第一号タ、第八十四条第二項第三号及び第六号、第八十八条第四号ヨ、第九十七条第一号ラ、第百条第二項第二号、第七十七条第二項第七号、第三十一条第二項第一号、別記様式第三十四号及び別記様式第三十五号並びに別記様式第五十五号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成十七年十一月十日規則第五十六号)

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。ただし、「市町村」を「市町」に、「市町村」を「市町」に、「町村」を「町」に、「町村」を「町」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年二月二十七日規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年三月三十日規則第二十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年三月三十日規則第二十八号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二十年三月二十五日規則第七号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二十年六月十三日規則第二十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十三年九月三十日規則第二十六号)

この規則は、平成二十三年十一月十一日から施行する。

附 則(平成二十七年七月一日規則第三十一号)

1 この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。

2 平成二十七年八月一日前に新築、改築又は増築に着手された太陽光発電施設については、改正後の第百三十六条第一号(十)の規定は、適用しない。

附 則(平成二十七年十月七日規則第三十四号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条及び第六条の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則(平成二十八年三月十一日規則第六号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十八年三月三十日規則第二十号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二十九年三月三十一日規則第十八号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(令和二年三月二十六日規則第十三号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条に一号を加える改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定、第六十九条第一項第一号にニ、ノ、オ及びクとして加える改正規定、同項第五号にへ及びトとして加える改正規定、同項第七号にリとして加える改正規定並びに第七十二条第一項第三号にホ及びへとして加える改正規定は、令和二年四月一日から施行する。(行為の許可基準に関する経過措置)

2 この規則による改正後のふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(以下「新規則」という。)第六十六条及び第二百一条の二の規定は、この規則の施行以後にされるふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例(令和二年石川県条例第二十号。以下「改正条例」という。)第一条の規定による改正後のふるさと石川の環境を守り育てる条例(以下「新条例」という。)第二百一条第六項及び第六十九条第四項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行前にされた改正条例第一条の規定による改正前のふるさと石川の環境を守り育てる条例(以下「旧条例」という。)第二百一条第六項及び第六十九条第四項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

(自然公園の公園事業に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現に改正前のふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(以下「旧規則」という。)第二章第三節第二款の規定により提出されている協議書、申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面は、この附則に別段の定めがあるものを除き、この規則の施行後は、新規則の相当規定に基づいて、新規則の規定により提出されている協議書、申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面とみなす。

4 この規則の施行前に旧規則第七十七条の協議書又は申請書に係る申出又は申請がされた場合における同意又は認可並びに当該認可又は同意に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出(旧規則第九十条の規定による管理又は経営の方法の変更の届出を除く。)については、なお従前の例による。

5 この規則の施行前に旧規則第一百十条第一項の規定により承認の申請又は協議の申出がされた場合における承認又は同意及び当該承認又は同意に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。

6 この規則の施行前に旧規則第一百十条第一項の規定によりされた承認又は同意(この規則の施行後に前項の規定によりなお従前の例によることとされた同意又は承認を含む。)は、新条例第六十五条第六項の規定によりされた認可又は同意とみなす。

7 この規則の施行前に旧規則第一百一十条の規定によりされた届出又は承認の申請は、新条例第六十五条の四の規定によりされた届出とみなす。

8 この規則の施行前に旧規則第一百十二条第一項の規定により届出若しくは承認の申請がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。

9 この規則の施行前に発生した事項につき旧規則第一百四十四条の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

10 この規則の施行前に旧規則第八条第一項(旧規則第一百十条第二項において準用する場合を含む。)、第一百十条第一項、第一百一十条若しくは第一百五条第三項の規定又は旧規則第一百五条第一項若しくは第六十六条の規定による命令に違反した行為(附則第四項又は第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為を含む。)を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。

11 この規則の施行前に旧条例第六十五条第三項の認可を受けた者(この規則の施行後に附則第四項の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。)についての新条例第六十五条の五第三項の規定の適用については、旧規則第一百三十三条の規定により付された条件(この規則の施行後に附則第四項、第五項又は第八項の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。)は、新条例第六十六条第十項の規定により付された条件とみなす。

12 旧条例第六十五条第三項の規定により公園事業の執行の認可を受けた者(以下この項において「公園事業者」という。)がこの規則の施行前に公園事業者でなくなった場合(譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなった場合を除く。)における当該公園事業者であった者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。

13 この規則の施行前に旧条例第六十五条第二項又は第三項の公園事業の執行の同意又は認可を受けた旧規則第六十条第七号の施設については、新条例第六十五条第四項第五号に掲げる事項に係る変更について、協議書又は申請書の提出を要しない。

(別記様式に関する経過措置)

14 旧規則の規定に基づき作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和三年三月二十五日規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十二条の二の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

附 則(令和三年三月三十一日規則第十七号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

3 改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和三年三月二十五日規則第十号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定、第四条中石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則別記様式第一号及び別記様式第四号の改正規定並びに附則第五項の規定は、令和三年四月一日から施行する。

5 この規則による改正前のそれぞれの規則に基づき作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第一(第十六条、第二十一条関係)

	(い)	(ろ)	(は)
	地域	ストレーナーの位置 (地表面下メートル)	揚水機の吐出口の断面積 (平方センチメートル)
(一)	滝ノ尻川河口を基点とし、同所から同川を東に進み県道庵鶴浦大田新線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み一般国道百六十号との交点に至り、同所から同国道を東南に進み通称東濃農免道路との交点に至り、同所から同農免道路を南西に進み県道百海七尾線との交点に至り、同所から七尾市道矢田郷八十一号線を南西に進み七尾市道矢田郷八十号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道花園藤野線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み七尾市道矢田郷百五十七号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み七尾市道矢田郷三百十四号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み一般国道百五十九号との交点に至り、同所から七尾市道徳田八号線を西に進み笠師川との交点に至り、同所から同川を北に進み御祓川との交点に至り、同所から同川を北に進み七尾市道徳田六号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道七尾羽咋線との交点に至り、同所から直線で北に進み鞍馬山頂上に至り、同所から直線で北東に進み一般国道二百四十九号と七尾市道西湊二号線との交点に至り、同所から同市道を北東に七百五十メートル進んだ点に至り、同所から直線で東南に進み津向埋立地護岸と住友セメント七尾工場護岸との接点から同工場護岸を北に二百五十メートル進んだ点に至る線及び陸岸により囲まれた区域	二百五十以深	七以下
(二)	石川県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(昭和五十一年石川県規則第一号)の施行の日における七尾都市計画区域のうち、(一)に掲げる地域以外の地域	百以深 (公衆浴場(公衆浴場法(昭和二十三年法律第三百三十九号)第一条第一項に規定する公衆浴場をいう。)の用に供する地下水を採取するため設置する揚水設備については、知事が別に定める位置)	十九以下 ((ろ)欄の(二)に掲げる揚水設備については、知事が別に定める断面積)

別表第二(第二十九条関係)

(平一七規則三・平二三規則二六・一部改正)

	地域	揚水機の吐出口の断面積 (平方センチメートル)
(一)	別表第一の(い)欄に掲げる地域	十二を超えるもの
(二)	小松市、能美市、能美郡川北町、白山市の区域のうち旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村及び旧白峰村の区域を除いた区域、野々市市、金沢市並びに河北郡津幡町及び内灘町の地域	五十を超えるもの

別表第三(第四十四条関係)

(令二規則一三・令三規則一〇・一部改正)

飲食店営業に係る音量の基準

区域の区分	時間の区分	夕方 (午後七時から午後十時まで)	夜間 (午後十時から翌日午前六時まで)
第一種区域		四十五デシベル	四十デシベル
第二種区域		五十デシベル	四十五デシベル
第三種区域		六十デシベル	五十デシベル
第四種区域		六十五デシベル	六十デシベル

備考

一 デシベルとは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。

二 騒音の測定は、計量法第七十一条第一項各号の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。

三 騒音の測定点は、飲食店営業の営業施設の敷地の境界線又はこれに相当する場所とする。

四 騒音の測定方法は、日本産業規格Z八七三一に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、測定値の九十パーセントレンジの上端値とする。

五 区域の区分は、知事(市の区域内の地域については、市長)が騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第三条第一項の規定により [条例第四百四条第一項](#)の指定地域について区分した区域による。

別表第四(第四十八条関係)

(令二規則一三・一部改正)

拡声機の使用に係る音量の基準

区域の区分	音の大きさ
第一種区域	五十五デシベル
第二種区域	六十デシベル
第三種区域	七十デシベル
第四種区域	七十五デシベル

移動して拡声機を使用する場合の音の大きさは、八十デシベルとする。

備考

一 デシベルの定義及び騒音の測定は、 [別表第三](#)の備考一及び二に定めるところによる。

二 騒音の測定点は、拡声機の直下から十メートル離れた地点(移動して拡声機を使用する場合にあつては、道路端)とする。

三 騒音の測定方法は、日本産業規格Z八七三一に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、測定値の中央値(移動して拡声機を使用する場合にあつては、測定場所を通過する前後五秒間の変動ごとの指示値の最大値の平均値)とする。

四 区域の区分は、 [別表第三](#)の備考五に定めるところによる。

別表第五(第百四十八条関係)

(平一六規則五五・平二〇規則二七・平二八規則六・平二八規則二〇・令二規則一三・一部改正)

事業の種類	第一区分事業の要件	第二区分事業の要件
一 条例別表第三 の一の項に掲げる事業	イ 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項の高速自動車国道(この項のロにおいて「高速自動車国道」という。)の新設の事業	
	ロ 高速自動車国道の改築の事業であつて、車線(道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第二条第七号の登坂車線、同条第八号の屈折車線及び同条第九号の変速車線を除く。以下同じ。)の数の増加を伴うもの(車線の数の増加に係る部分の長さが一キロメートル以上であるものに限る。)	
	ハ 道路法第五条第一項に規定する道路(以下「一般国道」という。)の新設の事業(車線の数が四以上であり、かつ、長さが十キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)	一般国道の新設の事業(車線の数が四以上であり、かつ、長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満である道路を設けるものに限る。)
	ニ 一般国道の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が四以上であるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が四以上であるものに限る。))の長さの合計が十キロメートル以上であるものに限る。)	一般国道の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が四以上であるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が四以上であるものに限る。))の長さの合計が七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。)
	ホ 森林法第九十三条に規定する林道の開設又は拡張の事業であつて、森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号(二)及び同項第二号(三)に規定する林道に係るもの(幅員が六・五メートル以上であり、かつ、長さが二十キロメートル以上である林道を設けるものに限る。)	森林法第九十三条に規定する林道の開設又は拡張の事業であつて、森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号(二)及び同項第二号(三)に規定する林道に係るもの(幅員が六・五メートル以上であり、かつ、長さが十五キロメートル以上二十キロメートル未満である林道を設けるものに限る。)
二 条例別表第三 の二の項に掲げる事業	イ 河川管理施設等構造令(昭和五十一年政令第九十九号)第二条第二号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第一号の常時満水位。この項のイの下欄において同じ。)における貯水池の水面の面積が百ヘクタール以上であるダムの新築の事業	サーチャージ水位における貯水池の水面の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるダムの新築の事業
	ロ 計画 ^{たん} 湛 ^{せき} 水位(堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。)における ^{たん} 湛 ^{せき} 水区域の面積(以下「 ^{たん} 湛 ^{せき} 水面積」という。))が百ヘクタール以上である堰の新築の事業	^{たん} 湛 ^{せき} 水面積が七十五ヘクタール以上で百ヘクタール未満である堰の新築の事業
	ハ 改築後の ^{たん} 湛 ^{せき} 水面積が百ヘクタール以上であり、かつ、 ^{たん} 湛 ^{せき} 水面積が五十ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業	改築後の ^{たん} 湛 ^{せき} 水面積が七十五ヘクタール以上であり、かつ、 ^{たん} 湛 ^{せき} 水面積が三十七・五ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業(この項のハの中欄に掲げる要件に該当するものを除く。)

	ニ 施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計(以下「湖沼開発面積」という。))が百ヘクタール以上である湖沼水位調節施設の新築の事業	湖沼開発面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満である湖沼水位調節施設の新築の事業
	ホ 百ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業	七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業
三 条例別表第三の三の項に掲げる事業	イ 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第四条第一項に規定する建設線の建設(既設の同法附則第六項第一号の新幹線鉄道規格新線(以下「新幹線鉄道規格新線」という。))の区間について行うものを除く。))の事業	
	ロ 全国新幹線鉄道整備法第二条の新幹線鉄道(以下「新幹線鉄道」という。))に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。))に限る。以下「鉄道施設の改良」という。))の事業	
	ハ 新幹線鉄道規格新線の建設の事業	
	ニ 新幹線鉄道規格新線に係る鉄道施設の改良の事業	
	ホ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道(懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに新幹線鉄道及び新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。))の建設(全国新幹線鉄道整備法附則第六項第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。))の事業(長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満である鉄道を設けるものに限る。))	普通鉄道の建設(全国新幹線鉄道整備法附則第六項第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。))の事業(長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満である鉄道を設けるものに限る。))
	ヘ 普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業(改良に係る部分の長さが十キロメートル以上であるものに限る。))	普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業(改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。))
	ト 軌道法(大正十年法律第七十六号)による新設軌道(普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「新設軌道」という。))の建設の事業(長さが十キロメートル以上である軌道を設けるものに限る。))	新設軌道の建設の事業(長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満である軌道を設けるものに限る。))
	チ 新設軌道に係る線路の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。))に限る。この項のチの下欄において「線路の改良」という。))の事業(改良に係る部分の長さが十キロメートル以上であるものに限る。))	新設軌道に係る線路の改良の事業(改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。))
四 条例別表第三の四の項に掲げる事業	イ 飛行場及びその施設の設置の事業(長さが二千五百メートル以上である滑走路を設けるものに限る。))	飛行場及びその施設の設置の事業(長さが千八百七十五メートル以上二千五百メートル未満である滑走路を設けるものに限るものとし、この項のイの中欄に掲げる要件に該当するものを除く。))
	ロ 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(新設する滑走路の長さが二千五百メートル以上であるものに限る。))	滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(新設する滑走路の長さが千八百七十五メートル以上二千五百メートル未満であるものに限るものとし、この項のロの中欄に掲げる要件に該当するものを除く。))
	ハ 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(延長後の滑走路の長さが二千五百メートル以上であり、かつ、滑走路を五百メートル以上延長するものに限る。))	滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(延長後の滑走路の長さが千八百七十五メートル以上であり、かつ、滑走路を三百七十五メートル以上延長するものに限るものとし、この項のハの中欄に掲げる要件に該当するものを除く。))
五 条例別表第三の五の項に掲げる事業	イ 出力が三万キロワット以上である水力発電所の設置の工事業(当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法第二条第一項第十五号の発電事業者(以下「発電事業者」という。))でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。))	出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である水力発電所の設置の工事業(当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。))
	ロ 出力が三万キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事業(当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。))	出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事業(当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。))
	ハ 出力が十五万キロワット以上である火力発電所(地熱を利用するものを除く。))の設置の工事業	出力が十一万二千五百キロワット以上十五万キロワット未満である火力発電所(地熱を利用するものを除く。))の設置の工事業
	ニ 出力が十五万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものを除く。))の変更の工事業	出力が十一万二千五百キロワット以上十五万キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものを除く。))の変更の工事業
	ホ 出力が一万キロワット以上である火力発電所(地熱を利用するものに限る。))の設置の工事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である火力発電所(地熱を利用するものに限る。))の設置の工事業
	ヘ 出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものに限る。))の変更の工事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものに限る。))の変更の工事業
	ト 原子力発電所の設置の工事業	
	チ 発電設備の新設を伴う原子力発電所の変更の工事業	
六 条例別表第三の六の項に掲げる事業	イ 廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場(この項のロにおいて「一般廃棄物最終処分場」という。))又は廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場(この項のロにおいて「産業廃棄物最終処分場」という。))の設置の事業(埋立処分の用に供される場所の面積が五ヘクタール以上であるものに限る。))	
	ロ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業(埋立処分の用に供される場所の変更後の面積が五ヘクタール以上であるものに限る。))	
	ハ 廃棄物処理法第八条第一項に規定するごみ処理施設であって焼却により処理する施設及び廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設であって焼却により処理する施設(この項のニにおいて「焼却施設」という。))の設置の事業(一日当たりの処理能力が百トン以上のものに限る。))	
	ニ 焼却施設の規模の変更の事業(一日当たりの処理能力が百トン以上となるものに限る。))	
	ホ 廃棄物処理法第八条第一項に規定するし尿処理施設(コミュニティ・プラントを除く。この項のヘにおいて「し尿処理施設」という。))の設置の事業(一日当たりの処理能力が百キロリットル以上のものに限る。))	
	ヘ し尿処理施設の規模の変更の事業(一日当たりの処理能力が百キロリットル以上となるものに限る。))	
七 条例別表第三の七の項に掲げる事業	公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立て又は干拓に係る区域の面積が五十ヘクタールを超えるものに限る。))	公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立て又は干拓に係る区域の面積が四十ヘクタール以上五十ヘクタール以下であるもの及び公有水面埋立法施行令(大正十一年勅令第九十四号)第三十二条ノ二に定める環境保全上特別の配慮を要する埋立てに限る。))
八 条例別表第三の八の項に掲げる事業	土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業である事業(都市計画法の規定により都市計画に定められ、かつ、施行区域の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。))	土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業である事業(都市計画法の規定により都市計画に定められ、かつ、施行区域の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。))
九 条例別表第三の九の項に掲げる事業	新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律百三十四号)第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業である事業(施行区域の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。))	新住宅市街地開発法第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業である事業(施行区域の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。))
十 条例別表第三の十の項に掲げる事業	工場又は事業場の建設の用に供する目的のために行う一団の土地(その土地と併せて整備される道路、緑地その他の施設の整備に供する土地を含む。))の造成の事業(造成に係る土地の面積が五十ヘクタール(都市計画法第八条第一項第一号の工業地域又は工業専用地域においては、百ヘクタール)以上であるものに限る。))	
十一 条例別表第三の十一の項に掲げる事業	新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業である事業(施行区域の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。))	新都市基盤整備法第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業である事業(施行区域の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。))
十二 条例別表第三の十二の項に掲げる事業	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業である事業(施行区域の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。))	流通業務市街地の整備に関する法律第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業である事業(施行区域の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。))

十三 条例別表第三 の十三の項に掲げる事業	イ 独立行政法人都市再生機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業(造成に係る土地の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。)	独立行政法人都市再生機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業(造成に係る土地の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。)
	ロ 住宅用に供する目的のために行う一団の土地(その土地と併せて整備される道路、緑地その他の施設の整備に供する土地を含む。)の造成の事業(この項のイの中欄に掲げる要件に該当しないものに限るものとし、造成に係る土地の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。)	
十四 条例別表第三 の十四の項に掲げる事業	製造業(物品の加工業及び物品の修理業を含む。)、ガスの製造若しくは供給の事業又は熱供給業の用に供するための工場及び事業場の新設又は増設の事業(新設又は増設に係る一時間当たりの原料若しくは使用燃料の量(重油の量に換算したものをいう。))が十五キロリットル以上のもの又は一日当たりの平均的な排水の量が一万立方メートル以上のものに限る。)	
十五 条例別表第三 の十五の項に掲げる事業	畜産施設の設置又は変更の事業(設置又は変更に係る規模が牛の飼育頭数(成牛の頭数に換算したものをいう。))が千頭以上のもの又は豚の飼育頭数(肥育豚の頭数に換算したものをいう。))が一万頭以上のものに限る。)	
十六 条例別表第三 の十六の項に掲げる事業	イ ゴルフ場の新設又は増設の事業(国又は地方公共団体が実施する公園事業として建設するものを除き、新設又は増設に係る規模が、ホール数が十八ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離が百メートル以上の施設及びホール数が九ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離が百五十メートル以上の施設(当該施設の施行区域の面積が十ヘクタール未満のものを除く。))のものに限る。)	ゴルフ場の新設又は増設の事業(国又は地方公共団体が実施する公園事業として建設するものを除き、新設又は増設に係る施行区域の全部又は一部が次に掲げる区域又は地域(以下「自然公園等の区域」という。))に該当する場合において、その面積が十五ヘクタール以上のものに限るものとし、この項のイの中欄に掲げる要件に該当するものを除く。 (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する鳥獣保護区の特別保護地区の区域 (2) 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第二条第一号に規定する自然公園の区域 (3) 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域又は同法第二十二條第一項若しくは第四十五条第一項の規定により指定された自然環境保全地域の区域
	ロ スキー場(ゲレンデ、リフト及び休養施設を含む)の新設又は増設の事業(国又は地方公共団体が実施する公園事業として建設するものを除き、新設又は増設に係る施行区域の面積が三ヘクタール以上であるものに限る。)	
	ハ 別荘団地の新設又は増設の事業(国又は地方公共団体が実施する公園事業として建設するものを除き、新設又は増設に係る施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるものに限る。)	別荘団地の新設又は増設の事業(国又は地方公共団体が実施する公園事業として建設するものを除き、新設又は増設に係る施行区域の全部又は一部が自然公園等の区域に該当する場合において、その面積が十五ヘクタール以上のものに限るものとし、この項のハの中欄に掲げる要件に該当するものを除く。)
	ニ ゴルフ場に類する施設(イに規定するゴルフ場以外の施設であって、ホール数が六ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離がおおむね七十メートル以上のものをいう。)、野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園、植物園、サーキット場又はモトクロス場のいずれか一又は二以上複合する施設(以下「大規模レクリエーション施設」という。))の新設又は増設の事業(国又は地方公共団体が実施する公園事業として建設するものを除き、新設又は増設に係る施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるものに限る。)	大規模レクリエーション施設の新設又は増設の事業(国又は地方公共団体が実施する公園事業として建設するものを除き、新設又は増設に係る施行区域の全部又は一部が自然公園等の区域に該当する場合において、その面積が十五ヘクタール以上のものに限るものとし、この項のニの中欄に掲げる要件に該当するものを除く。)

別表第六(第七十五条関係)
(平一九規則二七・令二規則一三・一部改正)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
一 別表第五 の一の項のイからニまでに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが二十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
二 別表第五 の一の項のホに該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが二十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
三 別表第五 の二の項のイに該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の二十パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
四 別表第五 の二の項のロ又はハに該当する対象事業	たん 湛水区域の位置	新たに 湛水区域となる部分の面積が修正前の 湛水面積の二十パーセント未満であること。
	ぜき 固定堰又は可動堰の別	
五 別表第五 の二の項のニに該当する対象事業	湖沼水位調節施設の施設が設置される土地又は施設の操作により最大限に露出することとなる水底の区域(以下「湖沼開発区域」という。)の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積(水底の区域にあつては、水平投影面積)が修正前の湖沼開発面積の二十パーセント未満であること。
六 別表第五 の二の項のホに該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。
七 別表第五 の三の項のイからニまでに該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが二十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域(別表第五 の三の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。)の位置	修正前の本線路施設区域から三百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路(一の停車場に係るものを除く。以下同じ。)の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において二十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
八 別表第五 の三の項のホ又はヘに該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
九 別表第五 の三の項のト又はチに該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
十 別表第五 の四の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが三百メートルを超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が二十ヘクタール未満であること。
	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
十一 別表第五 の五の項のイ又はロに該当する対象事業	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。
	せき たん 堰の 湛水区域の位置	新たに せき たん 堰の 湛水区域となる部分の面積が修正前の 湛水面積の二十パーセント未満であり、又は、一ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
十二 別表第五 の五の項のハ又はニに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
十三 別表第五 の五の項のホ又はヘに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十四 別表第五 の五の項のト又はチに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十五 別表第五 の六の項のイ又はロに該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であること。

	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
十六 別表第五の六の項のハ又はニに該当する対象事業	焼却施設の処理能力 対象事業実施区域の位置	焼却施設の処理能力が十パーセント以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十七 別表第五の六の項のホ又はヘに該当する対象事業	し尿処理施設の処理能力 対象事業実施区域の位置	し尿処理施設の処理能力が十パーセント以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十八 別表第五の七の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。
十九 別表第五の八の項から十二の項までに該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
二十 別表第五の十三の項に該当する対象事業	造成に係る土地の位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
二十一 別表第五の十四の項に該当する対象事業	原料又は燃料の使用量	一時間当たりの原料又は使用燃料の量が十パーセント以上増加しないこと。
	排出水の量	一日当たりの平均的な排出水の量が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
二十二 別表第五の十五の項に該当する対象事業	牛又は豚の別	
	飼育頭数	飼育頭数(成牛又は肥育豚に換算したもの)が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
二十三 別表第五の十六の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であること。

別表第七(第八十三条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
一 別表第五の一の項のイからニまでに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。
	高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設その他道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設で当該高速自動車国道の施設に準ずる規模を有するものを設置する区域(以下「インターチェンジ等区域」という。)の位置	変更前のインターチェンジ等区域から五百メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域等とならないこと。
二 別表第五の一の項のホに該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが二十メートル以上である橋の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
三 別表第五の二の項のイに該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の十パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
四 別表第五の二の項のロ又はハに該当する対象事業	たん 湛 水区域の位置	新たに 湛 水区域となる部分の面積が変更前の 湛 水面積の十パーセント未満であること。
	ぜき 固定 堰 又は 可動 堰 の別	
	せき 堰 の位置	せき 堰 の両端のいずれかが五百メートル以上移動しないこと。
五 別表第五の二の項のニに該当する対象事業	湖沼開発区域の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積(水底の区域にあつては、水平投影面積)が変更前の湖沼開発面積の十パーセント未満であること。
六 別表第五の二の項のホに該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。
七 別表第五の三の項のイからニまでに該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から三百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において二十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。
八 別表第五の三の項のホ又はヘに該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	地上の部分において、運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。
九 別表第五の三の項のト又はチに該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される車両の本数	地上の部分において、運行される車両の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。
十 別表第五の四の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが三百メートルを超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が二十ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四号)第六条の規定を適用した場合における同条の値が七十五以上となる区域をいう。)から五百メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
十一 別表第五 の五の項のイ又はロに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。
	せき たん 堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの二十パーセント未満であり、又は百メートル未満であること。
十二 別表第五 の五の項のハ又はニに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が十パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が百メートル以上移動しないこと。
十三 別表第五 の五の項のホ又はヘに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が百メートル以上移動しないこと。
十四 別表第五 の五の項のト又はチに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が百メートル以上移動しないこと。
十五 別表第五 の六の項のイ又はロに該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の十パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
十六 別表第五 の六の項のハ又はニに該当する対象事業	焼却施設の処理能力	焼却施設の処理能力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十七 別表第五 の六の項のホ又はヘに該当する対象事業	し尿処理施設の処理能力	し尿処理施設の処理能力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十八 別表第五 の七に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の十パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十九 別表第五 の八の項から十二の項までに該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。
二十 別表第五 の十三の項に該当する対象事業	造成に係る土地の位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。
二十一 別表第五 の十四の項に該当する対象事業	原料又は燃料の使用量	一時間当たりの原料又は使用燃料の量が十パーセント以上増加しないこと。
	排水の量	一日当たりの平均的な排水の量が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
二十二 別表第五 の十五の項に該当する対象事業	牛又は豚の別	
	飼育頭数	飼育頭数(成牛又は肥育豚に換算したもの)が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
二十三 別表第五 の十六の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であること。

別記様式第1号(第2条関係)

(令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第1号(第2条関係)

手数料 { 免 除 } 申請書
 { 納付の猶予 }

年 月 日

石川県知事 様

申請者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第38条第2項の規定に基づき、下記の理由により
手数料の { 免 除 } を申請します。
 { 納付の猶予 }

記

備考 1 所得税額を証明する書面その他申請する理由を証明する書面を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

[別記様式第2号\(第5条関係\)](#)

(平17規則56・令3規則17・一部改正)

別記様式第2号(第5条関係)

浄化槽保守点検業登録申請書

年 月 日

石川県知事 様

申請者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)
電話番号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第49条第1項の規定により、次のとおり浄化槽保守
点検業の登録を申請します。

申請の区分	① 新規登録 ② 更新登録 ③ 変更登録(営業範囲の拡大)	
営業所	名 称	所 在 地
	(主たる営業所)	
業務を担当する役員等	別紙1のとおり	
営業区域名(市町名)	別紙2のとおり	
浄化槽管理士	別紙2のとおり	

備考 1 「申請の区分」欄は、不要のものを消すこと。
2 変更登録の申請の場合は、拡大しようとする営業区域名及びそれに関連して変更
される部分について記載すること。

別紙1

	氏 名	役 職 名	住 所
業務を担当する役員等			

備考 申請者が法人である場合のみ記載すること。

別紙2

	営業所名	左記の営業区域名			
営業区域名(市町名)					
浄化槽管理士	氏 名	担当する営業区域名	浄化槽管理士免状の交付番号	所属する営業所の名称	備 考

備考 「浄化槽管理士」欄の「備考」欄は、保守点検を担当する浄化槽基数を記入すること。

[別記様式第3号\(第6条関係\)](#)

(令3規則17・一部改正)

別記様式第3号(第6条関係)

誓 約 書

年 月 日

石川県知事 様

申請者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称及
び代表者の氏名〕

申請者、その役員及び法定代理人は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第51条第1項第1号から第6号までの各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

[別記様式第4号\(第6条関係\)](#)

別記様式第4号(第6条関係)

浄化槽保守点検器具明細書						
	種 類	数 量	種 類	数 量	種 類	数 量
① 保 守 点 検 用 具						
② 採 水 用 具						
③ 測 定 用 具	器 具		型 式		数 量	
	水 準 器					
	透 視 度 計					
	水素イオン濃度測定器					
	残留塩素測定器					
	汚泥沈降率測定器					
	汚泥厚測定器					
営業所名						

[別記様式第5号\(第6条関係\)](#)

(令3規則17・一部改正)

別記様式第5号(第6条関係)

連絡(予定)浄化槽清掃業者一覧

年 月 日

石川県知事 様

申請者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

営業区域ごとに連絡をとっている又は連絡をとる予定の浄化槽清掃業者は、下欄のとおりです。

営業区域名	浄化槽清掃業者		
	氏名又は名称	営業所の所在地	電話番号

[別記様式第6号\(第7条関係\)](#)

別記様式第6号(第7条関係)

浄化槽保守点検業者登録簿

登録番号	石川県知事登録 第 号	登録者 氏名 〔法人にあつては、名称 及び代表者の氏名〕	住所
登録年月日	年 月 日		
有効期限	年 月 日から 年 月 日まで		

役員		営業区域の名称	営業所		
氏名	役職名		名称	管轄する営業 区域の名称	所在地(電話番号)
			(主たる営業所)		
			(その他営業所)		

浄化槽管理士			
所 属 す る 営 業 所 の 名 称	浄 化 槽 管 理 士 の 氏 名	浄 化 槽 管 理 士 免 状 の 交 付 番 号	担 当 す る 営 業 区 域 の 名 称
行政処分に関する事項		備 考	

備考 この登録簿は、業者ごとに別冊とすること。

[別記様式第7号\(第8条関係\)](#)

(令3規則17・一部改正)

別記様式第7号(第8条関係)

浄化槽保守点検業者登録簿
謄本交付・閲覧請求書

年 月 日

石川県知事 様

請求者
住 所
氏 名
〔法人にあっては、名称及
び代表者の氏名〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第50条第3項の規定により、浄化槽保守点検業者登録簿の謄本交付・閲覧を次のとおり請求します。

1 謄本交付を請求しようとする浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び登録番号

(1) 氏名又は名称()

(2) 登録番号(石川県知事登録第 号)

2 謄本交付の枚数

(通)

備考1 「謄本交付・閲覧」については、不要のものを消すこと。
2 閲覧請求にあっては、1及び2の記載を要しない。

[別記様式第8号\(第10条関係\)](#)

(令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第8号(第10条関係)

浄化槽保守点検業登録事項変更届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者
住 所
氏 名
〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第53条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年月日及び登録番号	年 月 日	石川県知事登録第 号	
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
			変更年月日 年 月 日
			変更年月日 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

[別記様式第9号\(第11条関係\)](#)

(平17規則11・令3規則17・一部改正)

浄化槽保守点検業廃業等届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第54条の規定により、次のとおり浄化槽保守点検業の廃業等を届け出ます。

浄化槽保守点検業者の氏名 〔法人にあつては、名称 及び代表者の氏名〕	
浄化槽保守点検業者の住所	
登録年月日及び登録番号	年 月 日 石川県知事登録第 号
廃業等の理由	1 死亡 2 合併により消滅 3 破産手続開始の決定により解散 4 合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散 5 保守点検業を廃止
廃業等の年月日	年 月 日

備考 「廃業等の理由」欄は、該当するものを○で囲むこと。

[別記様式第10号\(第13条関係\)](#)

別記様式第10号(第13条関係)

← 40 cm 以上 →	
浄化槽保守点検業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	石川県知事登録第 号
登録年月日 (有効期間)	年 月 日 (年 月 日から 年 月 日まで)
浄化槽管理士の氏名	
↑ 35 cm 以上 ↓	

備考1 「代表者の氏名」欄は、浄化槽保守点検業者が法人である場合に記載すること。
2 「浄化槽管理士の氏名」欄は、営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名とすること。

[別記様式第11号\(第15条関係\)](#)

(令2規則13・一部改正)

別記様式第11号(第15条関係)

第 号	ふるさと石川の環境を守り育てる条例第61条第3項 の規定による身分証明書	
写 真 貼 付 け	所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
年 月 日発行		石川県知事 印

(裏)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)

(報告及び検査)

第61条 知事は、この目の規定の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告を求めることができる。

2 知事は、この目の規定を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第268条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(5) 第61条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第271条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第258条から前条まで(第262条第8号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

備考 用紙寸法 縦8センチメートル、横12センチメートル

[別記様式第12号\(第18条関係\)](#)

(令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第12号(第18条関係)

地下水採取許可申請書

年 月 日

石川県知事 様

申請者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)
電話番号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第64条第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

揚水設備の設置の場所		※整 理 号	号
揚 水 設 備 の 名 称		※番 号	
新 設、 用 途 の 変 更、 設 備 の 変 更 の 別	1 新 設 2 用途の変更 3 設備の変更	※受 理 日	
地 下 水 の 用 途	1 工業用水 (イ 製造業()、ロ 電気供給業、ハ ガス供給業、ニ 熱供給業) 2 建築物用水 (イ 冷暖房設備、ロ 水洗便所、ハ 洗車設備) 3 その他用水()	※許 可 号	号
ス ト レ ー ナ ー の 位 置 (地表面下メートル)		※許 可 年 月 日	
揚水機の吐出口の断面積 (平方センチメートル)		※備 考	
揚 水 設 備 に 係 属 する 井 戸	口 径 (ミ ー ト ル) 深 さ (地 表 面 下 メ ー ト ル)		

備考1 ※欄は、記載しないこと。

2 「新設、用途の変更、設備の変更の別」欄及び「地下水の用途」欄は、該当するものを○で囲むこと。

なお、工業用水中製造業に該当する場合は()欄に産業分類の中分類の種類を、その他用水に該当する場合は()欄に具体的用途を記入すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

[別記様式第13号\(第20条関係\)](#)

(令2規則13・一部改正)

揚水設備の構造図

※許可又は届出番号	号
-----------	---

構造図		
	種類	原動機出力 (キロワット)
揚水機の種類及び原動機出力		

- 備考1 ※欄は、記載しないこと。
 2 「構造図」欄は、ストレーナーの位置及びポンプの位置を明記すること。
 3 工場又は事業場内における揚水設備の設置の場所を示す図面を添付すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

[別記様式第14号\(第22条関係\)](#)

(令2規則13・令3規則17・一部改正)

地下水採取届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者
 住 所
 氏 名
 (法人にあつては、名称
 及び代表者の氏名)
 電話番号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第66条第3項(第72条第1項、第73条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

揚水設備の設置の場所		※整理番号	号
揚水設備の名称		※受理年月日	
新設、用途の変更、設備の変更の別	1 新設 2 用途の変更 3 設備の変更	※許可番号	号
地下水の用途	1 工業用水 (イ 製造業()、ロ 電気供給業、ハ ガス供給業、ニ 熱供給業) 2 建築物用水 (イ 冷暖房設備、ロ 水洗便所、ハ 洗車設備) 3 その他用水()	※備考	
ストレーナーの位置 (地表面下メートル)			
揚水機の吐出口の断面積 (平方センチメートル)			
揚水設備に係る井戸	口径 (メートル) 深さ (地表面下 メートル)		

- 備考1 ※欄は、記載しないこと。
 2 「新設、用途の変更、設備の変更の別」欄及び「地下水の用途」欄は、該当するものを○で囲むこと。
 なお、工業用水中製造業に該当する場合は()欄に産業分類の中分類の種類を、その他用水に該当する場合は()欄に具体的用途を記入すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

[別記様式第15号\(第24条関係\)](#)

(令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第15号(第24条関係)

氏名変更等届出書

年 月 日

石川県知事

様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

電話番号

氏名(名称、住所)に変更があつたので、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第67条(第74条)の規定により、次のとおり届け出ます。

許可又は届出番号	号	※整理番号	号
許可又は届出年月日	年 月 日	※受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
変 更 の 理 由			

備考1 ※欄は、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

[別記様式第16号\(第25条関係\)](#)

(令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第16号(第25条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

石川県知事

様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)

電話番号

揚水設備に係る許可採取者(届出採取者)の地位を承継したので、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第68条第3項(第75条第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

許可又は届出番号	号	※整理番号	号
許可又は届出年月日	年 月 日	※受 理 年 月 日	年 月 日
承 継 年 月 日	年 月 日		
被承継人の氏名又は 名 称 及 び 住 所			
承 継 の 原 因			

備考1 ※欄は、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

[別記様式第17号\(第26条関係\)](#)

(令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第17号(第26条関係)

揚水設備廃止等届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)
電話番号

揚水設備の廃止等について、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第69条(第76条)の規定により、次のとおり届け出ます。

許可又は届出番号	号	※整理番号	号
許可又は届出年月日	年 月 日	※受 理 年 月 日	年 月 日
廃止等の年月日	年 月 日		
廃止等の内容			

備考1 ※欄は、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

[別記様式第18号\(第29条関係\)](#)

(令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第18号(第29条関係)

水量測定器設置報告書

年 月 日

石川県知事 様

報告者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)
電話番号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第79条の規定により設置した水量測定器について、次のとおり報告します。

揚水設備の設置の場所		許可又は 届出番号	号
揚水設備の 名称又は番号		許可又は 届出年月日	年 月 日
水量測定器の種類			
水量測定器の 設置年月日	年 月 日		
水量測定器の測定範囲			
※ 整 理 番 号	号	※受理年月日	年 月 日

備考1 「水量測定器の測定範囲」欄は、積算時間計を設置した場合は記載しないこと。
2 ※欄は、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

[別記様式第19号\(第29条関係\)](#)

(令2規則13・一部改正)

地下水使用合理化計画書

年 月 日

石川県知事 様

提出者
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第80条第1項の規定により、地下水の使用合理化計画書を次のとおり提出します。

(1) 揚水設備の設置場所

[Blank box for water lifting equipment location]

(2) 使用している揚水設備

届出番号 [Blank box]

(3) 使用状況

Table with 5 columns: 地下水, 上水道, 回取水, その他, 合計. Title: 年度使用量(立方メートル)

Table with 8 columns: ボイラー用, 原料用, 製品処理, 冷却用, 温調用, 水洗トイレ用, 飲用, その他. Title: 地下水年度使用量用途別内訳(立方メートル)

(4) 節水・合理化計画について

別紙のとおり
(注 水利用フローシートを添付すること。)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

節水・合理化計画及び合理化の実績

Table with 8 columns: No, 場所, 用途, 合理化方法, 関連水量(m³/日), 節水量(m³/日), 着手年月日, 完了予定年月日. Title: 合理化計画

Table with 7 columns: No, 場所, 用途, 合理化方法, 関連水量(m³/日), 節水量(m³/日), 実施年度. Title: これまでに実施した合理化計画

(令2規則13・一部改正)

(表)

Form for the front of the certificate, including fields for No., photo, name, address, and date of issue.


(裏)

Form for the back of the certificate, containing the text of Article 81 and Article 270 of the ordinance.

備考 用紙寸法 縦8センチメートル、横12センチメートル

(平17規則56・追加、令2規則13・旧別記様式第22号の3繰上・一部改正)

(表)

第 号	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例第82条の5第2項の規定による身分証明書	
写 真	所 属
貼 付 け	職 名
	氏 名
	年 月 日生
年 月 日発行	石川県知事 

(裏)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)

(報告及び検査)

第82条の5 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、石綿含有建築材料を使用する建築物等で、当該建築材料の損傷、劣化等により、大気中に石綿粉じんが排出され、若しくは飛散し、県民の健康若しくは生活環境に著しい被害を生じさせ、若しくはそのおそれがあると認められるものの所有者、管理者若しくは占有者(次条第1項及び第2項において「飛散建築物等の所有者等」という。)に対し、当該建築材料の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該石綿含有建築材料を使用する建築物等に立ち入り、当該建築材料その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙寸法 縦8センチメートル、横12センチメートル

[別記様式第23号\(第34条、第37条関係\)](#)

(令2規則13・全改)

別記様式第23号(第34条、第37条関係)

産業廃棄物事業場外保管届出書		年 月 日
石川県知事 様		
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
ふるさと石川の環境を守り育てる条例(第85条第1項前段、第85条第3項)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
保管の場所に関する事項	所在地	
	面積	㎡
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	
保管開始年月日	年 月 日	
備考 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ(3)の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。		

(日本産業規格 A列4番)

[別記様式第24号\(第35条関係\)](#)

(令2規則13・全改)

別記様式第24号(第35条関係)

産業廃棄物事業場外保管変更届出書		年 月 日
石川県知事 様		
		届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
ふるさと石川の環境を守り育てる条例第85条第1項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

(日本産業規格 A列4番)

[別記様式第25号\(第36条関係\)](#)
(令2規則13・全改)


別記様式第25号(第36条関係)

産業廃棄物事業場外保管廃止届出書		年 月 日
石川県知事 様		
		届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
ふるさと石川の環境を守り育てる条例第85条第2項の規定により、届け出ます。		
保 管 場 所 の 所 在 地		
廃 止 の 理 由		
廃 止 年 月 日	年 月 日	

(日本産業規格 A列4番)

[別記様式第26号\(第40条関係\)](#)
(令2規則13・一部改正)

(表)


第 号	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例第91条第2項の規定による身分証明書	
写 真 貼 付 け	所 属 職 名 氏 名 年 月 日生
年 月 日発行	
石川県知事 	

(裏)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)
(立入検査) 第91条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に事業者等、土地所有者等その他の関係者の事業場又は産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物等を無償で取去させることができる。 2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
備考 用紙寸法 縦8センチメートル、横12センチメートル

(令2規則13・一部改正)

(表)

第 号	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例第96条第2項の規定による身分証明書	
写 真 貼 付 け	所 属 職 名 氏 名 年 月 日生
年 月 日発行	
石川県知事 	

(裏)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)
(立入検査) 第96条 知事は、指定有害副産物等の生成又は保管が行われていると認めるときは、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、当該生成又は保管を行う者の事務所、事業場その他の場所又は収集若しくは運搬の用に供する車両に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において指定有害副産物等を無償で取去させることができる。 2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(罰則) 第264条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (2) 第96条第1項の規定による立入検査又は取去を拒み、妨げ、又は忌避した者 第271条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第258条から前条まで(第262条第8号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
備考 用紙寸法 縦8センチメートル、横12センチメートル

(令2規則13・令3規則10・一部改正)

別記様式第28号(第49条関係)

(表)

第 号 ふるさと石川の環境を守り育てる条例第109条第2項 の規定による身分証明書										
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: 1px dashed black; width: 15%; padding: 5px;">写 真</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">所 属 職 名 氏 名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">貼 付 け</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	写 真		所 属 職 名 氏 名		年 月 日生	貼 付 け				
写 真		所 属 職 名 氏 名		年 月 日生						
貼 付 け										
年 月 日発行 石川県知事 印										

(裏)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)
(報告及び検査) 第109条 知事は、この款の規定の施行に必要な限度において、飲食店営業を営む者及び商業宣伝を目的として拡声器を使用している者に対し、音響機器、拡声器の使用状況その他必要な事項に関して報告を求め、又はその職員に、営業施設その他の場所に立ち入り、その者の帳簿書類若しくは音響機器、拡声器その他の物件を検査させることができる。 2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(罰則) 第270条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。 (4) 第109条第1項の規定による報告を故意に怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第271条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第258条から前条まで(第262条第8号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

備考 用紙寸法 縦8センチメートル、横12センチメートル

[別記様式第29号\(第52条関係\)](#)

(令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第29号(第52条関係)

指定化学物質等の取扱量等の報告書

年 月 日

石川県知事

様

報告者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第112条第2項の規定により、年 月から 年 月までの1年間の指定化学物質等の取扱量等について、次のとおり報告します。

事業所	名 称		第一種指定化学物質の取扱量等		
	所 在 地		製 造 量 (kg)	使 用 量 (kg)	合 計 (kg)
第一種指定化学物質の番号	第一種指定化学物質の名称				
※ 整理番号					

- 備考1 ※欄は、記載しないこと。
 2 本報告書は、事業所ごとに作成すること。
 3 報告書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 4 「第一種指定化学物質の番号」欄及び「第一種指定化学物質の名称」欄は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第1に掲げる番号及び名称(同表第1に別名の記載がある第一種指定化学物質にあつては、当該別名)を記載すること。
 5 取扱量等の有効数字は、3桁とすること。ただし、取扱量等が1キログラム未満の場合は、小数点以下第2位を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 6 第一種指定化学物質の種類が多く、上記様式におさまらない場合は、上記様式に従って別紙を作成し、当該別紙に記入した上、本報告書と合わせて報告すること。

[別記様式第30号\(第80条関係\)](#)

(令2規則13・一部改正)

(表)

第 号	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例第124条第3項の規定による身分証明書	
写 真 貼 付 け	所 属 職 名 氏 名 年 月 日生
年 月 日発行	
石川県知事 	

(裏)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)

(中止命令等)
第124条 知事は、保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第121条第4項若しくは第122条第3項の規定に違反し、若しくは第121条第5項(第122条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行わせることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(罰則)
第259条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
(1) 第124条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

第271条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第258条から前条まで(第262条第8号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(抄)

(自然保護取締員の資格及び権限)
第79条(略)

2 条例第124条第2項の規定による自然保護取締員に行わせる権限は、次に掲げる行為について、その中止を命じ、又は次に掲げる行為(第1号に掲げる行為にあつては条例第121条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げるものを除き、第3号に掲げる行為にあつては条例第123条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げるものを除く。)について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることとする。

(1) 特別地区内における行為で、条例第121条第4項各号に掲げるもの
(2) 野生動植物保護地区内における行為で、条例第122条第3項本文に規定するもの
(3) 普通地区内における行為で、条例第123条第1項各号に掲げるもの

備考 用紙寸法 縦6センチメートル、横9センチメートル

[別記様式第31号\(第80条関係\)](#)


(令2規則13・一部改正)

[別記様式第32号\(第80条関係\)](#)

(令2規則13・一部改正)

別記様式第32号(第80条関係)

(表)

第 号	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例第127条第4項の規定による身分証明書	
写 真 貼 付 け	所 属 職 名 氏 名 年 月 日生
年 月 日発行	
石川県知事 	

(裏)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)

(実地調査)
第127条 知事は、保全地域の指定若しくはその区域の拡張、保全計画の決定若しくは変更又は保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項に規定する職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

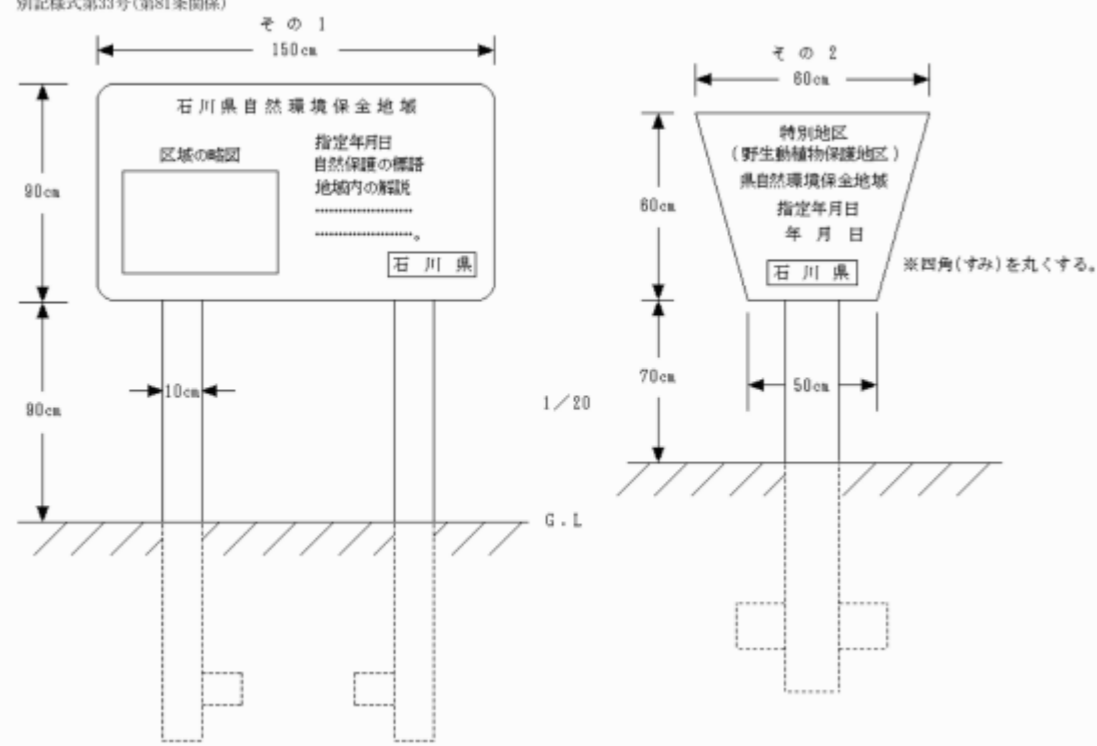
(罰則)
第266条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
(4) 第127条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

第271条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第258条から前条まで(第262条第8号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

備考 用紙寸法 縦6センチメートル、横9センチメートル

[別記様式第33号\(第81条関係\)](#)

別記様式第33号(第81条関係)



[別記様式第34号\(第84条関係\)](#)

(平17規則32・平20規則7・令3規則17・一部改正)

別記様式第34号(第84条関係)

里山保全再生協定認定申請書

年 月 日

石川県知事 様

申請者
住 所
氏 名
〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕
電話番号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第133条第1項に規定する認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 里山保全再生協定の目的となる土地の地番
- 2 里山保全再生協定の締結年月日
年 月 日
- 3 里山保全再生協定の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 添付する図面又は書類
(1) 位置図(縮尺5万分の1以上)
(2) 区域図(縮尺5千分の1以上)
(3) 目的となる土地の登記事項証明書
(4) 里山活動団体の規約又は会則
(5) 里山活動団体の役員名簿及び会員名簿
(6) 里山活動団体(法人である場合に限る。)の登記事項証明書
(7) 里山保全再生協定に係る協定書の写し

注1 住所には、主たる事務所の所在地(法人でない団体にあつては、その代表者又は管理人の住所)を記載すること。
2 氏名には、里山活動団体の名称並びに代表者の役職名及び氏名(法人でない団体にあつては、その代表者又は管理人の氏名)を記載すること。

[別記様式第35号\(第85条関係\)](#)

(平17規則32・平20規則7・令3規則17・一部改正)

別記様式第35号(第85条関係)

里山保全再生協定変更認定申請書

年 月 日

石川県知事 様

申請者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕
電話番号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第135条第1項に規定する認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 里山保全再生協定の目的となる土地の地番
 - 2 里山保全再生協定の変更年月日
年 月 日
 - 3 変更の内容
 - 4 変更の理由
 - 5 添付する図面又は書類
(1) 目的となる土地に係る変更の場合は、当該土地の区域図(縮尺5千分の1以上)及び登記事項証明書
(2) 里山活動団体(法人である場合に限る。)の登記事項証明書
(3) 変更後の里山保全再生協定に係る協定書の写し
- 注1 住所には、主たる事務所の所在地(法人でない団体にあつては、その代表者又は管理人の住所)を記載すること。
2 氏名には、里山活動団体の名称並びに代表者の役職名及び氏名(法人でない団体にあつては、その代表者又は管理人の氏名)を記載すること。
3 「変更の内容」は、変更しようとする里山保全再生協定に係る協定書の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載する。

[別記様式第36号\(第86条関係\)](#)

(令3規則17・一部改正)

別記様式第36号(第86条関係)

里山保全再生協定廃止届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕
電話番号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第136条の規定により、里山保全再生協定を廃止するので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 里山保全再生協定の目的となる土地の地番
 - 2 里山保全再生協定の廃止年月日
年 月 日
 - 3 廃止の理由
- 注1 届出者が里山活動団体である場合においては、住所には、主たる事務所の所在地(法人でない団体にあつては、その代表者又は管理人の住所)を記載すること。
2 届出者が里山活動団体である場合においては、氏名には、里山活動団体の名称並びに代表者の役職名及び氏名(法人でない団体にあつては、その代表者又は管理人の氏名)を記載すること。

[別記様式第37号\(第87条関係\)](#)

第 号
年 月 日

様

石川県知事



認定里山保全再生協定認定取消通知書

年 月 日付け 第 号で認定した里山保全再生協定については、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第137条第1項の規定により下記のとおり認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 取消しに係る里山保全再生協定の認定年月日
年 月 日
- 取消しに係る里山保全再生協定の目的となっていた土地の地番
- 里山保全再生協定の取消年月日
年 月 日
- 里山保全再生協定の取消しの理由

別記様式第38号(第91条関係)

(令2規則13・令3規則17・一部改正)

指定希少野生動植物種捕獲等許可申請書

年 月 日

石川県知事 様

申請者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第142条第2項の規定により、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

捕獲等しようとする個体	種 名 (卵にあつては、 その旨及び種名)	
	数 量	
捕獲等をする目的	学術研究・繁殖・教育・その他()	
捕獲等をする区域及び当該区域の状況		
捕獲等の方法		
捕獲等をした個体の輸送方法(生きている個体の場合に限り)		
捕獲等しようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	
捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合	所在地	
	飼養栽培施設の規模及び構造	
	取 住 所 氏 名	
	扱 職 業	
者	飼養栽培に関する経歴	
摘 要		

注1 この申請書の提出に併せて、次の書類を提出すること。

- 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
 - 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
 - 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- 2 「捕獲等をする目的」欄は、該当するものを○で囲み、詳細を別紙に記載の上、添付すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第39号(第91条関係)

(平17規則56・令2規則13・一部改正)

別記様式第39号(第91条関係)

(表)		(裏)	
指定希少野生動物種捕獲等許可証 第 年 月 日 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 石川県知事 印		注意 1 捕獲等許可証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。 2 捕獲等許可証は、その効力を失った日から30日以内に、これを石川県知事に返納しなければならない。	
住 所		市町名	捕獲等をした数量
氏 名			処置の概要
種 名 〔脚にあつては、 その旨及び種名〕			
数 量			
目 的			
区 域			
方 法			
条 件			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。

別記様式第40号(第91条関係)

(令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第40号(第91条関係)

指定希少野生動物種捕獲等従事者証交付申請書

年 月 日

石川県知事 様

申請者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称及
び代表者の氏名〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第142条第6項の規定により、指定希少野生動物種捕獲等従事者証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

捕獲等に係る許可証	番 号	第 号
	交付年月日	年 月 日
捕獲等に従事する者の住所、氏名及び職業		
1	住 所	
	氏 名	
	職 業	
2	住 所	
	氏 名	
	職 業	
3	住 所	
	氏 名	
	職 業	
4	住 所	
	氏 名	
	職 業	
5	住 所	
	氏 名	
	職 業	
摘 要		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第41号(第91条関係)

(令2規則13・一部改正)

別記様式第41号(第91条関係)

(表)		(裏)	
指定希少野生動物種捕獲等従事者証 第 年 月 日 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 石川県知事 印		注意 1 従事者証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。 2 従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを石川県知事に返納しなければならない。	
住 所		目 的	
氏 名		区 域	
捕獲等許可証の番号		方 法	
法人の名称		条 件	
種 名 〔脚にあつては、 その旨及び種名〕			
数 量			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。

別記様式第42号(第91条関係)

(令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第42号(第91条関係)

指定希少野生動植物種捕獲等許可証等再交付申請書

年 月 日

石川県知事 様

申請者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第142条第7項の規定により、指定希少野生動植物種捕獲等許可証(従事者証)の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

交付を受けた指定希少野生動植物種捕獲等許可証(従事者証)	番 号	第 号
	交付年月日	年 月 日

許可証(従事者証)を紛失し、又は滅失した事情


注1 不要の文字は抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

[別記様式第43号\(第93条関係\)](#)

(令2規則13・一部改正)

別記様式第43号(第93条関係)

(表)

第 号	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例第144条第2項の規定による身分証明書	
写 真	所 属 職 名 氏 名
貼 付 け	年 月 日生
年 月 日発行	
石川県知事	

(裏)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)

(報告及び検査)
第144条 知事は、この款の規定の施行に必要な限度において、第142条第1項の許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物種の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)
第267条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
(2) 第144条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者


第271条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第258条から前条まで(第262条第8号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

備考 用紙寸法 縦6センチメートル、横9センチメートル

[別記様式第44号\(第93条関係\)](#)

(令2規則13・一部改正)

(表)

第 号	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例第148条第3項の規定による身分証明書	
写 真 貼 付 け	所 属 職 名 氏 名 年 月 日生
年 月 日発行	
石川県知事 	

(裏)


ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)
(報告及び検査) 第148条 知事は、この款の規定の施行に必要な限度において、希少野生動植物保護地区の区域内において、第146条第1項各号に掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。 2 知事は、この款の規定の施行に必要な限度において、その職員に、希少野生動植物保護地区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(罰則) 第267条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (3) 第148条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 第271条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第258条から前条まで(第262条第8号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

備考 用紙寸法 縦6センチメートル、横9センチメートル

[別記様式第45号\(第93条関係\)](#)

(令2規則13・一部改正)

(表)

第 号	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例第149条第3項の規定による身分証明書	
写 真 貼 付 け	所 属 職 名 氏 名 年 月 日生
年 月 日発行	
石川県知事 	

(裏)


ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)
(実地調査) 第149条 知事は、第145条第1項の規定に基づく指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。 2 知事は、その職員に前項の規定による立ち入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。 3 第1項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。
(罰則) 第267条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (4) 第149条第4項又は第153条の2第4項の規定に違反して、第149条第1項又は第153条の2第1項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げた者 第271条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第258条から前条まで(第262条第8号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

備考 用紙寸法 縦6センチメートル、横9センチメートル

[別記様式第45号の2\(第93条関係\)](#)

(令2規則13・追加)

(表)

第 号	ふるさと石川の環境を守り育てる条例第153条の2第3項の規定による身分証明書		
写 真	所 属	職 名	氏 名
貼 付 け			年 月 日生
年 月 日発行	石川県知事 		

(裏)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)

(土地への立入り等)

第153条の2 知事は、保護整備事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地(水底を含む。以下この条において同じ。)の形質の軽微な変更をさせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせるときは、あらかじめ、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

5 知事は、第2項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地又は立木竹の所在地の属する市町の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を公示しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は公示した日のいずれか遅い日から14日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

(罰則)

第267条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(4) 第149条第4項又は第153条の2第4項の規定に違反して、第149条第1項又は第153条の2第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

第271条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第258条から前条まで(第262条第8号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

備考 用紙寸法 縦6センチメートル、横9センチメートル

[別記様式第46号\(第95条関係\)](#)

(平17規則56・令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第46号(第95条関係)

(表面)

希少野生動植物保護地区内行為許可申請書

年 月 日

石川県知事 様

申請者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第146条第2項の規定により、希少野生動植物保護地区内の行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

保護地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為予定日	着手完了
摘 要	

(裏面)

注1 ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則第95条第2項に規定する図面のほか、行為の施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

2 「行為の目的」欄は、当該工作物を設ける目的及びその必要性を具体的に記入すること。

3 「行為の場所」欄は、市郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。

4 「行為地及びその付近の状況」欄は、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

5 「摘要」欄は、次の事項を記入すること。

(1) 当該行為が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その処分又は届出の名称、その申請又は届出の年月日、許可、認可等の年月日及び届出、許可、認可等の番号を記入すること。

(2) 行為地の土地の所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

(3) 過去に条例に規定する行為の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする

[別記様式第47号\(第96条関係\)](#)

(令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第47号(第96条関係)

希少野生動植物保護地区内既着手行為届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

希少野生動植物保護地区内指定された際、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第146条第1項各号に掲げる行為に着手していたので、同条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
施行方法	
行為の完了の日又は予定日	
摘 要	

- 注1 記入事項及び添付図面は、別記様式第46号に準ずること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

[別記様式第48号\(第98条関係\)](#)

(令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第48号(第98条関係)

希少野生動植物保護地区内非常災害応急措置届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)

希少野生動植物保護地区内において非常災害に対する必要な応急措置をしたので、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第146条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
施行方法	
行為の完了の日又は予定日	
摘 要	

- 注1 記入事項及び添付図面は、別記様式第46号に準ずること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

[別記様式第49号\(第104条関係\)](#)

(令2規則13・令3規則17・一部改正)

指定希少野生動植物種捕獲等届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則第88条第2号(第4号)の規定により、指定希少野生動物種の個体の捕獲等をしたので、次のとおり届け出ます。

捕獲等しようとする個体	種名 (別にあつては、その旨及び種名)		
	数		
捕獲等をする目的	大学教育・学術研究		
捕獲等をする区域(移動又は移植をする区域を含む。)及び当該区域の状況			
捕獲等の方法			
捕獲等をした個体の輸送方法(生きている個体の場合に限る。)			
捕獲等しようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで		
捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合	所在地		
	飼養栽培施設の規模及び構造		
	取扱者	住所	
		氏名	
		職業	
	飼養栽培に関する経歴		
摘 要			

注1 この申請書の提出に併せて、次の書類を提出すること。

- 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
 - 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあつては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
 - 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあつては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- 2 「捕獲等をする目的」欄は、該当するものを○で囲み、詳細を別紙に記載の上、添付すること。
3 不要の文字は抹消すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第50号から別記様式第78号まで 削除
(令2規則13)

[別記様式第79号\(第146条関係\)](#)
(令2規則13・全改)

別記様式第79号(第146条関係)

(表)

<p>年 月 日 交付 証明書</p> <p>石川県知事</p> <p>印</p>	<p>第 号</p> <p>写真</p> <p>所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日</p> <p>この証明書を携帯する者は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第百六十五条の七第一項に規定する立入検査等を行う職員である。</p>
---	---

(裏)

<p>ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)</p> <p>(報告徴収及び立入検査) 第百六十五条の七 知事は、第百六十五条第三項の認可を受けた者に対し、この目の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(罰則) 第百六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 四 (省略) 五 第百六十五条の七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 (以下省略)</p>	<p>ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)</p>
---	-----------------------------

備考 この用紙は、日本産業規格A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から2つ折りとする。

[別記様式第80号\(第146条関係\)](#)
(令2規則13・全改)

(表)

<p>第 号</p> <p>写 真</p> <p>年 月 日 交付</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>石川県知事</p> <p>印</p>	<p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日</p> <p>この証明書を携帯する者は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第百七十七条第一項に規定する立入検査等を行う職員である。</p>
--	---

(裏)

<p>ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)</p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第百七十七条 知事は、第百七十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第二百六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 七 (省略)</p> <p>八 第百七十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>(以下省略)</p>	
---	--

備考 この用紙は、日本産業規格A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から2つ折りとする。

(令2規則13・全改)

(表)

<p>第 号</p> <p>写 真</p> <p>年 月 日 交付</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>石川県知事</p> <p>印</p>	<p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日</p> <p>この証明書を携帯する者は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第百八十条第二項に規定する立入検査等を行う職員である。</p>
--	--

(裏)

<p>ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)</p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第百八十条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第百六十九条第四項若しくは第百七十条第三項第七号の規定による許可を受けた者又は第百七十八条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 知事は、第百六十九条第四項、第百七十条第三項第七号、第百七十八条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第百六十九条第四項各号、第百七十条第三項第七号若しくは第百七十八条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第二百六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 十一 (省略)</p> <p>十二 第百八十条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>(以下省略)</p>	
--	--

備考 この用紙は、日本産業規格A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から2つ折りとする。

(令2規則13・全改)

別記様式第84号(第149条関係)

環境影響評価方法書等送付書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

事業者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第203条第1項の規定により、環境影響評価方法書及び要約書を送付します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類			
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
連絡先	所在地	電話番号	
	所属	担当者名	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- ※欄は、記載しないこと。
- 「対象事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる対象事業の種類を記載すること。
- 環境影響評価方法書及び要約書を添付すること。

[別記様式第85号\(第150条、第152条の4、第152条の7、第157条、第161条、第164条、第178条、第182条、第184条、第185条関係\)](#)
(平17規則56・令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第85号(第150条、第152条の4、第152条の7、第157条、第161条、第164条、第178条、第182条、第184条、第185条関係)

公告事項報告書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

事業者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)

環境影響評価方法書を作成した旨
環境影響評価準備書を作成した旨
方法書説明会を開催する旨
準備書説明会を開催する旨
方法書の概要
準備書の概要
環境影響評価書を作成した旨
対象事業を実施しないこととした旨
対象事業に該当しないこととなった旨
対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨
再度手続を行うこととした旨

の公告をしましたので、ふるさと石川の環境

を守り育てる条例施行規則第 条第 項の規定により報告します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類			
公告年月日			
公告の方法			
連絡先	所在地	電話番号	
	所属	担当者名	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- ※欄は、記載しないこと。
- 「対象事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる対象事業の種類を記載すること。
- 公告の写しを添付すること。

[別記様式第85号の2\(第152条の5、第162条関係\)](#)
(令2規則13・追加、令3規則17・一部改正)

別記様式第85号の2(第152条の5、第162条関係)

説明会開催結果報告書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

事業者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称〕
及び代表者の氏名

〔環境影響評価方法書〕
〔環境影響評価準備書〕の説明会を開催しましたので、ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則〔第152条の5〕
〔第162条〕の規定により報告します。

対 象 事 業 の 名 称				※ 整 理 番 号
対 象 事 業 の 種 類				
開 催 の 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで			
開 催 場 所				
参 加 人 員				
説 明 会 の 経 過 及 び 概 要	(別紙のとおり)			
連 絡 先	所 在 地		電 話 番 号	
	所 属		担 当 者 名	

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※欄は、記載しないこと。
3 「対象事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる対象事業の種類を記載すること。

[別記様式第85号の3\(第152条の7、第164条関係\)](#)
(令2規則13・追加、令3規則17・一部改正)

別記様式第85号の3(第152条の7、第164条関係)

説明会代替措置報告書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

事業者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称〕
及び代表者の氏名

〔環境影響評価方法書〕
〔環境影響評価準備書〕の説明会の代替措置を行いましたので、ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則
〔第152条の7第3項〕
〔第164条において準用する第152条の7第3項〕の規定により報告します。

対 象 事 業 の 名 称				※ 整 理 番 号
対 象 事 業 の 種 類				
中 止 した 説明会	開 催 予 定 日 時			
	開 催 予 定 場 所			
	開 催 を 中 止 した 理由			
代 替 措 置 の 概 要				
連 絡 先	所 在 地		電 話 番 号	
	所 属		担 当 者 名	

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※欄は、記載しないこと。
3 「対象事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる対象事業の種類を記載すること。
4 説明会の代替措置として、関係住民に提供した書類等を添付すること。

[別記様式第86号\(第154条関係\)](#)
(平17規則56・令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第86号(第154条関係)

環境影響評価方法書についての意見の概要送付書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

事業者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称及
び代表者の氏名〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第206条の規定により、環境影響評価方法書についての意見の概要を送付します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類			
意見書の数	通		
連絡先	所在地	電話番号	
	所属	担当者名	

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※欄は、記載しないこと。
3 「対象事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる対象事業の種類を記載すること。

[別記様式第87号\(第156条関係\)](#)

(平17規則56・令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第87号(第156条関係)

環境影響評価準備書等送付書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

事業者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称及
び代表者の氏名〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第211条の規定により、環境影響評価準備書及び要約書を送付します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類			
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
連絡先	所在地	電話番号	
	所属	担当者名	

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※欄は、記載しないこと。
3 「対象事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる対象事業の種類を記載すること。
4 環境影響評価準備書及び要約書を添付すること。

別記様式第88号及び別記様式第89号 削除
(令2規則13)

[別記様式第90号\(第166条関係\)](#)

(平17規則56・令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第90号(第166条関係)

環境影響評価準備書についての意見の概要送付書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

事業者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第215条の規定により、環境影響評価準備書についての意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類			
意見書の数	通		
連絡先	所在地	電話番号	
	所 属	担当者名	

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※欄は、記載しないこと。
3 「対象事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる対象事業の種類を記載すること。
4 意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を添付すること。

[別記様式第91号\(第177条関係\)](#)

(平17規則56・令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第91号(第177条関係)

環境影響評価書等送付書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

事業者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第218条第3項の規定により、環境影響評価書及び要約書を送付します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類			
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
連絡先	所在地	電話番号	
	所 属	担当者名	

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※欄は、記載しないこと。
3 「対象事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる対象事業の種類を記載すること。
4 環境影響評価書及び要約書を添付すること。

[別記様式第92号\(第182条関係\)](#)

(平17規則56・令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第92号(第182条関係)

対象事業廃止届出書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

事業者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第221条第1項第1号(第222条第4項において準用する場合及び第223条第3項において準用する第222条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類			
廃止年月日			
廃止の理由			
連絡先	所在地	電話番号	
	所 属	担当者名	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※欄は、記載しないこと。

3 「対象事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる対象事業の種類を記載すること。

[別記様式第93号\(第182条関係\)](#)

(平17規則56・令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第93号(第182条関係)

対象事業修正届出書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

事業者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第221条第1項第2号(第222条第4項において準用する場合及び第223条第3項において準用する第222条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類			
修正年月日			
修正の理由			
連絡先	所在地	電話番号	
	所 属	担当者名	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※欄は、記載しないこと。

3 「対象事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる対象事業の種類を記載すること。

[別記様式第94号\(第182条関係\)](#)

(平17規則56・令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第94号(第182条関係)

対象事業引継届出書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

事業者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第221条第1項第3号(第222条第4項において準用する場合及び第223条第3項において準用する第222条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類			
引継年月日			
引継の理由			
事業を引き継いだ者の住所等	住所 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 連絡先 担当者		
連絡先	所在地	電話番号	
	所 属	担当者名	

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※欄は、記載しないこと。
3 「対象事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる対象事業の種類を記載すること。

[別記様式第95号\(第186条関係\)](#)

(平17規則56・令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第95号(第186条関係)

対象事業工事着手届出書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

事業者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第226条の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類			
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
着手年月日			
完了予定年月日			
工 事 施 工 者	住 所	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	氏 名		
連絡先	所在地	電話番号	
	所 属	担当者名	

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※欄は、記載しないこと。
3 「対象事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる対象事業の種類を記載すること。

[別記様式第96号\(第186条関係\)](#)

(平17規則56・令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第96号(第186条関係)

対象事業工事完了届出書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

事業者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第226条の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類			
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
着手年月日			
完了年月日			
工事 施工者	住 所		
	氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
供用開始後 の 管 理 者	住 所		
	氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
連絡先	所在地	電話番号	
	所 属	担当者名	

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※欄は、記載しないこと。
3 「対象事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる対象事業の種類を記載すること。

[別記様式第97号\(第187条関係\)](#)

(平17規則56・令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第97号(第187条関係)

事後調査計画書送付書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

事業者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第227条第1項の規定により、事後調査計画書を送付します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類			
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
連絡先	所在地	電話番号	
	所 属	担当者名	

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※欄は、記載しないこと。
3 「対象事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる対象事業の種類を記載すること。
4 事後調査計画書を添付すること。

[別記様式第98号\(第188条関係\)](#)

(平17規則56・令2規則13・令3規則17・一部改正)

別記様式第98号(第188条関係)

事後調査報告書送付書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

事業者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第228条第2項の規定により、事後調査報告書を送付します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類			
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
連絡先	所在地	電話番号	
	所属	担当者名	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※欄は、記載しないこと。

3 「対象事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる対象事業の種類を記載すること。

4 事後調査報告書を添付すること。

[別記様式第99号\(第193条関係\)](#)

(令2規則13・一部改正)

別記様式第99号(第193条関係)

(表)

第 号
ふるさと石川の環境を守り育てる条例第234条第2項の規定による身分証明書
写 真 はりつけ
所 属 職 名 氏 名
年 月 日生
年 月 日発行
石川県知事
印

(裏)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(抄)
(報告及び調査) 第234条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、事業者等から対象事業(環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業を含む。以下「対象事業等」という。)の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に対象事業等が実施されている区域その他知事が必要と認める場所に立ち入り、当該対象事業等の実施状況を調査させることができる。
2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙寸法 縦8センチメートル、横12センチメートル